

平成13年度

包括外部監査の結果報告書

県有施設の運営状況について

秋田県包括外部監査人 高井宏司

目次

第1	監査の概要	
1.	監査の種類	1
2.	選定した特定の事件	1
3.	監査の対象	1
4.	事件を選定した理由	1
5.	監査の方法	1
6.	監査の実施期間	2
7.	監査の補助者	2
第2	県有施設の概要	
1.	県有施設の開設の状況	3
2.	監査対象とした県有施設	4
第3	外部監査の結果	
1.	秋田県総合生活文化会館（アトリオン）	
1.	施設の概要	6
2.	監査の結果	10
2.	秋田県金属鋳業研修技術センター	
1.	施設の概要	11
2.	監査の結果	16
3.	秋田県生物資源総合開発利用センター	
1.	施設の概要	16
2.	監査の結果	22
4.	秋田ふるさと村	
1.	施設の概要	22
2.	監査の結果	25
5.	秋田県立近代美術館	
1.	施設の概要	26
2.	監査の結果	28
6.	秋田県立北欧の杜公園	
1.	施設の概要	28
2.	監査の結果	30
7.	秋田県立小泉潟公園	
1.	施設の概要	33
2.	監査の結果	34

8. 秋田県立中央公園	
1. 施設の概要	36
2. 監査の結果	37
9. 秋田県森林学習交流館（プラザクリプトン）	
1. 施設の概要	41
2. 監査の結果	46
10. 秋田県立総合射撃場	
1. 施設の概要	48
2. 監査の結果	52
11. 秋田県中央地区老人福祉総合エリア	
1. 施設の概要	53
2. 監査の結果	54
12. 秋田県南部老人福祉総合エリア	
1. 施設の概要	56
2. 監査の結果	58
13. 秋田県北部老人福祉総合エリア	
1. 施設の概要	62
2. 監査の結果	63
14. 秋田県花き種苗センター	
1. 施設の概要	67
2. 監査の結果	69
15. 秋田県青少年交流センター（ユースパル）	
1. 施設の概要	71
2. 監査の結果	76
第4 利害関係	76

包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見書

1. 行政コストについて	77
2. 秋田県総合生活文化会館（アトリオン）	78
3. 秋田県金属鋳業研修技術センター	80
4. 秋田県生物資源総合開発利用センター	82
5. 秋田ふるさと村	84
6. 秋田県立近代美術館	85
7. 県立公園（県立中央公園、小泉瀉公園、北欧の杜公園）	87

8. 秋田県森林学習交流館（プラザクリプトン）	92
9. 秋田県立総合射撃場	96
10. 秋田県老人福祉総合エリア（中央エリア、南部エリア、北部エリア）	97
11. 秋田県花き種苗センター	106
12. 秋田県青少年交流センター（ユースパル）	107
13. 複数の施設に共通する意見	110
14. 行政コスト計算書の合計表	112
{参考} 秋田県健康増進交流センター	114

報告書中の表の合計は、単位未満を切捨てて表示しているものがあるため、総計とその内訳が一致しない場合がある。

包括外部監査の結果報告書

第1 外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

県有施設の運営状況について

3. 監査の対象

平成元年度から平成 10 年度までに開設された主要な県有施設（一部、昭和 63 年度以前に開設された施設並びに平成 11 年度に開設された施設を含む。）のうち 15 施設

4. 事件を選定した理由

公の施設は、地方公共団体が「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため」（地方自治法第 244 条第 1 項）に設けた施設である。一般的に、このような施設の創設時の事業計画策定にあたっては、多額の資金を要する設備投資であるため、事業費については慎重に検討されるものの、施設の管理運営に要する費用については、それほど重きが置かれたい傾向がある。このため、県は公の施設を開設したことによって施設が存続する間、長期間にわたって当初予期しなかった多額の管理運営費を負担し続けることになるおそれがある。

現実には、既存の各種文化・教育・福祉・スポーツ等の公の施設にかかる管理運営費予算が、毎年度相当の額に上っており、これらの管理運営のあり方は、社会経済情勢の変化に伴って当然に見直しが検討されるべきものである。

よって、現在の施設の管理運営が適正に執行されているか、という観点から検証するとともに、当初の事業計画が慎重に作成されたものであったかどうか、その結果、当初の事業計画と実績の間に大きな乖離が発生したかどうか、また、その運営に伴ってどれだけの行政サービス実施コストが発生しているかを把握する必要があると判断して当該事件を選定した。

5. 監査の方法

1. 監査の要点

- (1) 施設の管理運営が、条例、規則等に基づき適正に運用されているかどうか。
- (2) 当初の事業計画が、施設の現在の運営状況に照らして妥当であったかどうか。
- (3) 各施設の管理運営が、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかどうか。

2. 主な監査手続

- (1) 施設の運営の実情を把握するため、監査対象とした15施設について往査を実施した。
- (2) 施設の財産管理、契約、出納等に関する事務処理について、担当者への質問、関係書類との照合等を行った。
- (3) 現状の財務状況、利用状況等を把握し、当初事業計画との比較を行った。
- (4) 施設の管理委託に関する契約書等の閲覧、質問、関係書類との照合等を実施した。
- (5) 必要と認めた場合、管理委託先への往査を実施した。

6. 監査の実施期間

平成13年6月15日から平成14年2月7日まで

7. 監査の補助者

監査補助者の氏名、資格は以下のとおりである。

公認会計士	樋口幸一
〃	清水涼子
〃	飯田 律
〃	山本靖子
会計士補	木下 哲

第2 県有施設の概要

1. 県有施設の開設の状況

県議会事務局作成の「主要県有施設の概要」(平成11年4月)及び総務課作成の「県有宿泊施設一覧」によると、平成元年度から平成10年度までに開設された主な県有施設の概要は以下のとおりである。ただし、庁舎、発電所、ダム、港湾等、県固有の施設を除いている。

(単位：百万円)

開設年度	施設名	総事業費
平成元年度	秋田県総合生活文化会館(アトリオン)	4,001
//	角館広域交流センター	496
平成2年度	秋田県消防学校	2,251
//	秋田県動物管理センター	254
//	秋田県林業技術センター	1,049
//	森林科学館	58
//	秋田県計量検定所	213
平成3年度	能代山本老人福祉総合エリア高齢者交流センター	993
//	秋田県金属鋹業研修技術センター	1,476
//	秋田県農業科学館	2,477
//	秋田県生物資源総合開発利用センター	4,595
//	秋田県南部老人福祉総合エリア	4,779
平成4年度	北秋田大野台老人福祉総合エリアひまわりの家	849
//	能代山本広域交流センター	732
//	秋田県高度技術研究所	3,243
//	矢島スポーツ宿泊センター(ユースプラトー)	772
平成5年度	秋田県水産振興センター(アワビ種苗生産施設)	618
//	秋田県立図書館	6,149
平成6年度	秋田県水産振興センター(内水面試験池)	382
//	秋田ふるさと村	13,196
//	秋田県立北欧の杜公園	15,760
//	秋田県生涯学習センター分館(ジョイナス)	338
//	秋田県立近代美術館	6,996
平成7年度	秋田県立大学附属木材高度加工研究所	6,300
//	能代山本スポーツリゾートセンター	3,186
//	秋田県環境と文化のむら	618
//	秋田県総合食品研究所	3,834
//	秋田県森林学習交流館(プラザクリプトン)	2,399

平成7年度	秋田マリーナ	3,268
//	男鹿マリーナ	1,464
//	秋田港覆い付緑地(セリオンリスタ)	1,430
//	秋田県立総合射撃場	2,124
//	鹿角トレーニングセンター(アルパス)	2,712
平成8年度	秋田県北部食肉衛生検査所	286
//	大潟スポーツ宿泊センター(サンルーラル大潟)	2,811
//	秋の宮山荘	2,188
平成9年度	大館樹海ドーム	8,342
//	秋田県中央地区老人福祉総合エリア	9,948
//	秋田県障害者自立訓練センター	656
//	秋田県立リハビリテーション精神医療センター	15,451
//	秋田県営玉川温泉ビジターセンター	252
//	秋田県花き種苗センター	3,143
//	鳥海観光宿泊センター(フォレスト鳥海)	3,651
//	秋田県健康増進交流センター(ユフォーレ)	3,507
平成10年度	秋田県奥森吉青少年野外活動基地	3,957
//	大館能代空港	34,400
//	秋田県立田沢湖スポーツセンター	(財)日本体育協会から移管
//	十和田観光宿泊センター(十和田ホテル)	4,178

2. 監査対象とした県有施設

上記の施設のうち

- ・経営そのものを市町村、第三セクター等に委託し、県が経営に関与していない施設
- ・県が管理・運営を行っているが、利用料金を全く徴収しないか、または、運営費に対する利用料金の割合が僅少であるため、採算性を重視した運営になじまないと思われる施設

を除き、下記の施設を監査対象とした。なお、平成11年度に開設された「北部老人福祉総合エリア」を「中央・南部老人福祉総合エリア」の運営状況を監査するにあたっての関連施設として、昭和63年度以前に開設された「県立中央公園」及び「小泉潟公園」を「北欧の杜公園」の運営状況を監査するにあたっての関連施設として、それぞれ監査対象施設に加えた。また、平成11年度に開設されたが、宿泊施設を有する研修施設で採算性を重視すべき施設と思われる「秋田県青少年交流センター(ユースパル)」を監査対象に加えた。

(単位：百万円)

施設名	開設年度	総事業費	所管課
秋田県総合生活文化会館（アトリオン）	平成元年度	4,001	県民文化政策課
秋田県金属鋳業研修技術センター	平成3年度	1,476	資源エネルギー課
秋田県生物資源総合開発利用センター	平成3年度	4,595	農業政策課
秋田ふるさと村	平成6年度	13,196	観光課
秋田県立近代美術館	//	6,996	生涯学習課
秋田県立北欧の杜公園	//	15,760	都市計画課
秋田県立小泉湯公園	昭和50年度	5,270	//
秋田県立中央公園	昭和56年度	17,600	//
秋田県森林学習交流館（プラザクリプトン）	平成7年度	2,399	林業政策課
秋田県立総合射撃場	//	2,124	保健体育課
秋田県中央地区老人福祉総合エリア	平成9年度	9,948	長寿社会課
秋田県南部老人福祉総合エリア	平成3年度	4,779	//
秋田県北部老人福祉総合エリア	平成11年度	5,410	//
秋田県花き種苗センター	平成9年度	3,143	農産園芸課
秋田県健康増進交流センター（ユフォーレ）	//	3,507	健康対策課
秋田県青少年交流センター（ユースパル）	平成11年度	3,402	生涯学習課

秋田県健康増進交流センター（ユフォーレ）については、平成11年度において包括外部監査を実施しており、施設運営に関する問題点、改善点を指摘、提案しているため、今回の監査では改善点の提案に対して県が採り入れた政策の内容を確認、評価するにとどめ、これらを「包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見書」に【参考】として記載した。

第3 外部監査の結果

1. 秋田県総合生活文化会館（アトリオン）

1. 施設の概要

(1) 施設の目的

秋田県総合生活文化会館（以下、「アトリオン」という。）は、秋田県と秋田市が21世紀に向け生活・芸術文化の向上、産業の活性化を喚起するシンボル施設として選定し、かつ民活事業としての位置付けを図ったものであり、昭和62年10月着工、平成元年11月に完成した。

(2) 施設の建設方式

施設の建設にあたっては、「提案協議方式」を採用した結果、生命保険会社とゼネコン2社の企業連合の応募提案が入選案に選定され、県・市は当該企業連合を事業主体予定者と決定した。なお、県が採用した「提案協議方式」の特徴は、公共と民間の多様な機能が一体となり、集積・複合効果を発揮できる建築計画の提案を求めたこと、並びに事業主体が借地権を取得し、施設を建築し、完成後に県・市に公共部分の床を譲渡し、民間部分の床所有・経営については民間自身が行うこととし、これらについての具体的な取得・譲渡価額及び経営計画を求めたことにある。区分所有割合は、概ね秋田県41%、秋田市14%、生命保険会社45%である。

(3) 施設の内容

県が所有する主な施設の内容は下記のとおりである。

- ・音楽ホール（4F）・・・音楽専用ホールとして、国内でも最高水準の音響条件を備えた施設で定員は700席である。
- ・美術展示ホール（2F）・・・美術館の水準に近い施設内容であり、市立千秋美術館との一体利用も可能である。常態における空調条件は、温度が20～25℃、湿度が55～65%に設定され、また、展示規模に合わせた壁面構成が可能である。
- ・AKITA まるごとプラザ（1F）・・・県内69全市町村の観光と情報のコーナーとして、県内の観光地をパネルで紹介している。さらに、レーザーディスクや大型画面などを利用して秋田の観光と味覚、物産が一目で分かる仕組みとなっている。
- ・多目的広場・イベント広場（地下1F）・・・財団法人秋田県物産振興会（以下、「県物産振興会」という。）に管理運営業務を委託している。

(4) 事業費

建築総延床面積は36,024.07㎡、うち県所有部分は専有部分8,596.58㎡ 共有部分4,778.57

㎡、計 13,375.15 ㎡である。また、建築総事業費は 10,931,000 千円、県の事業費（買取価格）は 4,001,830 千円であり、このうち、1,500,000 千円と 1,182,000 千円の県債を発行して調達している。県債はいずれも平成 11 年度までに全額償還済である。

なお、敷地面積 5,220 ㎡のうち 3,200 ㎡を県が所有しているため、生命保険会社に対し借地権を設定し、その対価として 1,024,715 千円を受領している。また、地代として契約締結の日（昭和 62 年 10 月 31 日）から 30 年間にわたり、年間 30,529 千円（2 年毎に改定）の収入を得ることとしている。

(5) 事業運営システム及び委託管理状況

県はアトリオンの施設を維持管理・運営するため、また、県固有の施設を運営するために下記の業務を委託している。

- ① 県が所有するアトリオンの施設の維持管理・運営業務は、県が 25% 出資するアトリオンビル株式会社（以下、「アトリオンビル㈱」という。）に委託している。
- ② 音楽ホールに関し、
 - ア. 音場支援装置の保守点検業務
 - イ. 音響設備・照明設備の保守点検業務
 - ウ. 舞台操作業務
 - エ. 舞台機構設備の保守点検業務
 - オ. フルコンサートグランドピアノ・パイプオルガン等の保守点検業務
 - カ. 音楽ホールで開催する自主事業（県が主催する演奏会）の入場券販売業務（プレイガイドでのチケット販売）
 - キ. 自主事業の開催業務（プロダクションへの演奏家派遣依頼）
 - ク. 自主事業開催の広報パネル製作業務
 - ケ. 自主事業のテレビスポット放送
 の各業務を外部の専門業者に委託している。
- ③ 多目的ホール・イベント広場の管理運営業務を県物産振興会に委託している。
- ④ 6F のこどもサロンの管理運営業務を、財団法人秋田県婦人会館（以下、「県婦人会館」という。）に委託している。

(6) 自主事業の実施状況

- ① 過去 5 年間の自主事業の実施状況は以下のとおりである。

音楽自主事業					
摘 要	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
実施回数（回）	21	20	21	17	12
総事業費（千円）	75,125	74,858	77,675	62,932	48,114
入場料収入（千円）	25,840	22,245	23,402	19,336	21,606
協賛金収入（千円）	5,500	5,500	4,000	2,500	1,500

収支差額 (千円)	△43,785	△47,113	△50,273	△41,096	△25,008
入場者数 (人)	9,786	8,138	8,813	6,263	5,156
1回当たり入場者数 (人)	466	406	419	368	429
平均客席利用率(%)(※)	66.5	58.0	59.8	52.5	61.2
美術自主事業					
摘 要	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
実施回数 (回)	2	2	2	2	1
総事業費 (千円)	25,844	24,180	21,630	14,430	9,912
入場料収入 (千円)	11,115	6,773	2,721	3,375	1,864
収支差額 (千円)	△14,729	△17,407	△18,909	△11,055	△8,048
入場者数 (人)	15,395	9,406	3,375	5,238	2,619
1回当たり入場者数 (人)	7,697	4,703	1,687	2,619	2,619

※ 平均客席利用率=1回当たり入場者数÷客席総数(700席)

音楽自主事業については、平成11年以降実施回数が減少しており、逆に支出超過額は減少している。これは、自主事業が本来的に赤字事業であるためである。過去5年間の平均客席利用率(※)が59.8%であるが、利用率が多少アップしても赤字体質であることにはかわりはない。

美術自主事業についても、入場料収入で事業費をまかなえない事業であり、加えて1回当たり入場者数の減少が顕著に現われている。

※ 過去5年間の平均客席利用率=(過去5年間の総入場者数÷過去5年間の総実施回数)/700席)

② 平成12年度に実施した自主事業の明細は以下のとおりである。

(単位：千円)

自主事業名	事業費 当初予算	事業費 実績	入場料収入		協賛金	収支 過不足	チケット販売枚数(枚)	
			予算	実績			予定	実績
音楽自主事業 (12回分)	53,904	48,114	22,325	21,606	1,500	△25,008	5,650	5,208
美術自主事業 (1回分)	11,182	9,912	4,500	1,864	—	△8,048	4,200	2,619

美術自主事業の入場料収入には、図録の販売収入361千円が含まれている。

音楽自主事業は入場料収入、チケット販売枚数とも予算・予定とも実績と大きな差はない。しかし、延収容可能な客数が8,400人(700席×12回)に対し、チケットの実績販売枚数が5,208枚であり、その割合は約62%にすぎない。

美術自主事業は、入場料収入の実績が予算に比して著しく減少している。

(7) 会館使用料収入の過去5年間の推移は以下のとおりである。

過去5年間の会館使用料収入は、ほぼ横ばいの状態にある。

(単位:千円)

施設名		平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
4F	音楽ホール	11,429	11,211	10,672	11,254	11,055
	ミニコンサートホール	2,335	619	767	1,004	988
	第1練習室		498	591	560	623
	第2練習室		414	520	544	634
	第3練習室		582	724	492	1,148
3F	研修室	5,645	5,187	5,788	5,544	5,697
2F	美術展示ホール	8,699	7,416	8,373	8,730	8,862
B1	多目的ホール	17,402	16,884	18,637	15,554	15,521
	イベント広場	13,282	13,410	12,849	15,889	13,245
計		58,792	56,224	58,925	59,575	57,777

平成8年度について、4Fの施設毎の内訳は不明である。

(8) 過去5年間のアトリオンの維持管理費は以下のとおりである。

(単位:千円)

項目	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
会館・美術館管理委託費 (アトリオンビル株)	263,483	273,944	271,313	256,372	※245,803
多目的ホール・イベント広場 管理委託費(県物産振興会)	9,205	9,088	9,446	9,433	8,630
子どもサロン管理委託費 (県婦人会館)	2,816	2,897	2,924	2,950	2,950
備品等メンテナンス委託費 (株スタッフ他)	20,595	21,362	20,692	20,172	20,056
計	296,099	307,291	304,375	288,927	277,439

※ 女性センター開設に伴う改修費に対する委託費 26,544 千円を除いている。

維持管理費は、過去5年間大きな増減がない。

(9) アトリオンの収支の状況

過去5年間のアトリオンの収入・支出及び収支過不足の状況は以下のとおりである。

(単位:千円)

収支項目	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
(支出) A (※1)	(477,380)	(482,086)	(437,771)	(393,621)	(363,369)
自主事業開催費	107,006	104,658	105,636	81,433	61,225
会館維持管理費	263,483	273,944	271,313	256,372	245,803
会館運営費(※2)	106,891	103,484	60,822	55,816	56,341

(収入) B	(178,237)	(168,772)	(169,729)	(160,461)	(155,836)
会館使用料	58,792	56,224	58,925	59,575	57,777
行政財産目的外使用料	11,241	11,459	10,388	10,388	10,599
土地貸付収入	31,963	31,963	31,868	31,868	30,529
入居団体費用収入	32,443	33,339	32,551	32,061	30,266
会館事業収入	38,171	30,186	27,368	23,978	25,049
事業協賛金他	5,627	5,601	8,629	2,591	1,616
支出超過額 (A-B)	299,143	313,314	268,042	233,160	207,533

※1 アトリオンに執務する県職員の人件費は支出に含まれていない。

※2 生活センター運営費は、アトリオンの管理運営の収支に直接対応関係がないので、会館運営費から除いている。ただし、平成8、9年度については区別できないので、会館運営費に生活センター運営費が含まれている。

シーリングによる支出削減の結果、平成11年度以降支出超過額は大幅に減少している。

(10) アトリオンビル(株)の決算の概要

県はアトリオンの維持管理及び運営に関する業務について、アトリオンビル(株)に委託しているが、当該会社の過去5年間の税引前当期利益・支払資金・県から受ける管理受託料の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
税引前当期利益	1,661	2,076	997	1,382	799
期末支払資金残高(※1)	14,411	14,893	15,204	24,928	25,117
管理受託収入合計	575,638	600,854	597,907	568,430	576,973
(うち県から受ける管理受託料) ※2	263,483	273,944	271,313	256,372	272,348
管理受託経費合計	575,638	601,030	598,160	563,124	576,974

※1 期末支払資金残高＝流動資産－流動負債

※2 消費税込みの金額である。

- ① 税引前当期利益は、業務の公益性を考慮すると適正額を維持していると考えられる。
- ② 期末支払資金残高は、資本金が20,000千円であることから、適正な運転資金の範囲内にあると思われる。
- ③ 管理受託料合計と管理受託経費合計はほぼ同額が計上されているが、これは管理基本委託変更契約書に基づいて、管理受託経費の実費相当額に管理受託料を期末時点で変更精算することによるものである。

2. 監査の結果

(1) 委託業務の合規性について

平成12年度において委託先との委託契約書に記載されている各条項が遵守されているか否かについて、関係書類を調査した結果は以下のとおりである。

- ① 業務委託料は、契約書記載金額と同額が支払われている。
- ② 「受託業務完了届」「実績報告書」等は提出期限内に提出されており、また、実施した業務の内容が具体的に記載されている。ただし、県婦人会館に対することもサロン管理委託業務にかかわる問題点については「意見書」に記述する。

(2) 固定資産の管理状況

アトリオンが管理している備品について、備品原簿一覧表に記載されているもののうち生活センター所管を除く重要物品（取得価額300万円以上のもの）と一覧表とを照合した。その結果、現物と一覧表はすべて符合することを確認した。

2. 秋田県金属鋳業研修技術センター

1. 施設の概要

(1) 施設の目的

秋田県金属鋳業研修技術センター（以下、「金属センター」という。）は、これまで培われて蓄積されてきた鋳業経営資源（人材、技術、施設等）を活用し、金属鋳業その他これに関連する産業に関する知識、技術の普及指導と研修、研究開発による金属鋳業等の振興を図ることを目的としている。

(2) 施設の内容

県が所有する主な施設の内容は以下のとおりである。

- ① 金属センター本館（2階建）・・・研究機器、研究施設、会議室等がある。2階は主に財団法人国際資源大学校が使用している。研究機器・研修施設・会議室は使用者から利用料金を受領している。
- ② 宿泊施設等・・・小坂ゴールドパレス（宿泊棟）、ゲストハウス（講師用宿泊棟）、青銅館（レストラン棟）がある。

(3) 施設の構成

金属センターは、以下に挙げる3組織が相互に有機的な連携のもとに構成されている。

- ① 財団法人秋田県資源技術開発機構（以下、「機構」という。）・・・資源リサイクルをはじめ、金属鋳業に関する技術の開発や試験研究、研修及び技術の普及指導、産・学・官連携による学術交流を行っている。また、

地域産業の発展を図るため、研究機器、研修室及び会議室等を広く一般に開放している。

- ② 財団法人国際資源大学校・・・国の外郭団体である。鉱物資源開発を促進するために必要な国内外の人材を育成するため、鉱物資源開発に関する研修等を行っている。
- ③ 金属鉱業事業団技術研究所及び東北環境業務支所小坂事業所・・・国の外郭団体である。金属鉱業分野における資源探査、環境保全等の技術開発を行っている。

県が出捐金を支出し、業務を委託しているのは①の機構である。したがって、以下は機構を中心に議論をすすめる。

(4) 事業費

- ① 金属センターの総事業費は次のとおりである。

建物	698,340 千円
構築物	454,384
研究機器	229,541
備品	45,990
設計等委託費	47,820
合計	1,476,075

- ② 設備資金について

金属センターの設備資金は、県債（一般単独事業債）473,000 千円の発行と一般財源によって賄われている。県債の発行および年度別の元金・利子の償還実績・予定は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	県債発行額	元金償還額	利子支払額	元利合計	県債残高
平成2年度	87,000	—	3,855	3,855	87,000
平成3年度	386,000	—	27,789	27,789	473,000
平成4年度	—	—	31,244	31,244	473,000
平成5年度	—	12,600	31,035	43,635	460,400
平成6年度	—	25,446	29,991	55,437	434,953
平成7年度	—	26,308	28,294	54,602	408,645
平成8年度	—	27,227	26,539	53,766	381,417
平成9年度	—	28,209	24,722	52,931	353,208
平成10年度	—	29,256	22,839	52,096	323,952
平成11年度	—	29,173	20,886	50,060	294,778
平成12年度	—	18,966	19,147	38,113	275,811

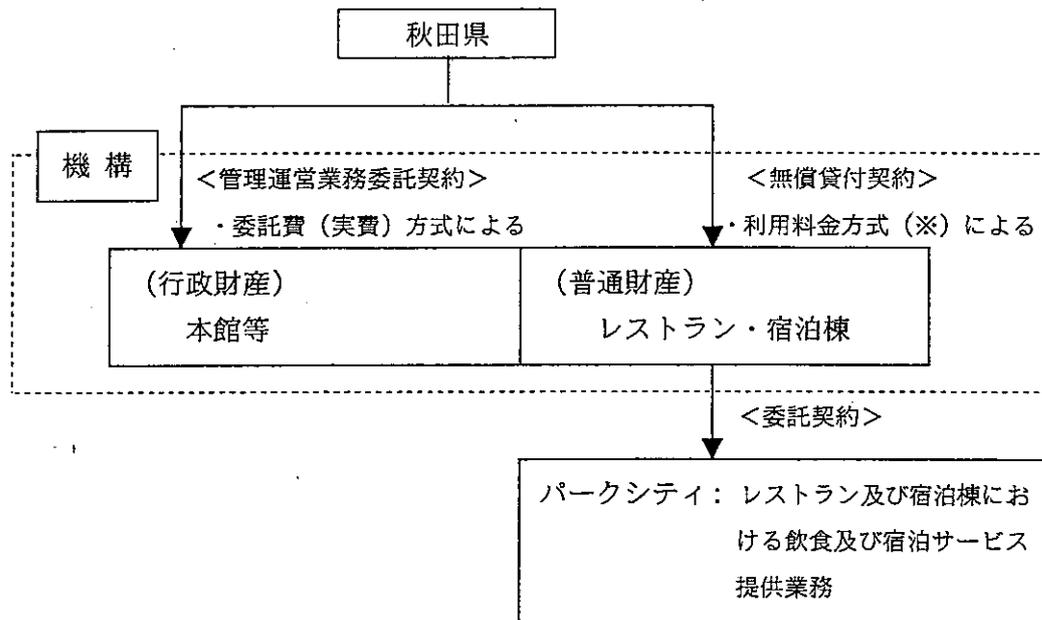
平成13年度～ 平成22年度	—	275,811	105,326	381,137	—
合計	473,000	473,000	371,671	844,671	

(5) 事業運営のシステムおよび委託管理状況

① 管理運営業務の概要

県は秋田県金属鋳業研修技術センター条例（以下、「条例」という。）に基づき、機構に対し金属センター施設の管理業務を委託している。

機構は金属センター施設のうち、宿泊施設およびレストラン施設におけるサービスの提供に関する業務を、株式会社パークシティ（以下、「パークシティ」という。）に委託している。委託状況を図で表すと以下のとおりである。



※ 利用料金方式とは、管理受託者が受領した利用料金は管理受託者の収入とする方式であり、平成3年4月の地方自治法の改正により設けられた制度である。

② 財産の管理形態

建物の行政財産部分については、本来の行政目的に沿った使用であることから、機構との間で管理運営業務委託契約を締結している。

一方、建物の普通財産部分については、金属鋳業産業に関する知識・普及指導と研修・研究開発による金属鋳業等の振興を図ることを目的としている施設であり、公益上の必要性があることから機構に無償で貸付けている。同様に、物品についても機構に対して無償で貸付けている。

(6) 過去5年間の委託費の推移

機構に対する委託費の過去5年間の推移は以下のとおりであり、平成10年度以降漸減傾向

にある。

(単位：千円)

項目	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
管理運営委託費	14,664	16,528	15,725	15,460	14,640

(7) 機構の過去2年間の収支状況

機構の平成11、12年度の収支状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成11年度			平成12年度		
	一般会計	特別会計	合計	一般会計	特別会計	合計
I. 収入の部						
基本財産運用収入	5,491	—	5,491	5,424	—	5,424
事業収入	—	93,021	93,021	500	88,193	88,693
補助金等収入	38,210	—	38,210	37,644	—	37,644
雑収入	1,342	3	1,345	734	3	738
当期収入合計	45,044	93,025	138,069	44,303	88,197	132,501
前期繰越収支差額	20,322	△4,579	15,743	22,534	△5,027	17,506
収入合計	65,366	88,446	153,813	66,838	83,170	150,008
II. 支出の部						
事業費	20,525	93,341	113,867	18,871	88,086	106,957
管理費	21,718	—	21,718	22,011	—	22,011
その他支出	588	132	720	668	110	778
支出合計	42,832	93,473	136,306	41,551	88,196	129,747
当期収支差額	2,211	△448	1,763	2,752	1	2,753
次期繰越収支差額	22,534	△5,027	17,506	25,286	△5,026	20,260

一般会計は金属センターの研究施設の収支状況を、特別会計は宿泊施設・レストランの収支状況を表している。

収入・支出ともに若干減少傾向にある。主な理由は宿泊施設・レストランの収入減少、それに伴う支出減少である。

(8) 機構の基金について

機構には437,000千円の基本財産があるが、利率の低下によって基金運用益が減少しているため、機構の運営は厳しくなっている。

(単位：千円)

事項	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
基本財産運用収入	12,583	12,569	10,718	5,491	5,424

(9) 施設の利用状況

① 研究施設の利用状況

機構の決算書によると研究施設の利用状況は以下のとおりであり、研修室、会議室の利用状況は極めて低調である。

(単位：件、千円)

区 分		平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
研修室	件数	14	10	6	8	3
	金額	45	51	11	18	8
会議室	件数	2	2	1	1	0
	金額	2	2	1	4	—
機械器具	件数	18	10	18	20	113
	金額	93	91	150	178	594
計	件数	34	22	25	29	116
	金額	142	146	163	201	602

② レストラン・宿泊施設の利用状況

機構の決算書によると、宿泊施設並びにレストランの利用状況は以下のとおりであり、いずれも減少傾向にある。また、ゲストハウス（講師用宿泊施設）の稼働率も低い。

(単位：人、千円)

区 分		平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
宿泊棟	利用者数	8,979	8,502	8,345	8,334	6,901
	売上金額	36,058	34,205	34,947	35,011	30,774
	稼働率	58.6%	55.5%	54.4%	54.3%	45.0%
ゲストハウス	利用者数	432	474	462	522	774
	売上金額	4,546	4,612	4,348	4,280	5,038
	稼働率	9.9%	10.8%	10.5%	11.9%	17.6%
レストラン	利用者数	34,953	34,864	34,017	32,132	28,231
	売上金額	55,600	53,164	50,443	45,570	43,624
	稼働率	53.3%	53.2%	51.9%	49.0%	43.1%
計	売上金額	96,204	91,981	89,738	84,861	79,436

稼働率の算定方法

- ・ 宿泊棟 年間利用者数 ÷ (収容人数 (42人) × 年間営業日数)
- ・ ゲストハウス 年間利用者数 ÷ (収容人数 (12人) × 年間営業日数)
- ・ レストラン 年間利用者数 ÷ (客席数 (60席) × 3食 × 年間営業日数)

2. 監査の結果

(1) 研究施設等にかかわる使用料について

研究施設等にかかわる使用料の調定手続及び徴収手続を調査したところ、これらの手続は条例等に準拠して適正に行われているものと判断された。

(2) 未収料金滞留の有無

未収料金の滞納の有無を確認した結果、未収料金は無いものと認められた。

(3) 固定資産の管理状況

行政財産部分及び普通財産部分については公有財産台帳に、物品については物品貸付簿・貸付備品原簿一覧表に、また、機構が所有する備品についても台帳が作成され良好に管理されている。貸付備品原簿一覧表の研究機器について、任意に抽出し現物と照合したところ、台帳と合致していることを確認した。

(4) 金属センターの管理委託契約について

- ① 県と機構との委託契約の内容、及び委託費の積算・精算の状況を調査したところ、契約内容は条例に準拠しており、また、下記②を除き委託費の積算及び精算は適正に行われているものと認められた。
- ② 平成12年度の①の委託契約に係る委託費の消費税について計算誤りがあり、33,274円委託費が支払過少となっている。

(5) 業務の一部再委託について

- ① 管理運営委託契約書第9条（再委託の承認）によると、「乙（機構）は第三者に委託業務の一部を委託し、又は請け負わせる場合は、甲（県）の承認を受けなければならない。」と規定されているが、機構と清掃業者や建築物環境衛生管理等、行政財産部分の管理業務の再委託契約に関して県の承認手続がない。明示的な承認を得るべきである。
- ② 機構とパークシティとの宿泊施設等の業務委託契約について、委託費の積算及び精算の状況を調べたところ、これらは契約内容に従って適正に行われているものと認められた。

3. 秋田県生物資源総合開発利用センター

1. 施設の概要

(1) 施設の目的

秋田県生物資源総合開発利用センター（以下、「生物資源センター」という。）は、主に生物資源の農業上の開発及び利用に関する知識及び技術の普及指導、研修等を行うとともに、農業者等の交流の機会を提供することにより、県の農業の振興に資することを目的として平成3年9月開設された。

（2）平成13年度組織再編の内容

生物資源センターは、平成12年度までは「遺伝資源開発利用センター」、「農業技術交流館」、「生態系公園」、「農業担い手研修教育センター（農業技術交流館別館）」によって構成されていたが、県の行政組織再編により、平成13年4月から「遺伝資源開発利用センター」が秋田県農業試験場の「生物工学部」に、「農業技術交流館」及び「生態系公園」が「農業研修センター」として新たにスタートすることになった。なお「農業担い手研修教育センター」は、平成13年度より廃止された。

（3）施設の内容

① 農業技術交流館

県内外で開発された新しい知識や技術を迅速に伝達・普及するため、バイオテクノロジーや情報処理技術をはじめとする先進技術研修や各種農業技術研修を実施するとともに、農業者・農業関係者、さらには一般県民の交流の場として利用する施設である。

施設は本館（事務室、研修室等）、実験棟（バイオ、食品加工）、多目的ホール、宿泊棟から成っており、延床面積は4,256㎡である。

② 生態系公園

県内に自生する代表的な植物群落を配し、秋田の自然と植物を観察・学習するとともに県民に憩いの場を提供する施設である。

施設は、植物工房（苗植え付けロボット、回転式水耕栽培等）と温室（第1～第3）から成る鑑賞温室（延べ1,100㎡）及び野外公園で構成されており、総面積は8.6haである。

（4）事業費

生物資源センターの設置事業費は以下のとおりである。

（単位：千円）

項目	平成元年度	平成2年度	平成3年度	計
農業技術交流館	25,344	689,537	1,015,047	1,729,928
遺伝資源開発利用センター	59,137	222,230	348,364	629,731
温室	5,253	223,088	286,955	515,296
植物工房（種苗増殖施設）	126,160	127,246	126,358	379,764
野外公園	319,200	385,201	565,027	1,269,428
屋外給排水設備	-	-	9,911	9,911
計	535,094	1,647,302	2,351,662	4,534,058

解体工事費	56,256	5,535	—	61,791
合計	591,350	1,652,837	2,351,662	4,595,849

解体工事費は、入植訓練所宿泊施設等の解体工事費である。

(5) 資金調達

総事業費 4,595,849 千円のうち県債の発行によって 3,177,000 千円を調達している。県債の返済条件は以下のとおりである。なお、元利償還額の約 55%が地方交付税交付金により国から充当される予定である。

(単位：千円)

年度	県債発行額	元金返済額	支払利子	差引県債残高
平成 2 年度	366,000	—	11,958	366,000
平成 3 年度	1,193,000	—	89,774	1,559,000
平成 4 年度	1,618,000	21,900	188,782	3,155,100
平成 5 年度	—	46,072	195,857	3,109,028
平成 6 年度	—	129,888	192,054	2,979,140
平成 7 年度	—	256,668	181,024	2,722,472
平成 8 年度	—	256,668	164,755	2,465,804
平成 9 年度	—	256,668	148,486	2,209,136
平成 10 年度	—	256,668	132,217	1,952,468
平成 11 年度	—	256,764	115,948	1,695,704
平成 12 年度	—	629,284	99,723	1,066,420
平成 13 年度	—	1,066,420	59,615	0
合計	3,177,000	3,177,000	1,580,196	

(6) 事業運営システム及び委託管理状況

県は生物資源センターを維持管理するため、下記の業務を委託している。

(単位：千円)

委託業務	委託先	委託金額
農業技術交流館及び宿泊棟の管理	(財)大潟村観光物産振興公社	8,484
冷暖房・給排水の保守点検業務	Y (株)	5,880
生態系公園管理委託	M (株)	19,740
その他	その他	9,217
合計		43,321

委託金額は、平成 12 年度の税込金額である。

(7) 農業技術交流館の研修実績

過去 10 年間の研修実績は以下のとおりである。

(単位：延人数)

年度	主催研修 ※1	自主研修等 ※2	計
平成 3 年度	1,148	546	1,694
平成 4 年度	1,248	3,516	4,764
平成 5 年度	1,460	4,144	5,604
平成 6 年度	1,542	4,206	5,748
平成 7 年度	1,818	3,229	5,047
平成 8 年度	1,831	2,799	4,630
平成 9 年度	1,665	3,844	5,509
平成 10 年度	1,213	2,425	3,638
平成 11 年度	1,048	2,425	3,473
平成 12 年度	913	1,384	2,297
計	13,886	28,518	42,404

※1 主催研修とは、農業技術交流館が主催する研修である。

※2 自主研修等とは、当館の研究員が講師を引き受けて当館において開催する研修、当館以外の他の団体等が主催した研修、その他一般農業研修等である。

平成 12 年度の主催研修の延人数は、「園芸なんでも相談」の 1,105 名を除いた人数である。平成 10 年度以降、研修実績は減少傾向にある。

(8) 生態系公園入場者数の推移

過去 3 年間の入場者数は以下のとおりである。

年度	入場者数 (人)	前年度比 (%)
平成 10 年度	10,866	
平成 11 年度	28,477	262
平成 12 年度	58,742	206

入園者は順調に増加している。その理由は以下のとおりである。

- ・ 平成 11 年度以降入場料を無料化し、その効果が顕著に現われた。
- ・ 開園から 7~8 年を経るに伴い、樹木・植物等の成長により自然公園としての評価が徐々にアップし、この結果、観光バス等のコースにも採用されるようになり、飛躍的に入場者数が増加した。

なお、平成 13 年度も 4 月から 8 月までの入場者数は 54,411 人で、平成 12 年度の入場者数を大幅に超えるのは確実である。特に平成 13 年 4 月、5 月は前年同月比それぞれ 426%、202% と増加率が顕著である。この原因としては、ヒスイカズラ (フィリピン原産の「らん」で国内では開花の前例がほとんどない。) が開花し、テレビ等で紹介されたこと、幹線道路に看板を

設置する等、入園者増に向けた方策を積極的に実施したことがあげられる。

(9) 農業担い手研修教育センターの研修教育の実績

過去9年間の研修者の推移は以下のとおりである。

年度	入学者数(人)	修了者数(人)	在校生計(人)
平成4年度	2	—	—
平成5年度	3	2	5
平成6年度	5	3	8
平成7年度	5	5	10
平成8年度	—	5	5
平成9年度	2	—	2
平成10年度	1	2	3
平成11年度	4	1	5
平成12年度	—	4	4
修了生合計		22	

平成12年度末現在、修了生22名のうち就農者は18名である。

過去9年間の修了生は計22名と低調であり、平成13年度より廃止された。

(10) 宿泊棟の利用状況

過去10年間の宿泊者数、宿泊稼働率、宿泊施設使用料の推移は以下のとおりである。

年度	宿泊者数 (人)	宿泊稼働率 (%)	宿泊施設使用料 (千円)
平成3年度	831		
平成4年度	3,029	23	10,074
平成5年度	4,987	39	16,732
平成6年度	4,399	34	13,549
平成7年度	5,338	41	16,277
平成8年度	4,892	38	15,199
平成9年度	5,453	42	17,164
平成10年度	5,052	38	15,627
平成11年度	5,468	42	18,609
平成12年度	4,788	37	15,958

宿泊稼働率は、(宿泊者数÷年間延収容者数)によっている。

年間延収容者数=定員36名×年間営業日数359日=12,924名

定員・・・講師室2室を加え定員42名(10人部屋を6人、

6人部屋を4人収容とすると実質定員は36名)

年間営業日数・・・年末・年始の休業期間6日間を除き実質

年間営業日数359日

宿泊稼働率は40%前後で推移している。

次に、平成12年度の宿泊者の内訳は以下のとおりである。

宿泊者の内訳	宿泊者数(人)
主催研修	(0%) 1
依頼研修・自主研修等	(9%) 412
一般宿泊者	(91%) 4,375
宿泊者計	(100%) 4,788

研修目的の利用者の宿泊は約9%で、残りの約91%は一般宿泊客が占めている。

(11) 収支状況の推移

収支の推移は以下のとおりである。なお、生物資源センターで執務する県職員の人件費は支出に含まれていない。

(単位：千円)

項目	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
支出(A)	(197,603)	(190,336)	(162,643)	(155,467)
管理運営費	168,027	161,561	136,269	130,274
試験研究費	21,856	22,083	21,138	19,880
研修事業費	7,720	6,692	5,236	5,313
収入(B)	(22,951)	(21,591)	(21,761)	(18,746)
宿泊施設使用料	17,164	15,628	18,609	15,958
生態系公園使用料	1,919	2,485	0	0
機器・研修室使用料	1,021	832	770	763
行政財産目的外使用料	564	522	524	174
県庁舎入居団体費用	1,510	1,517	1,438	1,358
その他	773	607	420	493
一般財源負担額(C) (A) - (B)	174,652	168,745	140,882	136,721
県債元利償還額(D)	405,154	388,885	372,712	729,007
合計支出超過額(C) + (D)	579,806	557,630	513,594	865,728

元利償還金の約55%が、地方交付税交付金として国から充当される予定である。

収入は、生態系公園が平成11年度より無料化されたことを主な原因として減少傾向にあるが、支出面においても、平成11年度管理運営費がシーリングにより大幅に減少したことによ

り、一般財源負担額は年々減少している。

2. 監査の結果

(1) 委託業務の事務手続について

委託業務完了届は提出期限内に提出されており、委託費及び行政財産使用料は委託契約書及び行政財産使用許可書に記載された金額と同額が支払われている。なお、委託契約には、業務完了後委託費を精算する規定がないので、当初契約金額が最終的な支払金額と一致している。

(2) 施設使用料について

研修室・セミナー室及び講堂、宿泊室の使用料収入の合規性を確かめるため、平成12年8月分の研修等申込書、使用許可申請書、使用許可書、収入内訳表、調定票等の関係書類を調査した。その結果、施設使用料の処理は適正に行われており、かつ未収使用料はないものと認められた。

(3) 備品の管理状況について

平成8年度以降取得した50万円以上のすべての備品、及びそれ以外の重要物品について、備品原簿一覧表と突合せを行った結果、現物と一覧表はすべて符合した。

4. 秋田ふるさと村

1. 施設の概要

(1) 施設の目的

秋田ふるさと村（以下、「ふるさと村」という。）は、秋田県の文化遺産を次代に継承するとともに、郷土の文化を創造する機会を提供し、また、観光レクリエーション活動のための利便の増進を図り、もって県民のゆとりのある文化的な生活の向上に寄与することを目的として、平成6年4月20日開村した。

(2) 施設の内容

ふるさと村は、敷地面積164,936.81㎡、建築面積16,253.74㎡、延床面積28,081.50㎡を有し、秋田県立近代美術館（以下、「近代美術館」という。）を除き、下記の業務を行っている。

ドーム劇場	音楽、演劇、郷土芸能等の鑑賞の機会を提供する。
スノーホワイト城	県の自然、歴史、文化等に関する情報を、娯楽性のあるメディアにより提供する。
かまくらシアター	県の自然、歴史、産業等に関する情報を、プラネタリウム映像その他の全天周映像により提供する。
工芸展示館	県の優れた工芸品の展示、販売等のために必要な施設を提供する。
工芸工房	県の優れた工芸品の製作過程を公開する等のために必要な施設を提供する。
体験工房	県の優れた工芸品の製作等を体験する機会の提供のために必要な施設を提供する。
ふるさと広場	県の自然、歴史、産業等を紹介し、また、観光に関する情報を提供する。
ふるさと市場	物産の販売のために必要な施設を提供する。
ふるさと料理館	郷土料理等のために必要な施設を提供する。

(3) 施設の総事業費

ふるさと村と近代美術館の総事業費は 20,192 百万円であり、近代美術館に対する事業費 6,996 百万円を除いた秋田ふるさと村の事業費は 13,196 百万円である。なお、近代美術館を含めた総事業費 20,192 百万円のうち、県債（地域総合整備事業債）14,417 百万円を発行して調達し、残りを一般財源で賄っている。

主な事業費は以下のとおりであり、近代美術館と共同で使用する用地費、造成費、駐車場等の事業費を含んでいる。

(単位：百万円)

施設名	事業費	備考
ドーム劇場（お祭り広場）	2,852	
本館（ふるさと広場・市場）	2,555	管理情報システムを含む
駐車場・外構工事等	1,921	
かまくらシアター	1,464	映像装置・ソフトを含む
その他の施設	1,834	
用地費・造成費等	795	
その他	1,775	出資金、宣伝費、備品等
合計	13,196	

(4) 業務委託の状況

県はふるさと村の維持管理に関する業務を、株式会社秋田ふるさと村（以下、「㈱秋田ふるさと村」という。）に委託している。主な委託業務の内容は、施設運転管理、警備、清掃、除雪、植物管理、非収益施設の管理等である。㈱秋田ふるさと村は県との委託契約に基づき、業務の一部を民間の専門業者等に再委託している。なお、㈱秋田ふるさと村は、近代美術館より

施設・設備の維持管理及びふるさと村との共用維持管理に関する業務を受託している。

(5) (株)秋田ふるさと村の概要及び業績の推移

(株)秋田ふるさと村は、ふるさと村の諸施設の管理運営及び飲食店、店舗等の経営を主な目的として、平成5年5月設立された。資本金は495百万円で、うち県は250百万円(50.5%)を所有している。開村以来の入村者数並びに業績の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	H 7/3	H 8/3	H 9/3	H 10/3	H 11/3	H 12/3	H 13/3
入村者数(千人)	633	412	302	287	247	654	673
営業収益	1,219,954	833,070	822,997	859,419	806,444	789,990	685,203
(うち業務受託収入)※	252,971	278,700	407,808	436,435	442,829	453,696	438,052
(うち商品・料理売上)	15,887	11,289	9,738	85,070	76,167	109,223	22,813
営業費用	1,161,922	920,071	819,705	850,430	836,764	823,692	686,713
(うち業務委託費)	252,971	278,700	407,808	436,435	442,829	453,696	438,101
(うち商品・料理原価)	12,263	7,777	5,275	68,126	63,119	76,719	13,456
(うち販売費・管理費)	694,628	525,370	379,476	323,277	316,312	276,267	229,799
当期損益	3,374	△98,043	△13,596	10,213	△34,776	△28,182	3,786
累積損益	1,039	△97,004	△110,600	△100,387	△135,163	△163,345	△159,560

※ 業務受託収入には、近代美術館との共用部分に対する管理委託費を含む。

また、従業員数および人件費の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	H 7/3	H 8/3	H 9/3	H 10/3	H 11/3	H 12/3	H 13/3
従業員 計	55人	50人	45人	43人	44人	35人	30人
(うち役員)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)
(〃出向者)	(6)	(6)	(5)	(5)	(4)	(3)	(0)
(〃社員)	(34)	(33)	(28)	(24)	(24)	(23)	(20)
(〃嘱託)	(5)	(4)	(3)	(8)	(7)	(3)	(3)
(〃パート)	(7)	(4)	(6)	(3)	(6)	(3)	(4)
人件費(※)	174,591	164,482	144,094	133,603	130,864	121,402	95,244

※ 人件費には役員報酬、給料手当、賞与・賞与引当金繰入額、雑給、退職金を含む。

- ① 入村者数については、平成7年度より見込数を大幅に下回ったが、平成11年度より入村料の無料化に踏み切ったため、開村当初の人数に回復している。
- ② 県が支払う委託費は年々増加してきたが、種々の経営合理化を実施したこともあり、平成12年度より減少傾向に転じた。
- ③ 平成12年度より売店・飲食部門を外部委託方式に切り換えたため、売上高・売上原価ともに大幅に減少している。
- ④ 販売費・一般管理費は、従業員の削減による人件費の圧縮を主因として開村以降毎年減少し続けており、平成12年度は、開村当初の平成7年度の33%まで減少している。

- ⑤ 以上の結果、以前、(株)秋田ふるさと村の経営状況の悪化について県内に広く報道されたところであるが、入村料の無料化等、経営改善策を積極的に実施した結果、財務内容は改善されつつある。

(6) 収支の状況

ふるさと村の利用料金、売上代金は、(株)秋田ふるさと村が収入するため県に収入はなく、業務委託費、当初事業費にかかわる地域総合整備事業債の元利金償還、通常年度の設備投資額等の支出が発生している。なお、県の出向者の給与は(株)秋田ふるさと村が負担している。

過去5年間の県のふるさと村にかかわる支出は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
業務委託費	428,198	458,256	464,970	417,724	409,847
県債元利償還金 ※	882,280	1,376,709	1,332,424	1,288,138	1,259,835
建物関係投資額	—	—	—	19,138	125,580
工作物関係投資額	—	—	—	17,206	46,012
備品関係投資額	1,425	25,870	—	103,089	114,972
合計	1,311,903	1,860,835	1,797,394	1,845,295	1,956,246

※ 地域総合整備事業債 14,417,000 千円の元利償還金のうち、近代美術館に係る事業費を除いた事業費相当割合 (65.35%) を乗じて計上している。なお、元利償還金の約 55% が、地方交付税交付金として国から充当される予定である。

業務委託費はシーリングによる経費削減の効果が現われ、平成 11 年度以降減少しているが、県債の償還が依然高水準にあること、開村から 5 年以上経過し、設備の更新や維持修繕に費用が発生してきたことから、支出合計では減少していない。

2. 監査の結果

(1) 県の無償貸付備品の管理状況について

- ① 台帳が統一された様式で作成されておらず、さらに平成 11、12 年度に無償貸付備品の一部について無償貸付契約が締結されていない。
- ② 台帳と現物を照合するための台帳の備品ナンバー記入、備品の分類ラベル等の貼り付け手続が実施されていない。
- ③ 台帳と現物 (購入価額 300 万円以上のすべての備品) を照合した結果、台帳の記載と現物はすべて符合した。

(2) (株)秋田ふるさと村が所有する備品の管理状況について

台帳と現物 (購入価額 300 万円以上のすべての備品) を照合した結果、台帳と現物はすべて符合しており、備品の管理状況は良好であると認められた。

5. 秋田県立近代美術館

1. 施設の概要

(1) 施設の目的

秋田県立近代美術館（以下、「近代美術館」という。）は、県にゆかりのある作家の優れた美術作品を中心に収集、保管、展示し、併せて美術に関する調査研究及び普及活動を行うことを目的として、平成6年4月開館した。

敷地面積 164,936.81 m²、建築面積 2,947.32 m²、延床面積 11,166.50 m²、地上7階・地下1階建である。主な施設として、展示室7室、収蔵庫5室、研修室、ハイビジョンギャラリー等を有している。

(2) 主な事業の内容

① 展示事業

展示事業は、常設展と特別企画展の二つを柱としている。

常設展として、近代美術館のコレクションにテーマ性をもたせ年4～6回開催している。特別企画展として、年6～8回近代美術館独自の企画展、国内外の多彩な美術を紹介する巡回展、コレクション展を開催している。

② 教育普及事業

講演会、美術館教室、美術館講座などを開催するとともに、ハイビジョンギャラリーでの美術映像提供、美術関係図書資料の公開や地域の美術情報の提供など、美術情報センターとしての役割を果たす多面的な活動を行っている。また、体験的な学習の充実を図る「教育施設のセカンドスクールの利用」として、美術館における学校の学習活動を促進している。

③ 収集事業

県と関わりの深い作家の作品を収集し、県民の郷土文化に対する新たな認識を促すとともに、視野を国内外にも広げ、様々な分野の優れた作品を収集している。平成12年度末現在、収集作品数は1,411点にのぼり、購入価格ベースで44億7,936万円である。

(3) 利用者の推移

開館から平成12年度までの入館者の推移は以下のとおりである。

人数(人)	H6年度	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度
入館者数(A)	366,000	169,920	120,883	88,688	70,393	67,061	71,861
うち有料入館者数(B)	330,418	143,160	97,313	70,439	55,915	38,415	41,148
累計入館者数	366,000	535,920	656,803	745,491	815,884	882,945	954,806
(B) ÷ (A) %	90.2	84.2	80.5	79.4	79.4	57.2	57.2

入館者数は、全国的に美術館・博物館離れが見られるなかで、平成12年度に若干増加した

ものの、漸減傾向を示している。さらに平成10年度以降は入館者数7万人前後を維持しているが、平成11年度より教育普及事業としてセカンドスクールの利用（入館料無料）を開始したため、入館者に占める有料入館者数は57%台に落ち込んでいる。

(4) 収入、支出の状況

(単位：千円)

項目	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
支出 (A)	(351,142)	(360,922)	(361,448)	(314,710)	(315,123)
委託料	208,728	223,812	213,852	193,685	203,163
需要費	45,563	47,865	46,097	36,366	46,965
役務費	45,693	39,578	44,101	38,196	19,412
非常勤職員報酬	27,269	28,407	28,707	28,933	29,006
その他	23,889	21,260	28,691	17,530	16,577
収入 (B)	(37,264)	(26,150)	(26,636)	(23,129)	(23,717)
使用料	34,171	24,035	21,162	20,712	19,787
その他	3,093	2,115	5,474	2,417	3,930
一般財源負担額 (C) (A) - (B)	313,878	334,772	334,812	291,581	291,406
県債元利償還 (D) ※	467,804	729,962	706,480	682,999	667,992
差引支出超過額 (C) + (D)	781,682	1,064,734	1,041,292	974,580	959,398

※1 地域総合整備事業債14,417,000千円の元利償還金のうち、ふるさと村の総事業費に占める近代美術館の事業費割合(34.65%)を乗じて計上している。なお、元利償還金の約55%が、地方交付税交付金として国から充当される予定となっている。

美術品の購入については生涯学習課が所管しており、「秋田県美術品取得基金」から支出されているので、上記支出項目には含まれていない。

支出はシーリングの結果、平成11年度以降3億1千万円台に減少している。なお、巡回展等に関わる損害保険料等の費用が低額となったことや、ボランティア組織による積極的な普及活動等を主な要因として、役務費は平成11年度以降大幅に減少している。

収入は使用料が年々減少しているものの、平成11年度以降23百万円を維持している。この結果、支出超過額は平成11年度において県債償還金を加算する前で前年度比43百万円の減少となり、平成12年度もほぼ同様な結果となっている。

(5) 業務委託の状況

県は、近代美術館の施設・設備の維持管理及びふるさと村との共用維持管理に関する業務を、(株)秋田ふるさと村に委託している。また、近代美術館内の売店、食堂の運営について外部の業者に対し、行政財産使用許可書を発行している。

県は巡回展示について外部の専門業者との間で、展示の企画・構成、作品の借用、作品の運送・陳列撤去、図録作成等の委託契約書を締結している。

2. 監査の結果

(1) 観覧料の収受手続について

各種減免（身体障害者割引、高齢者割引、団体割引）について料金収受状況を確認するため、平成12年度の免除事例について、サンプリングの方法により免除手続及び事由が観覧料減免規定に合致しているかどうかについて調査した。この結果、観覧料の減免措置に関しては適切に実施されていることが認められた。

(2) 備品の管理状況について

一般重要物品（取得価額300万円以上）について、備品原簿一覧表と現物を照合した。この結果、利用者或いは職員が使用中のものを除きすべて符合することを確認した。ただし、現物に物品分類コードを記入したラベルが貼り付けられていないため、至急貼付し備品管理を徹底すべきである。

(3) 業務委託の適正性について

維持管理、売店及び食堂の賃貸、美術品展示の企画・構成等の委託業務について委託契約書、行政財産使用許可書、実績報告書、請求書等を調査したところ、委託業務は契約書に定められた事項に従って、適正に実施されているものと認められた。

6. 秋田県立北欧の杜公園

1. 施設の概要

(1) 施設の目的

秋田県立北欧の杜公園（以下、「北欧の杜公園」という。）は、北秋田郡合川町に位置し、「北緯40度シーズンルあきた」構想の北の玄関口として重点整備地区とされ、北欧の景観を思わせる広大な台地と水辺を背景とした牧歌的な雰囲気を生かしながら、余暇先進地である北欧をモデルとして建設された都市公園である。滞在型施設を中心とした「安らぎ、休養、レクリエーションの場」を目指しており、平成6年から段階的に開園されている。

本公園のゾーニング及び基本方針（計画段階のものも含む）は以下のとおりである。

ゾーン名	面積	整備方針	整備状況
ファームランドゾーン	46.2ha	菜園、薬草園、園芸見本園など、植物の観察体験ができる『自然共生の場』	平成12年パークゴルフ場開園

レイクサイドゾーン	56.5ha	森と湖に象徴される北欧的な景観を活かし、ログハウスでの生活、水辺の遊びを通して自然と共存するリゾートライフを体感できる『保養宿泊の場』	平成10年オートキャンプ場開園
スポーツゾーン	47.4ha	森に囲まれた緑の空間にリゾート利用の付加価値を高める運動施設で、誰でもが自由に汗することのできる『健康増進の場』	(未完成)
レクリエーションゾーン	50.0ha	大地の起伏やその広がりを生かした開放的な広場として、広域的且つ大規模なイベントにも対応できる『野外活動の場』	平成9年完成
パークセンターゾーン	12.6ha	公園の中心地にあり、各ゾーン利用への入り口として誰もが集う『出会い交流の場』	平成10年わんぱく広場開園、平成12年テニスコート開園
合計	212.7ha		

(2) 総事業費

総事業費は15,760百万円である。工事は3期に分かれ、現在までに第2期工事まで終了している。これまでの事業費は11,299百万円(進捗率71%)である。11,299百万円の内訳としては、用地費が4,518百万円、測量から造成、上下水道及び電気設備工事等からなる工事費が6,781百万円である。

県単独事業費は3,435百万円、補助事業費7,864百万円であり、資金調達のため、県債6,796百万円を発行している。

(3) 運営形態

平成12年度は、パークセンター、オートキャンプ場の管理運営を内陸縦貫鉄道株式会社(以下、「内陸縦貫鉄道」という。)に委託し、それ以外の部分の管理運営を財団法人秋田県総合公社(以下、「総合公社」という。)に委託した。なお、平成13年度からは全面的に総合公社に委託している。

(4) 入場者、収入及び維持管理費の推移

開設以来の利用者数、収入及び管理費(人件費を除く)は以下のとおりである。

(単位:千人、百万円)

項目	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
利用者数	36	32	58	73	118	67	89
一般利用者	35	32	56	72	99	49	62
施設見学者	1	0.6	0.9	0.3	0.9	0.2	0.2
オートキャンプ場	—	—	—	—	2	3	2

わんぱく広場	—	—	—	—	14	13	20
テニスコート	—	—	—	—	—	—	0.7
パークゴルフ場	—	—	—	—	—	—	1
研究室利用者	—	—	0.6	0.6	0.4	0.5	0.5
収入	—	—	—	0	4	4	5
委託費	78	79	145	113	157	104	113

2. 監査の結果

(1) 利用料の徴収状況について

① 概要

公園で徴収された利用料は、週2回銀行振込により県に納付するが、公社は毎月「徴収計算書」（毎月の県への納付額の合計）、「収入内訳書」（「徴収内訳書」の申請書単位での明細）を取りまとめ、北秋田建設事務所に提出する。一方、「利用許可申請書」も毎月取りまとめ、北秋田建設事務所に提出している。

北秋田建設事務所では、公社より提出された「徴収計算書」の金額（1ヶ月の総額）と「収入内訳書」の合計額とを、また、公社より提出された「徴収計算書」の金額と会計課からメールで送付される「調定票」の金額とを、毎月照合して確認している。

② 実施した監査手続及び結果

平成12年度の利用許可申請書をサンプリングにより調べ、条例に定められているとおりの利用料が徴収されていることを確認した。

また、「収入内訳書」と「徴収計算書」、及び「徴収計算書」と「調定票」との照合を行った結果、それぞれ合致した。

平成12年度は、振込日を基準日とした台帳しか作成されておらず、実際の利用日を基準とした利用料徴収管理台帳が作成されていないという点で管理上問題であった。

なお、平成13年度は両方が作成されている。

(2) 固定資産の管理状況について

① 概要

県は公園施設利用者の便益を図るため、「物品無償貸付契約」により総合公社に物品を無償で貸付けている。契約書には貸付物品の明細が添付されている。総合公社は「貸付備品原簿一覧表」にて、備品番号を付したうえで管理している。

② 実施した監査手続及び結果

「貸付備品原簿一覧表」上の備品のうち、100万円超のものについて現物と一覧表とを照合した。

その結果、現物と一覧表との合致が確認された。また、以下の点を除いて管理状況は良好と判断された。

備品の中で、陳腐化等の理由で倉庫に収納されている備品は以下のとおりである。

備品名	番号	購入年月日	取得価額
カラーコピー	000104	平成7年3月	2,477,850円
ワープロ	000015	平成7年3月	1,300,000円
レーザープリンター	000106	平成7年3月	300,000円
券売機(※)	000001	平成8年6月	1,883,870円

※ レストランメニューの変更等により、現状使用されていない。

これらの備品は、もう使用しないというのであれば、県に届け出で返却措置を取る必要がある。

(3) 委託費の精算状況について

① 概要

総合公社及び内陸縦貫鉄道は、受託業務の完了に伴い、県に対して事務実績報告書を提出している。

② 実施した監査手続及び結果

ア. 総合公社

「県立公園管理運営委託契約 収支計算書—北欧の杜公園分」の決算額のうち、人件費については「賃金台帳」と、物件費については「支出調書(月別)」と照合した。また、収支計算書に含まれている消費税の金額について計算過程を確認した。その結果、以下の3点について問題が見られた。

(ア) 出張命令(旅費精算)書は、職員の出張の場合は所長が、所長の出張の場合は総合公社総務局長が承認することになっている。

出張命令(旅費精算)書綴りを調べたところ、下記の所長の出張について、総務局長の決裁手続が未了であった。規程どおりに承認を受けることが必要である。

出張命令番号	月日	移動手段	出発地	到着地	日当	作成日
H12-550-0173	2/13	自家用車	秋田市	秋田市	1,300円	3/4

(イ) 公園管理事務所には、県及び住宅供給公社からの出向者が、それぞれ3名及び1名正職員として勤務している。正職員の構成及び人件費の負担関係を調べたところ、以下のようになっていた。

職位	氏名	出向元	職員給与	職員手当	退職手当積立金	職員共済費
所長	A	県	県 負担	総合公社負担	県 負担	総合公社一部負担※
副主幹	B	- (ア〇〇-)	総合公社 //	総合公社 //	総合公社 //	総合公社負担
同上	C	県	県 //	総合公社 //	県 //	総合公社一部負担※
同上	D	住宅供給公社	総合公社 //	総合公社 //	住宅供給公社 //	総合公社負担
主事	E	県	県 //	総合公社 //	県 //	総合公社一部負担※

※ 総合公社が労災保険料の事業主負担額を、それ以外を県が負担している。

出向に係る身分、給与等の負担関係は、県及び住宅供給公社それぞれと総合公社との間の「職員の派遣に関する協定書」によって規定されている。

このうち、職員共済費の扱いについては、総合公社と住宅供給公社の間で締結されている「職員の派遣に関する協定書」第9条第2項において、公社の負担とすることが明記されているのに対して、総合公社と県との「職員の派遣に関する協定書」の中では、第10条（共済組合等）で「派遣職員は、甲（県）の共済組合の組合員及び互助会の会員とし、その掛け金等については、甲の職員と同様に扱うものとする。」としか規定されておらず、事業主負担額についての負担関係が必ずしも明示されていない。職員共済費の事業主負担額については、協定書の条項において、負担関係を明記する必要がある。

(ウ) 消費税の計算において、「中央公園」の項で述べる内容と同様の誤りが見られた。

a. 通勤手当に係る消費税の算出において、所得税課税分を除いた税込金額に5%を乗じていた。

b. 社会保険料相当額に係る消費税の算出において、自己負担額をも算入していた。

この結果、県に対する委託費（税込）の請求額は113,911円過大となっていた。

支出段階で、消費税が課税されるものと非課税のものがあるが、委託費の計算に当たっては、すべての経費（税抜）を把握した上で一律5%上乘せすべく、平易な計算フォームを作成するなどして事務処理誤りをなくすようにするべきである。

イ. 内陸縦貫鉄道

受託業務の完了に伴い県に提出された収支実績計算書を調査したところ、下記のようにすべての費目が予算額と同額となっていた。

(単位：円)

支出項目	予 算	実 績
職員給料	3,045,000	3,045,000
職員手当	1,218,000	1,218,000
職員共済費	521,000	521,000
退職金掛金	144,000	144,000
社会保険料	1,470,000	1,470,000
賃金	10,734,000	10,734,000
旅費	261,000	261,000
一般需要費	713,000	713,000
役務費	1,531,000	1,531,000
委託費	1,236,000	1,236,000
使用料	41,000	41,000
消費税	1,046,150	1,046,150
合 計	21,960,150	21,960,150

県と内陸縦貫鉄道との間の「秋田県北欧の杜公園施設利用管理業務委託契約書」第5条によれば、乙（内陸縦貫鉄道）は、委託事務に係る経理については他の経理と明確に区分す

るようしかるべき措置を講ずるものとされ、第7条では、甲（県）は乙（内陸縦貫鉄道）の行う委託事務の適正を期するため、必要と認めたときはその状況を調査し又は必要な報告書の提出を求めることができるとされている。それにもかかわらず、このような正しい決算内容を表していないと思われる実績計算書を受領しながら、事実を究明しないで看過することは、委託者としての義務を果たしていないことになる。今後は、精算が適正に行われていることを確認することが必要である。

（4）業務の一部再委託について

① 概要

北欧の杜公園では警備や清掃等の日常業務、植栽管理業務について、業者に対して再委託を行っている。平成12年度では年間業務8契約、植栽管理業務4契約及びその他の業務19契約の再委託契約が行われており、その結果、再委託費は67百万円にのぼり、委託費合計（109百万円）の61.7%を占めている。再委託費の最も大きいものは植栽管理業務であり、55百万円である。

② 実施した監査手続及び結果

再委託については、「県立公園管理運営委託契約書」第9条により、原則として禁止されているが、甲（県）が認めた場合はこの限りではないと規定されている。現在、県が再委託について承認したことについて明示的には書類等で示されていない。県は、每期、公社の再委託契約締結の際には契約の適正性、経済性等を検証し、承認したことを明示的に示すべきである。

7. 秋田県立小泉瀉公園

1. 施設の概要

（1）施設の目的

秋田県立小泉瀉公園（以下、「小泉瀉公園」という。）は、秋田市北部金足に位置する公園で、男瀉及び女瀉の二つの水面とその後方の丘陵地などの自然を利用し、景勝の保全と野外レクリエーションの場として平成2年10月に整備された。また、公園の中心をなす水心苑は、本県では初めての本格的な日本庭園である。

（2）総事業費

総事業費は5,270百万円であるが、一部土地が未買収になっているため、これまで実施された事業費は5,038百万円、進捗率は95%となっている。総事業費のうち、県単独事業は239百万円、補助事業は4,789百万円である。資金調達のために2,393百万円の県債が発行されて

いる。

事業費の内訳としては、用地取得費 1,008 百万円、工事費 4,030 百万円となっている。

(3) 運営形態

公園の管理運営は財団法人秋田県総合公社（以下、「総合公社」という。）に委託している。ただし、本公園は以下のようなゾーンから構成されており、教育環境ゾーンや水辺保存ゾーンは、総合公社の管轄外となっている。

管理主体	ゾーン	面積
総合公社	レクリエーションゾーン	97.6ha
教育庁所管（博物館、金足農高残地）	教育環境ゾーン	4.0ha
公有水面（男湯・女湯）	水辺保存ゾーン	56.0ha
国有財産（水路・青水等）	—	4.4ha
未買収地（79筆）	—	8.1ha
合計		170.1ha

(4) 収支の状況

平成元年以降の利用人数、収入及び委託費は以下のとおりである。

（単位：千人、百万円）

項目	H元	H 2	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12
入場者数	182	200	188	226	199	158	135	125	102	118	135	111
水心苑	56	47	45	50	43	28	30	28	27	23	50	25
テニスコート	8	10	8	8	7	5	4	4	3	3	3	2
その他利用者	118	142	135	167	148	124	100	92	70	91	81	84
収入	6	5	5	6	5	4	3	4	3	3	1	0
委託費	70	71	77	74	82	84	84	93	94	92	74	76

2. 監査の結果

(1) 公有財産台帳について

公有財産台帳に登録した資産について、当初の取得以降、改修工事等により増設等が図られた場合どのように記録するかについて、公園管理事務所では明確な基準や認識が持たれていない。

平成12年度に行われた「トイレ水洗化工事」2件（契約額1,770千円、1,218千円）は、水洗設備を拡張すべく屋外埋設圧送管と屋外埋設電気配管を延長するものであり、企業会計的な考え方からすれば、電気設備の増設として「資本的支出」と捉えられるが、公有財産台帳上は財産の増加として記録されていなかった。

公有財産台帳に記録すべき基準を明確にし、担当者に徹底することが必要である。

(2) 業務の一部再委託について

① 概要

小泉潟公園では警備や清掃等の日常業務等について、業者に対して再委託を行っている。委託契約のための入札等の基準は県に準じている。平成12年度では8件の再委託契約が行われている。その結果、再委託費は51百万円にのぼり、委託費合計(74百万円)の69%を占めている。

② 実施した監査手続及び結果

ア. 再委託については、「県立公園管理運営委託契約書」第9条により原則として禁止されているが、甲(県)が認めた場合はこの限りではないと規定されている。現在、県が再委託について承認したことについては明示的には書類等で示されていない。県は每期、公社の再委託契約締結の際には、契約の適正性、経済性等を検証し、承認したことを明示的に示すべきである。

イ. 再委託契約のうち、金額の重要なもの上位3件について、個別の委託契約関係ファイルを閲覧し下記事項を検証した。

(ア) 予定価格については、担当者が算定した設計価格を基礎に所長が予定価格を決定し、予定価格調書に記入し、これを封書に入れ封印する。当日開封された封筒はすべて保管されており、管理手続は適正に遵守されているものと判断された。

(イ) 指名競争入札については、落札価額はすべて予定価格を下回り、最低価格で応札した業者に決定されていた。

(ウ) 随意契約について、その理由はすべて地方自治法施行令第167の2条第1項第1号「少額のもの(100万円以下)」の適用による。この場合、2名以上の者から見積書を徴収していることを確認した。

ウ. 業務委託(変更)契約書、支出負担行為伺、委託業務完成届及び検査済確認調書を照合したところ、これらの書類は委託台帳の記載事項と合致していることが確認された。

(3) 委託費の精算について

① 概要

総合公社は、受託業務実施にかかった経費(人件費及び物件費)に5%を上乗せして、委託費として県に請求している。

② 実施した監査手続及び結果

委託費に含まれる消費税額の算出過程を調べたところ、事務処理上、以下の計算誤りが見られた。

ア. 職員手当のうち通勤手当について、所得税課税分と所得税非課税分の消費税額を誤って把握していた。

イ. 役務費に係る消費税額の把握に誤りがあった。

ウ. 雇用保険料の個人負担分についても、消費税額を委託費に含めて計算していた。

以上の結果、委託費（税込）が1,920円過大に計算されていた。

支出段階で、消費税が課税されるものと非課税のものがあるが、委託費の計算に当たっては、すべての経費（税抜）を把握した上で一律5%上乘せすべく、平易な計算フォームを作成するなどして事務処理誤りをなくすようにするべきである。

8. 秋田県立中央公園

1. 施設の概要

(1) 施設の目的

秋田空港を取り囲む位置にあり、丘陵地、林及び草原などの自然の条件を生かし、空港の騒音緩衝地としながら、広域的なレクリエーション、スポーツ、教育、散策及び休養の場として県民が気軽に利用できる広域公園のひとつとして計画された。昭和52年に事業が着手され、ファミリーピクニックゾーン、空港前庭ゾーン、スポーツゾーン、青少年教育ゾーンが順次整備され、平成11年度に自然観察ゾーンの大部分が完成した。

(2) 事業費

総事業費は17,600百万円、平成12年度までの整備実績は17,030百万円（進捗率96%）となっている。事業費の内訳としては、県単独事業4,775百万円、補助事業12,111百万円である。資金調達のため、県債8,582百万円を発行している。

公園を構成するゾーニング（計画段階のものも含む）及び事業費（実績）は、以下のとおりである。

（単位：百万円）

ゾーン名	内 容	事業費
ファミリーピクニックゾーン	家族連れやグループピクニック、散策、休憩など気軽に利用できる地区	1,243
空港前庭ゾーン	空港の玄関口として送迎、展望、見学者の休憩、散策に利用する修景を主体とした地区	
スポーツゾーン	大規模な大会が開催できるような専門施設と、一般県民が気軽に利用できる施設が両立する地区 陸上競技場、球技場、あきたスカイドーム等がある。	12,555
青少年教育ゾーン	野外活動を通じた教育の場として滞留型の利用施設で、集団生活を体験しながら自然とのふれあいができる地区 フィールドアスレチック、ファミリーキャンプ場がある。	2,292

自然観察ゾーン (未完成)	自然と調和を取るように明るい林間地区をめくり、樹木の観察や草花を楽しみながら利用できる地区	300
自然探勝ゾーン (未完成) 他	自然の樹林地をそのまま残し、その中に探勝路や一部の平坦地に園路を設けるなど、散策を主体とした地区等	1,210
合 計		17,600

(中央公園事業認可一覧表より)

(3) 運営形態

青少年教育ゾーンの運営を雄和町振興公社に委託しているほかは、財団法人秋田県総合公社(以下、「総合公社」という。)へ運営管理を委託している。

(4) 利用人数及び利用料の状況

平成元年以降の利用人数、収入、管理費(人件費を除く)は以下のとおりである。

(単位:千人、百万円)

項目	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
利用者数	261	366	440	409	385	525	484	491	516	491	461	460
スポーツ	181	289	378	354	333	423	386	397	435	406	360	374
FP・空港	78	76	61	54	51	58	54	57	42	37	55	48
青少年	0.8	0.9	0.7	0.4	0.8	43	43	36	38	46	45	37
収入	14	22	25	25	26	31	37	36	35	31	25	23
委託費	196	193	267	265	270	266	328	319	333	329	273	255

FP・空港:空港前庭ゾーン、スポーツ:スポーツゾーン、青少年:青少年教育ゾーン

2. 監査の結果

(1) 利用料の徴収状況について

① 概要

公園管理事務所では、利用者から利用申請書と料金を受取り、翌営業日、銀行振込により県に納入する。その際、収入金払込書兼領収書(以下、「払込書」という。)に1件ごとに金額を記入し銀行に持ち込む。銀行が県に入金すると同時に調定が完了する。払込書控が県建設事務所に送付される。県建設事務所では、歳入の内訳書と振込書控を照合するだけである。

一方、利用申請書は、公園管理事務所から県建設事務所に送付され、県建設事務所では、月額合計を「有料公園施設利用許可申請書」に記入し、利用申請書とともにファイルしている。公園管理事務所では、「利用申請書」から「月別歳入状況表」を作成している。

② 実施した監査手続及び結果

平成12年度のトレーニングセンター、陸上競技場及びテニスコートの利用料について、特定の月について「月別歳入状況表」と「有料公園施設利用許可申請書」を照合したところ、一致することを確認した。ただし、県建設事務所では、通常、公園管理事務所を受付した利

用料について、利用申請書等の証憑類と歳入額を照合する手続を行っていないため、「有料公園施設利用許可申請書」が複数の綴りに分かれており、照合が容易にできない状況であった。

利用料徴収を総合公社に委託している場合でも、利用申請書等の証憑類と歳入額を照合する手続を実施するため、少なくとも月次で「月別歳入状況表」と調定額の一致を確認することが必要である。

(2) 公有財産台帳の記載について

① 番号管理について

従来、公有財産は手書台帳に記録されていたが、平成8年4月から公有財産台帳が電算化された。この公有財産台帳上、財産は種類別（建物、工作物等）に団地番号及び連番が付されている。

しかし、財産の管理に従事している総合公社では、現物を別の管理番号（下記の例における通称番号）で認識しており、特定の財産が公有財産台帳上のどれに当たるかということについて分かるようには整理されていない。

たとえば、スポーツゾーンにおいて、昭和58年に竣工した公衆便所工事について、建設当初の工事完成図に記録されている建物面積等を手掛かりに、公有財産台帳と実際の施設を照合したところ、以下のような結果となった。

公有財産台帳				工事完成図(*)		通称番号
建物番号	竣工日	当初取得価額	面積 (㎡)	竣工日	面積	
21	S58. 9.8	16,007 千円	53.43	8/31	45.63	A
22	S58. 9.8	30,275	77.88	8/31	77.88	D
27	S58.11.1	15,993	53.43	8/31	53.43	B-1
28	S58.11.1	27,425	66.34	10/14	66.34	B-2
29	S58.11.1	15,993	53.43	10/14	53.43	C

(*) 工事竣工時の図面

上記より、公有財産台帳上の面積の記録に誤りがあることが推定される。

また、現在、管理上使用している通称番号「C」が、公有財産台帳の27番或いは29番いずれに該当するのかが不明な状況である。

② 公有財産台帳上の記録誤り

公有財産台帳を調査したところ、以下のような記録誤りが見られた。

ア. 公有財産台帳番号49番の青少年教育ゾーンにある「あずまや」(取得価額13,122,200円、平成7年12月20日竣工、46.02㎡)は、一つの財産として登録されているが、実際には、17.232㎡、17.232㎡及び11.560㎡の3箇所のあずまやからなる。本来、個別に記録されるべきであったが、誤って合算して記録してしまったものと推定される。

イ. 公有財産台帳上、以下のようにフィールドアスレチック管理棟が2棟登録されている。実際には管理棟は1棟しかなく、他に小規模な詰所があるが、詰所については公有財産台

帳上記録がない。

台帳番号	名称	竣工日	金額（価格改定後）	面積（㎡）
47	FA管理棟	H6.6.20	43,681千円	349.39（正しくは394.39）
48	FA管理棟	同上	40,611千円	389.45

竣工当初の資料を調査したところ、48番はフィールドアスレチック詰所（当初取得価額17,782,135円 60.43㎡）の誤りであることが判明した。47番にも面積の記録誤りがあった。

③ 資本的支出

公有財産台帳に登録した資産について、取得以降、改修工事等により増設等が図られた場合、どのように記録するかについて、公園管理事務所では明確な基準や認識が持たれていない。

平成10年度に行われた「陸上競技場改修工事」のうち、「陸上競技場フィールド電源改良工事」（956千円）は、フィールド内の電源に至る電気配線において漏電遮断器を取り付け、新設回路を設けるもので、企業会計的な考え方からすれば、電気設備の増設による「資本的支出」と捉えられるが、公有財産台帳上は財産の増加として記録されていなかった。公有財産台帳に記録すべき基準を明確にし、担当者に徹底することが必要である。

④ 工作物

中央公園の工作物は昭和52年から整備が開始されているが、平成8年4月に電算化された公有財産台帳に記帳されたのは平成11年4月となっており、また、記録された金額はすべて当初の取得価額となっていた。本来ならば、取得日以降3年毎に価格改定が行われ、工作物の帳簿価額についても評価替えがなされるはずであるが、電算化された公有財産台帳に記録されるまで評価替えが行われていない。事務手続の漏れと推定されるが、今後は、資産の適正な評価のために、原則どおり価格改定を実施すべきである。

上述のように、公有財産台帳上、多数記録の不備が見られるが、これは公園管理事務所での定期的な現物との照合等が行われず、公有財産台帳が実質的に利用されることがなかったことが要因としてあげられる。実際、台帳上は、取得により一旦記録されると、そのまま自動的に価格改定が行われるだけで、ほとんど現地において活用されることがなかったため、このような記録誤り等が訂正されず放置される結果になったものと思われる。

今後は、公有財産台帳上に記録されている資産と現物との照合作業を早急に実施することにより、正確な公有財産の把握を行い、より一層財産の保全に努めるべきである。

(3) 総合公社における消費税計算について

① 概要

総合公社は、受託業務実施にかかった経費（人件費及び物件費）に消費税5%を上乗せして、委託費を県に請求している。

② 実施した監査手続及び結果

委託費に含まれる消費税額の算出過程を調査したところ、事務処理上、以下の計算誤りが見られた。

ア. 職員手当のうち、通勤手当について所得税課税分と所得税非課税分の消費税額を誤って把握していた。

イ. 役務費に係る消費税額の把握に誤りがあった。

ウ. 雇用保険料の個人負担分についても、消費税額を委託費に含めて計算していた。

以上の結果、委託費（税込）が 89,841 円過大に計算されていた。

支出段階で、消費税が課税されるものと非課税のものがあるが、委託費の計算に当たっては、すべての経費（税抜）を把握した上で一律 5% 上乘せすべく、平易な計算フォームを作成するなどして、事務処理誤りをなくすようにするべきである。

(4) 業務の一部再委託について

① 概要

総合公社は、警備や清掃等の日常業務等について、業者に対して再委託を行っている。

委託契約のための入札等の基準は県に準じている。

平成 12 年度では 36 件の再委託契約が行われている。その結果、再委託費は 123 百万円にのぼり、委託費合計（252 百万円）の 49% を占めている。

② 実施した監査手続及び結果

ア. 再委託については、「県立公園管理運営委託契約書」第 9 条により原則として禁止されているが、甲（県）が認めた場合は、この限りではないと規定されている。現在、県が再委託について承認したことについては、明示的には書類等で示されていない。県は、每期公社の再委託契約締結の際には、契約の適正性、経済性等を検証し、承認したことを明示的に示すべきである。

イ. 再委託契約のうち、金額の重要なもの 13 件について個別の委託契約関係ファイルを閲覧し、下記事項を検証した。

(ア) 予定価格については、担当者が算定した設計価格を基礎に所長が予定価格を決定し、予定価格調書に記入し、これを封書に入れ封印する。当日開封された封筒はすべて保管されており、管理手続は適正に遵守されているものと判断された。

(イ) 指名競争入札については、落札価額はすべて予定価格を下回り、最低価格で応札した業者に決定されていた。

(ウ) 随意契約については、その理由はすべて地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号「少額のもの（100 万円以下）」の適用による。この場合、2 名以上の者から見積書を徴収しているが、1 件だけ契約者のみしか見積書を徴していないものがあった。これは他の委託業務と密接な関係がある（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号該当）ためであり、妥当と認められた。

ウ. 業務委託（変更）契約書、支出負担行為伺、委託業務完成届及び検査済確認調書を照合したところ、これらの書類は委託台帳の記載事項と合致していることが確認された。

9. 秋田県森林学習交流館（プラザクリプトン）

1. 施設の概要

(1) 施設の目的

秋田県森林学習交流館（プラザクリプトン）（以下、「クリプトン」という。）は、森林及び林業に関する学習及び研修の機会を提供するとともに、林業従事者等の交流を促進することにより、県民の森林及び林業に関する意識の高揚を図り、もって秋田県林業の振興に資することを目的として設置された施設である。

(2) 設置時期及び設置場所

平成3年に調査設計を開始し、施設完成後平成7年8月1日より供用を開始している。秋田市近郊の河辺郡河辺町に位置し、秋田市内からは約20km、秋田空港からは約5kmの立地条件にある。周囲には秋田県森林技術センターが隣接するとともに、秋田県立中央公園、ゴルフ場等多くのスポーツ関連施設が近接していることが特徴である。なお、当該地域が設置場所として選定された理由は、秋田県森林技術センターが既に立地していたこと、並びに、従前当該地域に現クリプトンの展示室に相当する森林学習展示室が設置されていたことによる。

(3) 施設の内容

クリプトンは鉄筋コンクリート3階建、延べ床面積4,630㎡の施設規模を持つ。建物施設としては1棟の建物であるが、公有財産台帳上は、その使用目的に基づき、学習交流を目的とした行政財産部分と宿泊・レストラン業務に用いられる普通財産部分とに分類されている。

行政財産部分には展示室、視聴覚室、大会議室及び会議室2室があり、普通財産部分にはレストラン及び宿泊室がある。宿泊室はシングル14室、ツイン16室、和室6室及び身障者ルーム1室の計37室あり、最大収容人員は66名である。また、建物の背後には18ha以上の広さを持つ学習交流の森が広がり、森林浴や自然観察等に活用できるようになっている。

(4) 事業費

総事業費は2,399,351千円であり、その内訳は以下のとおりである。ただし、土地については地元自治組織の共有地を賃借する形態を取っており、取得はしていない。

（単位：千円）

用地造成費、設計監督費			108,867
建築工事費	建物	1,226,009	1,929,705
	建物附属設備	703,696	
外構工事費			78,486
展示設備費			133,678
備品費			107,529

事務費、消耗品費	41,086
合 計	2,399,351

(5) 設備資金

クリプトンの建設に際しては、総事業費 2,399,351 千円のうち、約 65%にあたる 1,560,000 千円分を県債（地域振興整備債）の発行でまかない、それ以外は一般財源を充当している。県債の発行は平成 6 年度と平成 7 年度の 2 年度にわたって実施され、各々 829,000 千円、731,000 千円ずつ起債している。利払い及び償還計画の詳細は以下のとおりである。なお、償還期間については、平成 6 年度起債分については平成 16 年度まで、平成 7 年度起債分については平成 17 年度までであるが、当該地方債は借換予定債であり、最終年度において借換が予定されている。以下の表中、平成 16 年度及び 17 年度の償還金額が大きいのは当該年度における借換分が含まれているためである。

(単位：千円)

年 度	県債発行額	元金償還額 (A)	利子支払額 (B)	元利合計 (A)+(B)	県債残高
平成 6 年度	829,000	—	—	—	829,000
平成 7 年度	731,000	—	26,089	26,089	1,560,000
平成 8 年度	—	—	52,436	52,436	1,560,000
平成 9 年度	—	—	54,796	54,796	1,560,000
平成 10 年度	—	49,746	54,336	104,082	1,510,254
平成 11 年度	—	93,610	52,133	145,743	1,416,644
平成 12 年度	—	93,610	48,845	142,455	1,323,034
平成 13 年度	—	93,610	45,557	139,167	1,229,424
平成 14 年度	—	93,610	42,269	135,879	1,135,814
平成 15 年度	—	93,610	38,981	132,591	1,042,204
平成 16 年度	—	574,388	35,693	610,081	467,816
平成 17 年度	—	467,816	15,076	482,892	0
合 計	1,560,000	1,560,000	466,212	2,026,212	

(6) 管理運営の状況

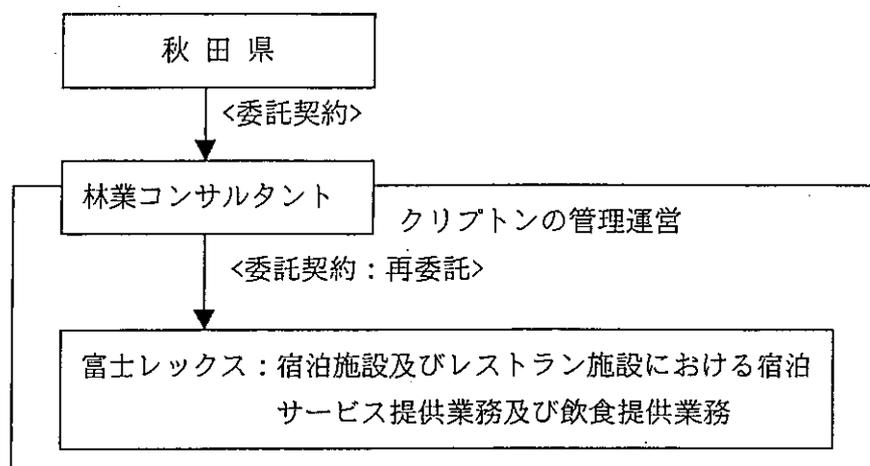
① 管理運営業務の概要

クリプトンの所管課は林務部林業政策課であるが、施設の実際の管理運営については、秋田県森林学習交流館条例（以下、「条例」という。）第 9 条において、社団法人秋田県林業コンサルタント（以下、「林業コンサルタント」という。）に委託する旨定めている。

具体的な委託業務は、以下の業務である。

- ・土地及び施設設備の維持管理に関する業務
- ・会議室等使用料の徴収業務

・その他クリプトンの管理運営に必要な業務（各種イベント、研修の企画運営業務等）
 また、宿泊施設及びレストラン施設の運営については、林業コンサルタントが富士レックス株式会社（以下、「富士レックス」という。）に再委託している。



② 財産の管理形態

建物の行政財産部分の管理運営については、林業コンサルタントとの間で締結している管理運営業務委託契約によっている。

また、建物の普通財産部分については、林業コンサルタントに対して無償で貸し付けている。同様に、備品についても林業コンサルタントに対して無償で貸し付けている。

③ 林業コンサルタントについて

クリプトンの管理運営業務を受託している林業コンサルタントは、昭和46年に秋田県の森林土木行政の一端を担う補完機関として設立され、森林土木事業の治山・林道の測量設計を主たる業務としてスタートした社団法人である。森林・林業に関する調査・研究、測量・設計及び普及・啓発等の業務を行い、県土の緑化、保全並びに林業の振興に寄与することを目的としている。設立にあたっては、県内の一部市町村とともに、秋田県は500万円を出資している。

現在の事業としては、公益事業2事業（クリプトンの管理運営を行う施設管理運営事業、一般事業）と収益事業1事業（測量設計・調査事業）の計3事業を営んでいる。平成12年度における各事業の収支の内訳は以下のとおりであり、測量設計・調査が事業の主体を占めている。施設管理運営事業はクリプトン設置時に開始した事業であり、それ以外の施設の管理運営は行っていない。

（単位：千円）

収支項目	一般事業	施設管理運営事業	測量設計・調査事業	合計
当期収入	9,023	74,198	460,827	544,049
当期支出	9,023	74,192	423,714	506,929
当期収支差額	0	7	37,113	37,120

④ 委託費及び経費負担関係

県は管理運営業務委託契約に基づき、林業コンサルタントに対して委託費を年4回分割で概算払いしている。林業コンサルタントは1年間の業務が終了した後、1ヶ月以内に委託業務実績報告書及び精算書を県に提出し、それを県が検査した上で最終的な委託費が確定する。もし精算書上、委託費に余剰が生じている場合、これを県に返納する必要がある。

また、林業コンサルタントから宿泊・レストラン部門の業務を受託している富士レックスは、利用料金方式を採っている。

宿泊・レストランの光熱水費等に関する直接経費については、メーターによる計測等により、富士レックスの使用分を確定させている。ただし、電気料金、水道料金、電話料金にかかる基本料金の一部及びその他施設の維持管理に関して発生する共通経費に充当するものとして、各年度の総売上高の5%を共益費として林業コンサルタント側に支払うこととしている。

過去3年間における委託料及び共益費の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成10年度	平成11年度	平成12年度
人件費	17,442	17,491	16,582
施設管理費	24,586	22,923	22,697
光熱水費	12,605	12,271	12,600
事務費及びその他	9,821	11,994	9,603
小計	64,454	64,680	61,482
消費税	3,221	3,234	3,074
合計委託費(実績)	67,676	67,913	64,557
委託費(予算)	67,651	67,905	64,564
戻入額	0	0	※0 (本来は7)
委託費(確定額)	67,651	67,905	64,564 (本来は64,557)
参考：共益費	5,611	5,498	5,449

委託費については予算額を超過した部分については支払われないため、県の負担額は予算額を限度としたものとなる。このため、委託費にかかる経費支出が予算額を超過した平成10年度、平成11年度については、予算額が県の最終的な負担額となる。なお、実績額が予算額を下回った平成12年度については、県と林業コンサルタントとの間で本来行われるべき戻入処理が行われていなかったが、この件に関しては監査結果にて述べる。(上表 ※参照)

(7) クリプトンの利用実績

① 学習交流施設

展示室と会議室があり、展示室については無料、会議室は有料である。

設置段階における当初利用計画及び過去の実績の推移は以下のとおりである。展示室については利用者数、会議室については使用料収入額を用いている。なお、目標計画の数値は供用開始時に設定したものであり、その後の変更は一切行われていない。

(利用者数：人、使用料：千円)

項目	目標計画	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
展示室利用者	30,680	43,382	43,588	35,953	31,771	31,404
会議室使用料	2,500	2,434	2,983	2,800	2,621	2,261

展示室利用者数は過去5年間に於いて計画を上回っているものの、減少傾向にあり、平成12年度の利用者数は平成8年度に比べて25%以上も減少している。また、会議室使用料収入においても、平成10年度から減少傾向が続き、平成12年度においては計画を下回っている。

また、会議室の利用に関しては、「森林・林業関係利用」と「一般・団体等利用」とに分けられる。この区分によって、平成12年度の会議室利用者実績を分類すると以下のとおりである。

項目	森林・林業関係	一般・団体等	合計
利用者実績(人)	2,718	4,449	7,167
(割合)	37.9%	62.1%	100.0%
使用料収入(千円)	773	1,487	2,261
(割合)	34.2%	65.8%	100.0%

一般・団体等利用の中にも学校・教育委員会等のように研修目的利用と推察される団体が含まれるが、クリプトン利用者の核となる森林・林業関係団体の利用者は全体の38%程度に止まっている。

② 宿泊・レストラン施設

宿泊・レストラン施設にかかる当初利用計画、実績及び稼働率の推移は以下のとおりである。総売上高は宿泊及びレストラン施設の売上高の合計である。なお、学習交流施設と同様に、目標計画は供用開始時に設定したものであり、その後変更は行われていない。

項目	目標計画	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
宿泊室(研修目的)	6,240	2,056	2,639	2,045	2,097	1,973
〃(一般利用者)	5,760	8,453	7,892	7,244	7,202	6,739
合計(人)	12,000	10,509	10,531	9,289	9,299	8,712
レストラン(人)	33,800	36,038	37,069	35,289	36,204	37,244
総売上高(千円)	137,369	128,863	126,941	112,215	109,970	108,983
稼働率(宿泊室)	49.8%	43.6%	43.7%	38.6%	38.6%	36.2%
(レストラン)	38.6%	41.1%	42.3%	40.3%	41.3%	42.5%

稼働率は以下の算式から算出している。

- ・ 稼働率：宿泊室＝（年間宿泊客数/ 365 日）/ 定員
- ・ 稼働率：レストラン＝（年間利用客数/ 365 日）/（定員×3食）

定員：宿泊室（66名）、レストラン（80名）

宿泊室利用者を見ると、研修目的利用者は大きく目標を下回っており、目標の半分にも達していない。一方、一般利用者も目標値は上回っているものの減少傾向にあり、宿泊施設利用者全体としても減少傾向にある。宿泊稼働率は30%台と低調である。

一方、レストラン利用者は、周辺の教育施設及び運動施設等、当該施設利用者以外の利用者が堅調であることから目標を上回っている。ただし、宿泊施設利用者の伸び悩みから、宿泊施設及びレストラン施設からの収入を合計した総売上高は減少傾向にある。

③ 企画イベント

平成12年度においては、自然観察会、オリエンテーリング、木工クラフト及び林業体験教室といった企画イベントが74回開催され、延べ2,982名の参加者があった。これは、学校や子供会を始めとした各種団体が、学習交流の森を含めたクリプトンの施設を利用して主催するものである。

この中には、平成12年度から開始した「森の学校」が含まれている。「森の学校」は、クリプトンの利用促進を図ることを目的として開始されたものであり、林業政策課及び林業コンサルタント等が主催者となり、年間を通して自然に触れて自然を楽しむ主旨のイベントである。平成12年度においては、合計10回開催され、延べ489名が参加した。また、研修目的宿泊利用の促進を目的として、宿泊を伴うイベントも4回開催し、参加者は118名であった。

2. 監査の結果

(1) 委託費の精算処理について

① 概要

林業コンサルタントは年度終了後、委託事業にかかる受託収支精算書を添付した実績報告書を県に提出し、県はこれに基づき委託費の検査及び精算手続を実施する。具体的な県の検査及び精算方法は以下の方法で実施される。まず、実績報告書が県に提出された後に、各費目単位において、受託収支精算書に添付される支出明細表上の金額と林業コンサルタントの支出命令書（決裁文書）と全件突合を行う。この検査終了後、実績が委託金額を上回り戻入の必要がない場合は、実績報告書を林業政策課長まで回覧することで精算事務は終了とする。もし戻入が必要な場合は、戻入処理を実施する。

② 監査手続

この精算手続が適切に実施されていることを確かめるために、実績報告書を査閲するとともに、林業コンサルタント職員を含む関係職員に対してヒアリングを実施した。更に関係証憑と突合を実施した。

③ 監査結果

上記の手續を実施したところ、以下の点を除いては、精算手續は適正に実施されているものと認められた。

実績報告書及び受託収支精算書上、支出実績額は 64,556,582 円であり、概算払委託料 64,564,000 円を下回っている。このため、本来は 7,418 円の戻入を伴う精算処理を実施すべきであるが、戻入を行っていない。今後、適切な事務処理の実施が望まれる。

(2) 会議室使用にかかる事務手續について

① 概要

会議室の使用許可申請書の受理から使用許可書の交付、使用料の受領までの一連の事務処理については、林業コンサルタントに委託されている。なお、条例上は使用料の減免規定が存在するが、実際の運用上減免は実施していない。

② 監査手續

会議室使用にかかる一連の事務処理について、林業コンサルタント関係職員に対してヒアリングを実施するとともに、関係帳簿及び証憑間の突合を実施した。その際、使用料の額が条例に合致しているかを併せて確認した。

③ 監査結果

会議室使用に係る事務処理については、適正に行われているものと認められた。

(3) 固定資産の管理について

① 監査手續

- ア. 行政財産、普通財産及び物品（備品）の各々について台帳を入手し査閲した。
- イ. 無償貸付契約を締結している財産に関しては、無償貸付契約書を入手し査閲した。
- ウ. 物品（備品）に関しては、「貸付備品原簿」上に記載されている物品についてサンプルを抽出し、現物との照合を行った。

② 監査結果

ア. 建物の行政財産部分及び普通財産部分については公有財産台帳に、物品については貸付備品原簿に記載し管理している。一方、展示室内の展示品及びモニター類については、建設時点の事業費ベースで 133,678 千円と多額であるにもかかわらず、公有財産台帳及び備品原簿に記載がなく、管理台帳がない状況である。このため、展示室内の展示品やモニター類の内容及び数量等を認識できるのは、メンテナンス業者から提出される報告書のみである。

県としては、建物の一部に含まれるという解釈で台帳への記載はしていないとのことであるが、公有財産台帳に記載された金額は建物本体の金額のみ（1,226,009 千円）であり、建物の一部としての解釈には無理がある。加えて、県費で購入した財産が簿外となっていること自体が財産管理上問題であることから、早急な台帳の整備が望まれる。

イ. 林業コンサルタントとの間で無償貸付契約を締結している財産の管理については、適正に管理されているものと判断された。

ウ。貸付備品原簿に記載されている備品の管理については、適正に管理されているものと判断された。

10. 秋田県立総合射撃場

1. 施設の概要

(1) 設立目的

秋田県立総合射撃場（以下、「総合射撃場」という。）は、射撃を競技としてのスポーツと位置付け、このスポーツの普及及び発展を促進する目的で、平成7年7月に開設されたものである。

(2) 射撃場の仕組み

総合射撃場は、県内で自治体が運営するもののうち、一般の免許保有者が広く利用できる唯一の射撃施設である。県内において社団法人日本指定射撃場協会に加盟している射撃場は、平成13年2月1日時点で総合射撃場の他に9施設がある。

総合射撃場内にはクレー射撃場とライフル射撃場の2種類の施設があり、それぞれの開場期間は、屋外のクレー射撃場が冬季を除く3月から11月までの期間、屋内のライフル射撃場は通年となっている。また休場日は毎週月曜日と年末年始である。

クレー射撃は、皿状のクレーを放出器で空中に放出しこれを散弾銃で飛散させる競技である。当クレー射撃場は、社団法人日本クレー射撃協会のA級公認射撃場規定の基準に適合する施設である。一方、ライフル射撃は、数メートル先の円状の的に向かってライフルで射撃する種目である。当ライフル射撃場は、「指定射撃場の指定に関する総理府令」、及び社団法人日本ライフル射撃協会の「ライフル射撃場公認に関する規定」の基準を満たす施設である。なお、ライフルのうちビームライフルは、光のみが放出され電光により点数が表示されるもので、実弾は使用せず、免許を持たない一般の県民も利用できる。

(3) 事業費

総合射撃場は山の斜面に沿って位置しており、25万641㎡の敷地面積を有している。斜面の下側から順に、屋内施設としてのライフル射撃場（床面積2,439㎡）と管理棟（同345㎡）がある。その上方には屋外施設としてクレー射撃場が設けられており、山の斜面に向かって射撃する位置付けとなっている。

県は総合射撃場の建設のため、平成4年度から平成7年度の間に2,124,581千円の事業費を支出している。この財源内訳は、県債発行により1,535,000千円（72.2%）、一般財源により589,581千円（27.8%）である。事業費の内訳は次のとおりである。

項目	金額(千円)	構成割合(%)
土地	1,286,477	60.5
建物	570,747	26.9
構築物	243,812	11.5
備品	11,826	0.6
事務費	11,719	0.5
事業費合計	2,124,581	100%

次に、県債の発行状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

発行年度	発行額	利率	平成12年度末未償還元金
平成4年度	290,000	4.400%	225,657
平成5年度	491,000	4.300%	373,152
平成6年度	103,000	4.700%	51,788
〃	368,000	3.700%	301,754
〃	228,000	1.680%	228,000
平成7年度	55,000	3.300%	39,380
合計(平均利率)	1,535,000	(3.777%)	1,219,731

平成12年度末において、発行額の79.5%に当たる1,219,731千円が未償還であり、最終の償還は平成24年度と予定されている。発行当時は現在よりも金利が高い経済情勢であったため、加重平均利率は約3.8%となっている。なお発行額のうち1,245百万円については、毎年の元利償還額の約55%が、地方交付税として国から交付される予定となっている。

(4) 事業運営について

県は総合射撃場の管理運営業務を、財団法人秋田県総合公社(以下、「総合公社」という。)に対して委託している。平成11年度までは財団法人秋田県スポーツ振興事業団に当業務を委託していたが、外部委託の効率化という県の方針に基づき、平成12年度から総合公社に委託を一本化したものである。

平成12年度において、総合公社の体育館管理事務所が管理運営する体育施設は、総合射撃場の他に体育館、スケート場、野球場、向浜運動広場及びプールの5施設である。総合公社の体育館管理事務所は、総合射撃場に係る消耗品の購入、会計及び契約等の業務を行っている。

県から総合公社への出向職員は11人であり、すべて体育館管理事務所に勤務している。このうち、施設の技術面を担当している職員が4人、企画運営面を担当している職員が3人である。

使用料収入の事務の流れについては、火曜日から日曜日までに受け取った1週間分の使用料を、2日後の火曜日に総合射撃場職員によって総合公社名義の銀行口座に入金される。同日に県の納入通知書により、銀行振替により県へ納付される。一方、県は毎月、歳入額と月次の報告書の金額を照合している。

(5) 収支状況

過去6年間の総合射撃場の収支状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
支出計(A)	26,625	33,288	37,235	36,337	35,723	39,709
人件費	13,022	19,118	21,775	20,574	20,965	22,475
旅費	423	412	412	463	323	521
需要費	9,450	9,362	10,906	9,796	8,921	9,312
役務費	1,352	1,496	1,624	1,017	1,080	1,080
委託料	1,752	2,045	1,874	3,415	3,578	5,048
使用料賃借料	298	288	154	165	81	43
負担金補助交付金	—	135	70	77	74	84
公課費	328	430	420	830	701	1,146
収入(利用料等)(B)	9,727	18,224	14,786	12,472	12,115	14,039
収支差額(C)(A-B)	16,898	15,064	22,449	23,865	23,608	25,670
(利用者負担割合)	36.5%	54.7%	39.7%	34.3%	33.9%	35.4%
県債元利償還額(D)	53,286	72,270	108,909	362,918	138,478	187,259
合計収支差額(C)+(D)	70,184	87,334	131,358	386,783	162,086	212,929

人件費に、県からの出向職員の給与等を含んでいない。

平成12年度は25,670千円の収支不足が生じており、利用者の負担割合は約35%である。県債の償還に係る支出を含めると、平成12年度は212,929千円の支出超過額が生じている。なお、県債のうち発行額1,245百万円については、元利償還額のうち約55%が、地方交付税として国から充当される予定である。

(6) 利用人数と使用料

過去6年間の総合射撃場の利用人数及び使用料収入は次のとおりである。

項目	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
全体						
利用者数(人)	2,221	3,933	3,259	2,826	2,840	3,474
収入額(千円)	9,727	18,224	14,786	12,472	12,115	14,039
1人当たり収入	4,379	4,634	4,537	4,413	4,266	4,041

1人当たり収支差額	△7,608	△3,830	△6,888	△8,445	△8,313	△7,389
(うち、クレー)						
利用者数(人)	1,751	3,327	2,586	2,273	2,232	2,745
収入額(千円)	9,414	17,849	14,350	12,157	11,773	13,750
1人当たり使用料	5,376	5,365	5,549	5,348	5,275	5,009
(うち、ライフル)						
利用者数(人)	470	606	673	553	608	729
収入額(千円)	313	375	436	315	341	289
1人当たり使用料	666	618	647	570	561	396

平成12年度の1人当たり使用料は、クレーが約5千円に対して、ライフルは約400円と低額である。これは、使用料が下記の表にあるように、クレー射撃は毎回クレーを25回使用し、1回につき41円×25回=1,025円(一般)であるのに対し、ライフルは1時間につき205円(一般)の使用料のみが課されるためである。そのため、県の利用者収入14,039千円のうち、クレーが13,750千円と全体の98%を占め、ライフルは289千円と2%となっている。

また、利用者の内訳は次のとおりである。

(単位：人)

種類	来場者内訳	平成12年度	平成11年度
クレー	一般	2,742	2,232
	高校高専大学生	3	0
ライフル	一般	497	486
	高校高専大学生	227	102
	中学生	5	20
合計		3,474	2,840

射撃場の使用料は、「秋田県総合射撃場条例の別表(第4条関係)」により次のように規定されている。

クレー射撃場

区分	単位	使用料
一般	1標的につき	41円
高校生、大学生	同上	32円

ライフル射撃場

区分	単位	使用料
一般	1射座1時間につき	205円
高校生、大学生	同上	150円
中学生	同上	100円

料金については、県が総合射撃場を射撃の普及振興目的と位置付けているため、使用料を低めに設定している。

(7) 管理運営費

平成12年度の総合公社への委託費は、県と総合公社の委託契約及び総合公社の会計区分上、田沢湖スキー場を加えた体育施設を1つの単位とし、これらにかかわる当初予算額は257,553千円、補正予算額は255,290千円であった。決算金額は補正予算255,290千円と同額であり、このうち総合射撃場は39,708千円と計算される。この内訳は、総合射撃場固有の費用が29,993千円、体育館管理事務所で発生した共通費を人件費割合で按分した共通費用9,715千円である。

県から総合公社への派遣職員の人件費は、次のように委託費に含まれる項目と含まれない項目がある。

委託費に含む	通勤手当、管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、勤勉手当、管理職員特別勤務手当
委託費に含まない ※	給料、扶養手当、住居手当、期末手当、寒冷地手当、共済費等県負担分

※ 委託費に含まない人件費は「収支状況」には計上されていないが、行政コスト計算書には計上される。

2. 監査の結果

(1) 固定資産管理

- ① 公有財産台帳の建物及び工作物・土地従物について、サンプリングにより現物と照合した。サンプリング数は、建物3件及び工作物・土地従物合わせて10件である。
上記の監査の結果、特に指摘すべき事項はなかった。
- ② 県が総合公社に無償貸与している総合射撃場内の物品について、サンプリングにより5件を抽出し、台帳と現物を照合した。
上記を監査の結果、台帳と現物はすべて符合した。
ただし、物品については現物に固有番号を付した管理ラベルが貼付されていないため、台帳と現物間の照合が困難となっている。管理ラベルを貼るなどして、現物を個別管理できるようにすべきである。

(2) 委託費の検証

平成12年度の委託費の予算額及び決算額並びに精算について、関連する契約書により検証した。この結果、特に指摘すべき事項はなかった。なお精算については、委託契約変更契約書と決算の金額が等しいため行われていない。

11. 秋田県中央地区老人福祉総合エリア

1. 施設の概要

(1) 施設の目的

全国的に高齢化が進む中、秋田県の高齢化率（65歳以上人口の占める割合）は平成12年7月現在で23.4%と、全国平均（16.7%）を大きく上回っている。

「老人福祉総合エリア」は、このような人口高齢化を予期し、昭和58年に設置された「老人福祉総合エリア建設協議会」において、「医療と福祉の総合的サービス」や「地域社会における人間的な触れ合いを大切にしたいコミュニティ形成」を可能にする総合的・複合的機能を持つ施設として構想されたものである。本構想のモデル施設として、県南地区、中央地区及び県北地区に各一施設ずつ整備することが計画され、その第2弾として、平成3年度に以下のような県と市の役割分担による「秋田県中央地区老人福祉総合エリア（以下、「中央エリア」という。）」が建設された。

（「中央シルバーエリアのしおり」より）

期	事業主体	運営主体	施設名	建設年度
1期工事	秋田県	秋田県社会福祉事業団	コミュニティセンター	平成7～8年度
		LL財団 ※	総合相談センター	
		秋田県社会福祉事業団	屋内温水プール	
			屋内運動広場	
	秋田市	秋田けやき会	特別養護老人ホーム	平成7年度
			介護センター	平成8年度
秋田けやき会		ふれあいセンター		
秋田けやき会	ケアハウス（ウェルネス）（1期）	平成8年度		
2期工事	県 秋田	延期	医療機関	(平成9年度以降)
		延期	シルバーマンション	
	市 秋田	延期	老人保健施設	
		延期	ケアハウス（2期）	

※ LL財団：秋田県長寿社会振興財団

(2) 事業費

総事業費は17,200百万円、県事業費は9,948百万円、7,636百万円を県債の発行によって資金調達を行っている。

県事業費の内訳は以下のとおりである。

用地取得費	4,829 百万円
構想、計画及び設計費	90
コミュニティセンター建設費	3,888

土木工事等	1,141
計	9,948

(3) 事業運営について

1期工事のうち、県事業主体の施設について社会福祉法人秋田県社会福祉事業団（以下、「事業団」という。）に管理運営を委託している。主要な支出項目である委託料のうち、自己収入（使用料、手数料等）及び諸収入で約1/4を賄い、残り約3/4を一般財源で賄っている。

(4) 利用者数及び利用料の推移

(単位：人)

項目	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
利用者数	74,649	145,998	137,782	132,381

平成12年度は、平成11年度に比して会議室、屋内運動広場等一部の施設を除くと利用者は減少し、総利用者数は3.9%減少した。

区分		年間合計(人)	
		平成12年度	平成11年度
有料	休憩	28,259	31,631
	宿泊	3,707	3,812
	会議室	16,588	12,498
	屋内運動広場	2,379	2,430
	茶室	379	324
	プール	38,286	44,128
	計	89,598	94,823
無料	屋内運動広場	32,146	31,328
	創作・趣味・文化活動	3,993	8,911
	視察等	6,644	2,720
	計	42,783	42,959
合計		132,381	137,782

2. 監査の結果

固定資産の管理について

① 概要

設立当初に「物品無償貸付及び譲与契約書」により、県から物品の無償貸付、及び消耗品の無償譲与を受けている。県からの貸与品は、3万円以上の備品について連番管理を行って

いる。

② 実施した監査手続及び結果

物品無償貸付及び譲与契約書に添付されている物品一覧のうち、取得価額 100 万円を超えるもの 13 点について現物確認を行った。

ア. 物品無償貸付及び譲与契約書

県と事業団との「物品無償貸付及び譲与契約書」については、平成 10 年 4 月 1 日付の平成 10 年度分の契約書しか作成されていない。また、この契約には自動延長条項が付されているが、その後新たに貸付けられた物品もあるため、実態に合わせた新しい契約を早急に締結すべきである。

なお、施設訪問時には案の段階のものしか閲覧できなかったが、それに添付されている備品調書に付されている備品番号と、事業団が番号管理している番号とは異なっている。現物との一致を確認した上で、新たな契約書に添付すべきである。

イ. 固定資産の管理状況

以下の点を除いては、良好に管理されているものと判断された。

- ・椅子（管理番号 150、契約書上番号 136）のうち 1 つは、修理が必要な状況のまま倉庫に置かれていた。修理の予算が取れないためそのままにしていたとのことであるが、県に報告し、適切な処理を早期に取ることが必要である。

ウ. 寄付された物品

寄付された物品については、寄付金（物品）台帳に記録され、暫定的な評価額で貸借対照表上、固定資産として計上されている。

（平成 12 年度の寄付物品） H13・3・6 書（遠藤秀延作） 評価額 300,000 円

寄付については原則として適正な評価額で受入れ、貸借対照表上に計上すべきであるが、評価が困難な場合は、備忘価額（例えば 1 円）を付し会計処理を行うなど、統一的なルールを定め適用することが必要である。

エ. 介護用品について

「高齢者総合相談センター」及び「介護実習・普及センター」の運営は、県が秋田県長寿社会振興財団（以下、「LL財団」という。）に委託している。

介護ベッド（備品 132-01、02）及び寝返り支援ベッド（133-01、02）は、県と事業団との物品無償貸付契約の一覧表に記載されているが、介護学習室にあり、事実上 LL 財団の管理下にある。

県と LL 財団の間において、「高齢者総合相談センター」及び「介護実習・普及センター」内にある物品について、「物品無償貸与契約」を結ぶことが必要と思われる。

12. 秋田県南部老人福祉総合エリア

1. 施設の概要

(1) 背景

秋田県南部福祉総合エリア（以下、「南部エリア」という。）は、「老人福祉総合エリア」構想の第1弾として、昭和62年に建設着工、平成3年に竣工した。

(2) 事業費

総事業費は5,163百万円（うち、県事業費は4,779百万円）で、そのうち3,527百万円は県債で調達されている。なお、県有施設の存在する土地に関しては、県は大森町から無償で借りている。

県事業費の主要な内訳は以下のとおりである。

コミュニティセンター建設費	520	百万円
在宅介護、診療リハビリ等建設費	791	
老人専用マンション建設費	659	
軽費老人ホーム建設費	673	
養護老人ホーム建設費	456	
造成費その他	1,680	
計	4,779	

(3) 事業運営

県有施設の運営管理は、社会福祉法人秋田県社会福祉事業団（以下、「事業団」という。）に委託している。

施設の一覧及び運営主体は以下のとおりである。

（「平成12年度「南部シルバーエリア概要」より）

種別	施設名称	開設時期	設置主体	運営主体
中核施設	コミュニティセンター	昭和63年7月	秋田県	事業団
	在宅老人センター			
	診療・リハビリセンター			
居住施設	特別養護老人ホーム	昭和58年4月	広域市町村圏組合	大森町
	養護老人ホーム	平成元年2月	秋田県	事業団
	軽費老人ホーム	平成2年5月		
	老人専用マンション	平成3年10月		
スポーツレクリエーション施設	屋内運動広場	昭和64年1月	秋田県	事業団
	温水プール	平成元年12月		

関連施設	生きがい創作館	昭和 64 年 1 月	大森町	
	生きがい農園	昭和 63 年 7 月	秋田県	
	子どもと老人のふれあいセンター	平成 2 年 4 月	大森町	大森町
	サプライ・エネルギーセンター	昭和 63 年 5 月	秋田県	事業団
	生きがい交流広場	平成 3 年 4 月	大森町	大森町

(4) 利用者数及び利用料の推移

年度	利用料 (千円)	委託費 (千円)	利用者数 (人)			
			コミュニティセンター	在宅介護	診療・リハビリ	合計
平成 8 年度	149,371	502,251	107,243	7,090	20,505	134,838
9 年度	132,170	500,714	103,219	7,494	12,921	123,634
10 年度	125,012	493,751	108,455	6,557	11,904	126,916
11 年度	136,097	494,986	104,366	7,135	11,294	122,795
12 年度	111,685	475,160	95,935	7,728	10,559	114,222

利用者数は、重複を避けるため、コミュニティセンターから生きがい創作館、ふれあいセンター分を除いている。

利用人数は横這いからやや減少傾向にある。平成 12 年度は、会議室、ふれあいセンターを除く各施設の利用者数は、平成 11 年度に比べて減少している。

(単位：人)

区分		平成 11 年度	平成 12 年度
有 料	休憩	23,381	18,216
	宿泊	1,464	1,419
	会議室等	953	1,917
	テニスコート	118	0
	屋内運動広場	2,066	2,229
	プール	21,572	19,753
	計	49,554	43,534
無 料	屋内運動広場	46,087	43,948
	ふれあいセンター	36,542	44,307
	生きがい交流広場	4,276	3,019
	会議室(映写会)等	2,857	4,211
	生きがい創作館	4,043	3,765
	視察	1,592	1,223
計	95,397	100,473	
合計		144,951	144,007

2. 監査の結果

(1) 利用料収入の管理について

① 概要

利用料の徴収は、プールや休憩に関してはフロントにてチケット販売を行い、宿泊等その他の利用については利用者に利用申請書を記入させ利用料を徴収する。担当者は、徴収された現金を日計表及び徴収整理簿に記録した後、調定票に金額を記載し、翌営業日、県に送金する。南部エリアでは、日計表等に基づき「月別収入状況」を作成している。

一方、長寿社会課では、毎日の収入につき「収入状況一覧表」で報告を受け、1か月分の収入については、翌月初に「調定票(電算)」及び「徴収委託分調定一覧表」で報告を受ける。

② 実施した監査手続及び結果

ア. 平成13年3月及びそれに続く出納整理期間(4月及び5月)の間の診療・リハビリセンター、軽費老人ホーム、老人専用マンションの利用料について、調定票と「月別収入状況」とを突合した。その結果、対象とした期間の調定票と月別収入状況は合致していることが確かめられた。

イ. 月別収入状況と歳入月計整理表とを突合した。その結果、南部エリアで作成された月別収入状況の合計額が111,684,817円であるのに対して、歳入月計整理表上は111,684,807円となっている。この差額10円の発生原因については不明である。南部エリアで記録された月別収入状況表の記入に一部誤りがあるものと推定される。

現在、長寿社会課では、南部エリアで徴収された利用料の記録と入金額との照合を行っていない。その理由として、日々の入金報告である「収入状況一覧表」では、南部エリアの利用料ということは特定できても、利用料の内容までは分からないということ、また、毎月の「調定票(電算)」或いは「徴収委託分調定一覧表」は、入金日を基準として記録され、南部エリアでの収入日とずれる等の不都合があること等があげられている。県は、利用料等の徴収業務を事業団に委託する場合でも、完全に任せきりで良いわけではなく、その事務が適正に実施されているかどうか適時に調査を行うべきである。例えば、毎月、「月別収入状況」等エリアで把握されている利用料月額合計と県の調定額とを照合するなどの措置を採る必要がある。

(2) 固定資産の管理

① 概要

南部エリアは、施設開設時に県と「物品無償貸付及び譲与契約」を結び、原則として施設で使用する物品については県からの無償貸与、消耗品については県からの譲与を受け、使用している。

これらの物品は、固定資産物品台帳で管理されている。また、施設開設後は、施設運営上必要な物品のうち、重要物品(300万円以上)及び車両については、県が購入し無償貸与を行い、それ以外は、事業団が「固定資産購入費」として委託費の中で積算する。事業団が購

入した固定資産は、事業団の資産として計上されている。

なお、事業団における固定資産計上の金額基準は10万円である。

また、取得価額1万円以上は、備品として台帳での管理対象とし、県からの貸与資産の場合は白の、事業団所有の場合は銀色の管理番号を付したラベルがそれぞれ区別して貼られている。

② 実施した監査手続及び結果

以下の点を除いては、固定資産の管理状況は良好であった。

ア. 県からの貸与資産について、100万円以上の物品（計18点）について物品台帳と現物とを照合した。その結果、下記の1点のみラベルが貼付されていないことが判明した。

管理番号	名称	金額
444	心電計	1,632,000円

イ. 事業団の所有財産について、固定資産物品台帳と財産目録（決算書）との照合を行ったところ、下記の差異が見られた。

場所	財産目録	固定資産物品台帳	差異	差異の理由
養護老人ホーム	5,384,275円	5,379,025円	5,250円	誤って、コイケ介護用ポータブルバスを物品台帳上5,250円少なく記載した。
軽費老人ホーム	1,615,219円	1,237,230円	377,989円	物品台帳に集中自動検針装置(377,989円)を記載するのを失念した。

ウ. 寄付された物品は「寄付物品台帳」に記録されている。「寄付物品台帳」上、本人の申し出による暫定的な評価額が付されているが、貸借対照表上は計上されていない。

寄付された物品については適正な評価額で、また、適正な評価が困難な場合は備忘価額（例えば1円）で貸借対照表に計上するのが適切である。

(3) 委託費の精算書について

① 概要

事業団への委託については、前年中にエリアごとに委託費概算額で協定書を締結する。その後、実績に応じて金額等の変更の必要があれば、変更協定書を締結する。業務完了後、委託費についての事業実績報告書を作成し、県に提出する。この事業実績報告書は事業団のエリア別収支計算書から作成される。

② 実施した監査手続及び結果

ア. 精算書について

委託費の精算書と決算書の収支計算書を照合し、適正に精算されているかどうか調査し

た。県に提出する精算書作成に当たっては、事業団本部の作成した組替表に沿って、事業団の収支計算書から県の予算科目に組替えることになっている。

今回、コミュニティセンターに係る精算書と事業団の収支計算書とを照合した結果、以下の差異が見られた。

(本来金額が一致すべき科目)

県科目		事業団科目	
科目名	金額 (a)	科目名	金額 (b)
報酬	7,127,616	賃金	16,735,889
賃金	9,764,273		
計	16,891,889	計	16,735,889
		差異 (a-b)	△156,000
旅費	593,662	旅費	516,495
		差異 (a-b)	△77,167
食糧費	187,000	会議費	127,571
		差異 (a-b)	59,429

以上は、差異の一部であるが、これらの差異の原因については、明確な回答は得られなかった。また、それ以外にも役務費や委託費等、多くの科目について照合不可能であった。

本来、組替表に沿って組替えた過程を示す資料を作成すべきであるが、それらの資料が残されておらず、どのような方法で精算書が作成されたのか確認できない状況にある。

推測されることは、県の費目別予算額との差異をできるだけ回避するために、一部費目間で組替え、調整を行っているのではないかということである。また、雑収入控除の方法についても混乱があったものと思われる。

委託費の精算においては、委託業務遂行に当たって発生した費用を組替表に従って県科目にするとともに、(総費用-総収入)という形で明確に示すことが、業務を受託した法人としての説明責任を果たすことになると思われる。

イ. 消費税の計算について

南部エリアは、事業団本部で消費税の申告及び納付を行うため、本部繰入金支出として消費税負担分を上乗せして委託費を計算し、県に請求している。この計算に当たっては、前年の確定消費税額の課税売上高に対する割合を南部エリアでの課税売上高に乗じて計算している。平成12年度は補正後予算額146,021千円に前年実績2.33%を乗じたうえで、千円未満を繰り上げ3,403千円としている。しかし、実際には、平成12年度は確定消費税の課税売上高に対する割合は2.07%であった。この割合でエリアが負担すべき消費税額を計算すると3,079千円となり、県に請求した金額より324千円だけ少ないことになる。

前年実績率で委託費を算出する方法は、一つの便法ということではできるが、委託費精算時には、既に支出内容がすべて確定しているのであるから、全支出項目を税抜で捉え、それに5%を上乗せして委託費を算出することが、正確性及び明瞭性の観点から必要である。

(4) 業務の一部再委託について

① 概要

事業団は、清掃業務、設備管理等の日常業務について再委託を行っている。平成 12 年度では 33 件の再委託契約が締結され、事業団への委託費 475,159 千円のうち、22,665 千円（約 4%）がこの再委託費の支払いに充当されている。

② 実施した監査手続及び結果

ア. 再委託契約の締結について、県立社会福祉施設管理運営業務委託契約書（以下、「委託契約書」という。）に従っているかどうか確認した。

委託契約書第 10 条において、事業団は、第三者に委託業務の一部を委託し又は請け負わせる場合は、県の承認を得なければならないことが規定されているが、事業団は、明示的にはこれらの再委託に当たって県の承認を得ていない。

県はこの理由として、予算において既に再委託を行うことを織り込んでおり、その意味で実質的に承認の効果があることを挙げている。

しかし、予算の積算は、a. 清掃業務、b. 設備管理（法定、法定外、管理委託）業務、c. 芝・樹木管理業務、d. 除雪業務の大きくくりで概算額が決められているものであり、これにより承認行為があったとみなすことはできない。契約の趣旨に沿って、再委託契約が適正かつ経済的に締結されているかどうか県のチェックを入れるためにも、明示的に承認を得るべきである。

イ. 事業団は、契約方式について原則として県に準じた方法を採用している。

再委託契約の形態を調べ、随意契約が適正な理由によるものであること、また、そのうち例外的に契約当事者 1 社しか見積書を取っていない場合について、以下を除いて適正な理由によるものであることを確認した。

1 社しか見積書を取らなかった 4 つの契約のうち、以下の契約についてはその理由が明確ではなかった。

再委託先	金額	再委託業務	南部エリアの説明
a. 大森町社会福祉協議会	7,832,000 円	日常清掃	社会福祉協議会は、本来、「清掃業務」を実施する団体ではないが、エリア設立以来、そのための人員を雇って継続的に実施している
b. 個人	342,630 円	除雪	毎年、依頼している個人

a については、原則として競争入札を実施することが必要である。

b については、除雪を業とする者であれば、他からも合見積りを取るべきであり、また、毎年この時期、臨時的に業務を委嘱するというのであれば、雇用契約に切り替えるべきである。

b の個人は、本業の傍ら除雪作業を臨時的に行うものであり、契約書、請求書及び除雪作業日誌を調べたところ、契約名は「委託契約」となっているものの、時間単価が決められており、消費税も明示的に示されておらず、他のエリアで見られる臨時職員の雇用契約と何ら変わりな

いものと見受けられた。

臨時職員の雇用に該当するか、委託契約に該当するかについて各エリアで取扱が統一されていないため、実態として雇用契約であっても委託契約として処理される可能性がある。精算内容を明確にするためにも、雇用契約として扱う場合の基準を明確にし、各エリアで統一することが必要である。

13. 秋田県北部老人福祉総合エリア

1. 施設の概要

(1) 背景

秋田県北部老人福祉総合エリア（以下、「北部エリア」という。）は、「老人総合福祉エリア」構想の第3弾として、平成9年度に着工、平成11年度に1期工事が竣工した。

(2) 事業費

総事業費は12,170百万円、うち県事業費は5,410百万円、このうち408百万円を県債の発行により調達している。

県事業費の主な内訳は以下のとおりである。

基本計画等	79 百万円
用地取得費	731
造成・土木費等	1,511
コミュニティセンター等建設費	<u>3,089</u>
計	<u>5,410</u>

(3) 事業運営

県有施設については、社会福祉法人秋田県社会福祉事業団（以下、「事業団」という。）、大館市有施設については、大館市社会福祉事業団が事業を運営している。委託費の約14.0%を使用料等の自己収入で賄い、残額を一般財源で充当している。

施設別の設置主体及び運営主体は以下のとおりである。

		施設名	運営主体	事業内容
1 期 工 事	秋 田 県	コミュニティセンター	秋 田 県 社 会 福 祉 事 業 団	浴場、休憩室、宿泊室
		生きがい活動施設		陶芸、木工、手芸、食 品加工等
		グリーンハウス		温室
		屋内運動広場		軽スポーツ用
		屋外スポーツ施設		テニス、ゲートボール
	大 館 市	特別養護老人ホーム	大 館 市 社 会 福 祉 事 業 団	(略)
		デイサービスセンター		
		在宅介護支援センター		
		ケアハウス(ほうおう)		
		ふれあいセンター(やまびこ)		
		医療機関		
2 期 工 事	大 館 市	ケアハウス(2期 50人)	(延期)	
		老人保健施設		
		ケア付き住宅		

(4) 利用者数及び利用料等の推移

年度	利用者数	使用料	委託費
平成11年度(※)	46,446人	12,573千円	92,014千円
平成12年度	71,394人	19,860千円	149,296千円

(※) 平成11年8月から稼動

2. 監査の結果

(1) 委託費について

① 概要

北部エリアの運営は事業団に委託している。委託費については、まず前年中に各エリア別に協定書を締結する。その後、実績に応じて、委託費変更の必要があれば、変更協定書を締結する。業務完了後、委託費についての事業実績報告書を作成し、県に提出する。この事業実績報告書は、事業団のエリア別収支計算書から作成される。

② 実施した手続及び結果

ア. 平成12年度の北部エリアの管理運営業務委託費に関して、県と事業団との変更協定書と委託費精算書とを照合したところ、両者は一致した。

イ. 委託費精算書と事業団の決算書の北部エリア分とを照合したところ、以下の違いがあった。

<本来金額が一致すべき科目>

県の科目		事業団の科目	
科目名	金額 (a)	科目名	金額 (b)
共済費	5,868,773	法定福利費	6,873,773
		差異 (a - b)	△1,005,000
旅費	718,736	旅費	713,636
		差異 (a - b)	△5,100
使用料及び賃借料	1,137,959	借料損料	1,209,759
			△71,800

以上は、照合できなかつたものの一部である。

本来は、組替表があり、それに沿って収支計算書から県の予算科目に組替えることになっている。しかし、県の費目別予算額との差異をできるだけ回避するために、一部費目間で組替え、調整しているものと推測される。また、委託費は総費用から総収入を控除して算出するが、精算書においては、各収入を個別の費用科目から差し引き、ネットで費用を表示している。この差し引く方法としては、研修材料収入など実費徴収分である場合は、その収入を対応する費目から控除するのが一般的な方法であるが、獲得された雑収入を「何に充当するか」明確になっていなかったため、適当な費目のマイナスとして計上している可能性がある。

精算においては、委託業務遂行に当たって発生した費用を、強いて純額で示す必要はなく、(総費用—総収入)という形で明確に示すことが、業務を受託した法人としての説明責任を果たすことになると思われる。

(2) 固定資産の管理状況

① 概要

設立当初より、必要な備品については県が福祉事業団に無償貸付を行っている。これについては、現物に備品調書番号を記入したラベルが貼付され、備品調書との突合が定期的に実施されている。事業団に譲渡された資産についても現物管理を行っている。

事業団が自ら取得した備品等については、固定資産計上基準を10万円としている。これについても固定資産台帳が整備されている。

事業団が取得した備品については、取得した年度ごとに、担当者の管理用の帳票である「北部エリア備品一覧」に記録されるとともに、固定資産物品台帳にも記録される。

なお、寄付を受けた備品等はない。

② 実施した監査手続及び結果

ア. 平成12年度末における備品台帳上の帳簿価額合計額と北部エリア決算書の貸借対照表上の固定資産計上額とを照合したところ、両者は合致した。

イ. 「北部エリア備品一覧」と「固定資産物品台帳」とを全件照合したところ、前者に11箇所に記載誤りがみられた。そのうち、10箇所は事業団が税込経理を採用しているにもかかわらず

わらず税抜金額で記載されたというものである。また、残りの1箇所は単純な入力ミスであった。また、以下の数量誤りも見られた。ただし、固定資産物品台帳上は、適切に記載されていた。

番号	品名	規格/品質	金額	数量	購入年月日	備考
18	掃除機 (ハンディクリーナー) 3 電源式	シャープ	10,000	備品一覧では、1個となっていたが、実際には2個あった。	H12. 2. 25	保守

ウ. 無償貸与財産のうち、備品調書上50万円以上のものについて現物との照合を行ったところ、一致していることが確認された。

(3) 賃金の管理について

① 概要

事業団には8名の正職員、6名の非常勤職員及び4名の臨時職員が勤務しているが、それ以外に、浴室の清掃等のために近隣の住民を臨時的に雇用している。この種類の臨時雇用者に対する賃金の支払いは年間311,300円である。

施設での臨時職員の雇用については、事業団の就業規則及び「臨時的任用職員任用管理要綱」で規定されている。臨時職員の採用は施設長専決で採用するが、その際、任用通知を交付することになっている。また、作業の記録及び責任者の確認として、「雇用実態調査票」を作成し保存することになっている。

② 実施した監査手続及び結果

3月に支払われた臨時雇用者に対する賃金200千円について、根拠となる資料を調べたところ、支出負担行為何しか作成されていなかった。

この賃金の内訳は以下のとおりである。

(支出負担行為何より)

期日	氏名	住所	賃金	内容	支出負担行為何	
					発議	決議
平成13年2月13日 平成13年2月19日 (8:30~17:00)	A	××	20,000円	洗い場・窓・床・排水溝等の 清掃	3/7	3/8
平成13年3月21日 ~3月23日 (9:00~17:00)	B	××	36,000円	除雪・清掃等の構内整備 (4/1からのテスコト営業開始 に向けて)	3/18	(日付なし)
平成13年3月21日 ~3月23日 (9:00~17:00)	C	××	36,000円	除雪・清掃等の構内整備 (4/1からのテスコト営業開始 に向けて)	3/18	(日付なし)

平成 13 年 3 月 21 日 ～3 月 23 日 (9:00～17:00)	D	××	36,000 円	除雪・清掃等の構内整備 (4/1 からのテニスコート営業開始 に向けて)	3/18	(日付なし)
平成 13 年 3 月 21 日 ～3 月 23 日 (9:00～17:00)	E	××	36,000 円	除雪・清掃等の構内整備 (4/1 からのテニスコート営業開始 に向けて)	3/18	(日付なし)
平成 13 年 3 月 21 日 ～3 月 23 日 (9:00～17:00)	F	××	36,000 円	除雪・清掃等の構内整備 (4/1 からのテニスコート営業開始 に向けて)	3/18	(日付なし)

これらの臨時雇用については、任用通知等が作成されておらず、支出負担行為何と実際に支払った際の銀行振込控えのみしか保存されていない。また、支出負担行為何には債権者の住所・氏名は記載されてはいるが、作業日報及び作業監督者の確認等を明記した書類は整備されていない。雇用の事実はあったものと推定されるが、今後は任命行為を明らかにし、実働に見合った報酬であることを証明するためにもこれらの書類の整備は必要である。

さらに、A に対する支出負担行為何は、実際の作業より約 2 週間後となっている。つまり、事後的な承認によって賃金が支払われたものである。

臨時職員の雇用に係る規程の遵守については、事業団の内部で徹底することが必要である。

(4) 業務の一部再委託について

① 概要

事業団は清掃業務等日常業務の一部を他の会社に再委託しており、そのための再委託費として、委託費 (149 百万円) の 17% (26 百万円) を充当している。

② 実施した監査手続及び結果

ア. 県立社会福祉施設管理運営業務委託契約書第 10 条によれば、再委託を行う場合は県の承認を得ることとなっている。しかし、現実には、予算の積算に織り込まれて承認されているということで、明示的に承認を行っていない。今後は明示的な承認を行うことが必要である。

イ. 契約金額上位 10 件について契約書を閲覧した。競争入札の場合、契約価額と「入札結果」とを照合し、最低価額であることを確認した。

ウ. 随意契約の場合は、理由が正当であるかどうか確認した。その結果、地方自治法第 167 条の 2 に照らして適正な理由であると判断した。

14. 秋田県花き種苗センター

1. 施設の概要

(1) 施設の目的

秋田県花き種苗センター（以下、「花き種苗センター」という。）は、秋田県総合発展計画における花き生産の振興施策として、花き種苗生産機能を有した施設として計画され、平成6年着工、平成9年4月に開設した。当該施設は、花き優良種苗の生産・配布、先進栽培技術・機器等の実証展示、温室及び花壇芝生等の観賞展示を実施するための総合的情報発信基地として設置され、花き生産の振興及び消費の拡大を図ることを目的としている。

主な施設の内容は下記のとおりである。

- ・ 種苗生産関連施設・・・花きの優良な種苗を生産し、農家に安定的に供給する目的の施設である。（ガラス温室、パイプハウス等）
- ・ 実証展示関連施設・・・国内外で育成された新品種や有望品種の展示及び試験研究等で開発された新技術の実証展示を行い、すみやかに農家への普及をはかる目的の施設である。（ガラス温室）
- ・ 観賞展示関連施設・・・「日常における花き利用」をテーマにしたイベント展示及び熱帯植物展示を目的とした施設である。（観賞温室、花の広場）

(2) 事業費

① 花き種苗センターの総事業費は次のとおりである。

建物	1,803,203	(千円)
構築物	636,788	
機械	48,616	
備品	42,894	
土地	590,577	
事務費	21,166	
合計	3,143,244	

② 設備資金について

花き種苗センターの設備資金は、県債（地域総合整備事業債）2,394,000千円の発行と一般財源によって賄われている。県債の発行および年度別の元金・利子の償還予定は次のとおりである。また、県債償還額の約55%が地方交付税として交付される予定である。

(単位：千円)

年 度	県債発行額	元金償還額	利子支払額	元利合計	県債残高
平成7年度	449,000	—	14,130	14,130	449,000
平成8年度	1,218,000	—	52,874	52,874	1,667,000
平成9年度	727,000	—	75,400	75,400	2,394,000
平成10年度	—	26,944	75,459	102,403	2,367,056

平成11年度	—	100,030	73,859	173,889	2,267,026
平成12年度	—	143,654	70,167	213,821	2,123,372
平成13年度	—	143,654	65,624	209,278	1,979,718
平成14年度	—	143,654	61,081	204,735	1,836,064
平成15年度	—	143,654	56,538	200,192	1,692,410
平成16年度	—	404,046	51,996	456,042	1,288,364
平成17年度	—	823,108	38,067	861,175	465,256
平成18年度	—	465,256	11,813	477,069	—
合計	2,394,000	2,394,000	647,015	3,041,015	

(3) 事業運営について

県は秋田県花き種苗センター条例（以下、「条例」という。）第2条の規定に基づき、花き種苗センター施設のうち、観賞温室及び公園並びに駐車場等の維持管理業務を昭和町総合開発株式会社（以下、「昭和町総合開発」という。）に委託している。

過去4年間の需要費及び委託費の推移は以下のとおりである。

（単位：千円）

費目	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
需要費	58,993	60,657	73,058	72,738
委託費	45,955	45,249	23,227	21,203
計	104,948	105,906	96,285	93,941

平成10年度までは、委託費の内訳に種苗購入費用が含まれていたが、平成11年以降種苗購入費用は県が直接支払うこととなったため、平成10年度と平成11年度の間で需要費と委託費の変動が大きいですが、合計金額では、シーリングにより平成11年度以降減少傾向にある。

(4) 種苗生産状況について

過去4年間の種苗生産状況は以下のとおりである。平成10年度に施設を一部改修し、施設規模を250万本から300万本体制へ強化のうえ計画を見直ししているため、生産本数は順調に伸びている。

年度	当初計画(万本)	変更計画(万本)	実績(万本)	収入金額(千円)
平成9年度	71		123	9,164
平成10年度	100		268	27,277
平成11年度	170	250	338	39,131
平成12年度	250	300	346	38,923

(5) 鑑賞施設入場者について

過去4年間の鑑賞施設入場者数は以下のとおりである。なお、実績人数はアグリプラザ昭和(道の駅)のレジ登録件数からの推計であり、また、変更計画は前年度実績を勘案したものである。入場者数は施設開設から平成12年度まで30万人を維持している。

(単位:人)

年度	当初計画	変更計画	実績
平成9年度	160,000		394,610
平成10年度	160,000	300,000	355,500
平成11年度	160,000	300,000	329,700
平成12年度	160,000	300,000	343,600

(6) 花き栽培農家の利用状況

平成12年度末において、秋田県内で花きを栽培している農家は1,400~1,500戸である。このうち、秋田県花き生産者連絡協議会に加入している会員は381人であり、この会員が花き種苗センターの主な利用者である。

2. 監査の結果

(1) 花き種苗センターの管理委託業務について

委託契約は条例及び規則に準拠しているかどうか、また、委託費の積算及び精算は適正に行われているかを調べたところ、委託契約の内容は条例等に準拠しており、委託費の積算及び精算も適切になされているものと判断された。

(2) 未収債権の滞留の有無

平成12年度の種苗売却収入等の未収金が滞留していないか調査したところ、未収債権はないことが確認された。

(3) 花き種苗の原価計算について

花き種苗の価格設定単価の積算については、「生産に要する原材料」、「光熱水費」及び「雇用に係る人件費」等の経費を基準として積算している。288穴トレーでの作業を標準としており、トレーサイズが異なるとそれに応じて若干変動している。

各単価の積算については、平成11年度からは平成10年度の実績をベースにして、期間別トレー管理延枚数、使用光熱水費、雇用労賃実績等を考慮して算出している。

【トレー当たりの積算基準】

区分		単価	備考
トレー代		150 円/枚	トレー1枚当たりの実勢単価
用土代		150 円/枚	用土使用量1トレー当たり約4リットル
農薬代		0.66 円/枚/1ヶ月	使用農薬代から積算 月当たり1回防除
肥料代		0.91 円/枚/1週間	使用肥料代から積算 週当たり1回施肥
暖房代	冬季	14.03 円/枚/日	冬季(12月1日~3月31日) 春期(4月1日~6月15日、 10月10日~11月30日) 月別燃料消費量から積算
	春期	8.06 円/枚/日	
冷房代		3.12 円/枚/日	冷房育苗期間(7月1日~9月10日) 冷房に係る電気料から積算
水道代		0.17 円/枚/日	1回当たり灌水使用量から積算
電気代		8.00 円/枚/日	年間電気使用量と処理トレー数から積算
労賃	播種	57 円/枚	臨時職員の処理能力を基に積算 (一日当たりの労賃、5,700 円)
	挿し芽	377 円/枚(キクのみ)	
調整管理		666 円/枚(キクは無し)	
		4.5 円/枚/日	

実際に販売している花きの売却単価の算出根拠について、任意に抽出し調査した。例えば、パンジーの種苗売価は、トレー育成に係る直接経費を売価としており、その内訳は下記のとおりである。

パンジーの「トレー育成単価」は、上記の基準に従って適正に計算されていると認められた。

トレー育成単価	金額(円)	備考
種子代	1,932	
トレー代	150	
用土代	150	
農薬代	0.66	
肥料代	3.64	0.91 円×4週間
冷暖房費	96.72	3.12 円×31日
水道料	5.27	0.17 円×31日
電気料	248	8.00 円×31日

労賃	播種	57	
	調整	666	
	管理	139.5	4.5円×31日
消費税		75.84	
端数調整		3.37	
合計		3,528	

15. 秋田県青少年交流センター（ユースパル）

1. 施設の概要

(1) 施設の目的

秋田県青少年交流センター（以下、「ユースパル」という。）は、青少年の育成を目指し青少年教育の研修施設として、また、青少年団体活動の拠点施設として、（旧）秋田県青年の家の名称を変更し平成11年4月1日に設立された。この設置目的に基づきユースパルでは次の業務を行っている。

- ・ 青少年の宿泊研修の実施
- ・ 青少年団体が行う宿泊研修の指導及び助言
- ・ 青少年教育、団体活動の調査・研究
- ・ 青少年の団体活動及び交流の支援

(2) 青少年団体

ユースパルの対象である青少年団体は、「青少年により組織される団体で、青少年の学習又は交流を目的とし」、かつ、「責任者及び構成員が明確」（教育機関の管理及び運営に関する規則第13条の2）である団体であり、具体的には以下の各団体を指している。なお、これら青少年団体の認定は、秋田県青少年交流センター所長が財団法人秋田県青年会館（以下、「青年会館」という。）と協議の上で取り決めたものである。

- ・ 学校教育法第1条に該当するもの（幼稚園、小・中学校、高等学校、高等専門学校、大学等）
- ・ 保育園
- ・ 専修学校等
- ・ 県青少年団体連絡協議会の加盟団体（県連合青年会、ボーイスカウト秋田連盟、ガールスカウト秋田県支部、県ユースホテル協会、県商工会青年部連合会等）
- ・ 主な少年団体（各地区子ども会、秋田県スポーツ少年団等）
- ・ 主な青年団体（各地区青年会、県青年農業者会議等）
- ・ 青少年交流センター所長の認める団体

(3) 施設の運営主体

ユースパルの運営には、県（青少年交流センター）、青年会館及び有限会社県庁食堂（以下、「県庁食堂」という。）の3つの組織が携わり、それぞれ以下の業務を行っている。

① 県の業務

県の担当業務は青少年の教育機関としての業務であり、青少年の研修及び研修室・会議室及び体育館である。また、青少年教育担当者（社会教育主事）がユースパルに勤務しており、年間約10本の主催事業及び研修受入等を担当している。

利用者からの研修室・会議室及び体育館の使用料収入は県の収入となるが、これらにかかわる料金徴収事務は、青年会館が代行して行っている。

② 青年会館の業務

青年会館の業務は、宿泊施設及び体育館以外の体育施設（テニスコート、バスケットコート）の管理運営、並びに県の研修室、会議室等に係るフロント受付を含む事務業務代行、県庁食堂に係る宿泊者の食事料金徴収業務代行である。さらに、機関紙の発行、男女交流会等の自主事業、県連合青年会等との各種共催事業等を行っている。

青年会館は、県からの委託業務に関して、ビル管理、清掃、客室整備、夜間管理及び植栽、外囲管理の各業務を外部に再委託している。

③ 県庁食堂

県庁食堂は、ユースパル内でレストランを経営し、青少年や一般の利用者に対し、朝、昼、夕の3食を提供している。県庁食堂は、県に対する厨房部分の行政財産使用料、及び人件費、光熱水費等の諸経費を食堂の売上収入により支払っている。食堂の営業は青年会館からの再委託ではなく、県と県庁食堂間の使用許可によるものである。

(4) 事業費

ユースパルの施設建築に要した金額は、総額3,402,671千円である。事業費の内訳は次のとおりである。

基本設計費等	30,038 (千円)
建築工事費	2,851,538
外構工事費	130,515
造成・駐車場関連費	152,545
実施設計費	59,610
工事監督費	38,699
備品購入費	130,896
事務費	8,830
合計	<u>3,402,671</u>

事業費の財源は、県債発行により2,441,000千円、一般財源より961,671千円を手当てしている。

県債の発行と償還の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

年度	発行	償還		
		元本	利子	合計
平成 8 年度	127,000	—	—	—
平成 9 年度	332,000	—	3,248	3,248
平成 10 年度	1,887,000	—	9,831	9,831
平成 11 年度	95,000	—	42,391	42,391
平成 12 年度	—	18,034	47,150	65,184
平成 13 年度	—	37,954	46,888	84,842
平成 14 年度	—	153,064	45,472	198,536
平成 15 年度	—	158,762	42,382	201,144
平成 16 年度	—	158,762	39,215	197,977
平成 17 年度	—	158,762	36,048	194,810
平成 18 年度	—	159,524	32,882	192,406
平成 19 年度	—	333,288	29,812	363,100
平成 20 年度	—	1,202,038	23,363	1,225,401
平成 21 年度	—	60,812	1,069	61,881
合計	2,441,000	2,441,000	399,751	2,840,751

平成 12 年度末現在において、発行額 2,441 百万円のうち 99.3%に当たる 2,423 百万円が未償還である。最終償還は平成 21 年度の予定である。

(5) 事業運営

ユースパルには、研修室・会議室、体育施設、宿泊、食堂等の施設がある。

施設の利用希望者が利用を申し込むと、フロントで青年会館職員が、施設が利用可能か、適切な利用者か等を判断し、予約を受け、使用料を徴収する。一般に県の所有する公の施設を利用するには、県の使用許可が必要であるが、通常、ユースパルでは青年会館が、許可に関わる周辺業務を代行している。一方、県は事後的に最終的な許可を下している。

収入の帰属先は、研修室・会議室及び体育館の使用料は県の収入となり、これらの料金は一旦青年会館が徴収してから県に納付するが、宿泊料については青年会館の収入となる。青年会館は、この他に体育施設の一部（バスケットコート、テニスコート）を管理運営しているが、これらの施設の利用料は無料である。

食堂の料金については、食堂のみの利用者はレジにて支払うが、宿泊者が食堂を利用する場合は、フロントで宿泊料と共に料金を支払う。後者の料金徴収は青年会館が行い、青年会館は毎月の徴収額を県庁食堂に対して送金する。

青年会館に対する委託費の内訳は以下のとおりである。青年会館は、他の会計とは別に受託

特別会計を設けて、県からの委託費に係る収支を区分経理している。

(千円)

委託項目	平成11年度	平成12年度	平成13年度(予定)
人件費	12,943	13,219	12,900
施設管理費	25,796	21,700	19,695
光熱水費	20,987	24,136	25,777
事務費	7,260	5,800	5,254
消費税	—	—	3,182
合計	66,986	64,853	66,808
(予算)	66,984	65,313	—
県への返還額	0	460	—

決算額には消費税が含まれている。

(6) 利用人数と利用料収入の推移

① 利用料金

研修室・会議室、体育館の使用料、宿泊の各料金の上限額は、秋田県青少年交流センター条例（以下、「条例」という。）が規定している。利用料金は、青少年団体と一般で異なり、一般利用者の使用料は青少年団体の約2倍である。

宿泊室の利用料金の上限額は、次のように規定されている。

区分	単位	利用料金の上限額
青少年団体	1人1泊につき	2,400円
一般	同上	7,800円

② 研修施設

(単位：千円)

項目	研修室・会議室	体育館	合計
平成11年度	7,368	1,725	9,092
平成12年度	11,817	1,562	13,379
増減	4,449	△163	4,286
増減率(%)	60.4%	△9.4%	47.1%

平成12年度の研修施設の使用料収入について、研修室・会議室は対前年比較で60%増加しており、平成11年の開館後、順調に利用者が伸びている。一方、体育館については9%の減少となっており利用が伸び悩んでいる。全体では47%の純増となっている。

③ 宿泊施設

平成11年度と12年度の宿泊者数と宿泊収入は次のとおりである。

項目	宿泊収入(千円)	宿泊者数(人)	1人当たり宿泊収入(円)
平成11年度	48,377	17,140	2,822
平成12年度	65,762	19,957	3,295
増減額	17,385	2,806	473
増減率(%)	35.9%	16.4%	16.8%

(平成11年度、12年度「宿泊等の収入状況」)

宿泊者数は、平成11年度17,140人、平成12年度19,957人であり、対前年比較で約16%の増加、対する宿泊収入は約36%の増加となっている。青年会館によれば約2万人の宿泊者数が採算水準とのことであり、平成12年度の宿泊者はその水準に近づいている。また、宿泊収入は宿泊者数以上の伸び率を示している。これは、利用料金の安い青少年割合が約76%から約67%に低下していることが背景にある。

平成12年度の稼働率は次のように推移している。表中の稼働率は、稼働客室数を全体の客室数で割り返したものである。なお、客室数は58室、通常の宿泊定員は99人である。

平成12年度													11年度
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	平均
32.1%	52.1%	42.0%	55.6%	60.4%	49.9%	40.2%	39.6%	34.4%	42.2%	27.1%	48.0%	44.7%	35.8%

平成12年度に宿泊施設の稼働率が50%を上回ったのは、5、7、8月の3か月のみである。平成11年度はオープン初年度のため、稼働率は低くなっている。

(7) 宿泊施設の利用目的別推移

ユースパルの利用は、特に青少年団体に限定せず、一般利用者にも開放されている。利用者別の宿泊者数の状況は次のとおりである。

利用者の種類	平成11年度		平成12年度	
	人数	割合	人数	割合
青少年団体	12,941	75.5%	13,330	66.8%
一般				
研修目的	1,701	9.9%	2,980	14.9%
その他	2,498	14.6%	3,647	18.3%
小計	4,199	24.5%	6,627	33.2%
合計	17,140	100.0%	19,957	100.0%

(平成11年度、12年度「宿泊者別調査」)

宿泊者を青少年団体と一般に分類すると、過去2年間、青少年団体は3分の2から4分の3程度を占めている。当初、青少年団体割合の目標を3分の2以上としていたことから、当初目標に沿った利用形態であるといえる。なお、ユースパルのパンフレットには、青少年教育だけ

でなく県民の様々な生涯学習の場として利用されることが記載されているが、条例の設置目的に直接は規定されていない。

5. 監査の結果

(1) 固定資産管理について

ア. 「備品原簿一覧表」(県所有) から金額の重要なものをサンプリングにより 11 件抽出し、現物と照合した。また、自動車については「備品原簿(自動車類)」記載の全 3 件について現物と照合した。

上記の監査手続の結果、利用中の 2 件を除きすべて台帳と現物は照合され、問題は認められなかった。なお、各備品に分類ラベルが添付されていないが、ラベルの添付が必要である。

イ. 「財団法人秋田県青年会館備品台帳」(青年会館所有) 記載の備品と「図書台帳」記載の図書について、平成 12 年度末の残高と青年会館の一般会計財産目録と照合した。

上記監査手続の結果、問題は認められなかった。

(2) 委託費の清算について

平成 12 年度の青年会館に対する委託費について、精算が適正に行われているかについて確認した。

上記監査手続の結果、委託費の精算及び県に対する剰余分の返還も適正に行われており、特に問題は認められなかった。

第 4 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、秋田県と私との間には地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見書

1. 行政コストについて

県は年度毎に施設の収支状況を示す書類を作成しているが、作成基準が必ずしも統一されておらず、また、施設そのものの収支状況を明らかにするものとなっていない。

今回の外部監査にあたって、企業会計的手法の活用により、平成12年度の「行政コスト計算書」を16施設について作成し、施設の運営状況を把握した。各施設の「行政コスト計算書」を施設毎に記載し、また、16施設の「行政コスト」を1表にまとめたものを別紙に記載している。

行政コストの算定に関し、その作成の前提条件及び作成方法は以下のとおりである。

(1) 資金収支を伴う人件費、物件費、委託費、利用料・手数料のほかに、資金収支を伴わない減価償却費、職員の退職給与引当金繰入等を加えた。

(2) 行政コストを

I. 人にかかるコスト

II. ものにかかるコスト

III. 移転的なコスト

IV. その他

に区分し、行政コストから使用料、手数料等の収入項目を控除した金額を、純行政コストと表示した。

(3) 人にかかるコストを、直接人件費と間接人件費に区分し、それぞれに人件費と退職給与引当金繰入等の細目を設けた。

- ① 直接人件費は、施設において直接業務に携わる職員の人件費で、県職員の人件費を含む。
(県が作成した収支計算書における人件費は、施設に勤務する臨時・パート職員の給与等であり、県職員の給与等を含んでいない。)
- ② 間接人件費は、県の本庁において、施設に係る業務を担当している職員の人件費であり、当該職員の施設に関する執務割合を算定し、計上している。
- ③ 退職給与引当金繰入等は、県職員の退職金要支給額増加額(平成12年度末要支給額－平成11年度末要支給額)を計上している。

(4) 減価償却費の計上基準は以下のとおりである。

- ① 建物、附属設備、構築物、車両並びに取得価額50万円以上の備品を減価償却の対象資産とした。
- ② 償却方法は定額法、耐用年数については、法人税法「減価償却資産の耐用年数等に関する

省令」に定める耐用年数を適用している。なお、残存価額は取得価額の10%である。

(5) 移転的なコストとは、施設が第3者を経由して行政サービスを提供したときに、施設が補助金、助成金等の形態で第3者に対して出捐したコストである。

(6) 「その他」には、県債の元利償還額のうち利子分を計上している。なお、地方交付税交付金によって、国から充当される予定額のうち利子分については、「公債費(利子分のみ)」から控除していない。行政コストのマイナス要因とすることは、施設本来のコストを過少に認識することになるからである。

2. 秋田県総合生活文化会館(アトリオン)

1. 自主事業の運営について

アトリオンは、芸術・文化の向上を目指す拠点であり、そのため音楽、美術の自主事業を開催している。しかし、自主事業の実施回数は平成11年度から減少しており、特に音楽の自主事業は平成10年度21回に対し、平成12年度12回と大幅に減少している。

音楽自主事業の実施回数が減少傾向にある理由として、県内の景気低迷によるチケットの販売不振・協賛金収入の減少等による収支の悪化が考えられるが、自主事業が本来的に赤字事業であることが最大の原因であると考えられる。

県の財政支出を抑える立場からは、自主事業の実施にブレーキがかかるのは止むを得ないが、一方、県の芸術・文化の拠点としてのレベルを維持する必要がある。このためには、県は入場者増加に結びつくあらゆる施策を実施し、入場料収入及び協賛金収入の増加に努力する必要がある。平成12年度のチケットの販売枚数が、客席数の62%(5,208枚/700席×12回)であることから、さらに入場者増に向けた営業努力が望まれる。

2. 県婦人会館に対する委託業務について

県はアトリオン6階の「こどもサロン」の管理運営業務を県婦人会館に委託している。

平成12年度の委託料は2,950,290円(消費税込み)であり、委託契約書に添付されている「仕様書」には、業務の内容として下記の事項が記載されている。

- ・ 利用時間中の室内の見廻り
- ・ 利用の指導
- ・ こどもの保護者への管理指導
- ・ 環境美化
- ・ 安全な環境の確保
- ・ 設備、備品の管理、確認

・ 損傷等の報告

また、「委託事業実績報告」の内容は、委託契約に基づく事業が完了した旨と、下記の委託料請求額の内訳のみである。

人件費	223,000円×12か月=2,676,000円
諸経費	133,800円
消費税	140,490円
合計	2,950,290円

県婦人会館に対する委託業務は、その性質上個々の業務内容を詳細に規定するのは若干難しい面もあると思われるが、他の委託契約書にくらべ業務の内容の具体性が極めて希薄であることは否めない。業務の具体的な内容を記載した取り決めを作成すべきである。

3. 当初収支計画と実績の比較

事業計画策定時に作成された中・長期の収支計画と実績との乖離を把握し、その原因を調査することは、事業遂行上有益であり、爾後の事業計画を検討する上で重要な資料となると思われるが、アトリオンにはかかる計画書は保存されていない。

開設当初の収支の検討は行われているが、中・長期の事業計画と実績との差異を慎重に比較、検討し、差異の原因分析をおこなうことも重要である。

4. 平成12年度の行政コスト計算書

(単位：千円)

摘 要	金 額
I. 人にかかるコスト	90,157
(直接人件費)	90,157
人件費	89,726
退職給与引当金繰入等	431
(間接人件費)	—
人件費	—
退職給与引当金繰入等	—
II. ものにかかるコスト	511,215
物件費	76,313
維持補修費	—
減価償却費	157,463
委託費 ※	277,439
III. 移転的なコスト	—
IV. その他	—
公債費 (利子分のみ)	—
A. 行政コスト 計 (I~IV)	601,372

収入項目（使用料・手数料等）	155,836
B. 収入計	155,836
純行政コスト（A-B）	445,536

※ 委託費のうち、人件費は 32,330 千円である。

委託費には、女性センター開設に伴う改修費に対する委託費 26,544 千円が含まれていない。

3. 秋田県金属鋳業研修技術センター

1. ゲストハウスの利用率改善について

ゲストハウスの稼働率は 10～20%と低迷している。稼働率を高めるために宿泊対象者をゲストだけでなく、より多くの一般研修者が利用するよう予約方法、料金設定等の施策をさらに検討する必要がある。

2. 宿泊施設の利用割合について

宿泊施設について、研修者、講師、研究者等、施設の設置目的に適う利用割合を示す資料が作成されていない。施設の本来の目的による有効利用を測定するうえで、かかる資料が必要である。

3. 派遣人件費について

平成 12 年度における機構の職員は秋田県からの派遣職員が 6 名、小坂町からの派遣職員が 1 名、プロパーの職員が 2 名である。

県職員の給与手当については、県が支給するものと機構が支給するものに分かれる。

県が直接支給・・・給与基本給、期末手当、寒冷地手当

機構が支給・・・管理職手当、時間外手当、勤勉手当、単身赴任手当、通勤手当、有害薬剤手当（県が委託費に含めて負担している。）

県が直接支給する派遣職員の給与手当は、機構の収支計算書には表示されない。このことから、県の支払う委託費が金属センターの管理運営に係る実際のコストを表さないという点で透明性に問題がある。

このような人件費負担は、公的支援に相当し、「第三セクターに関する指針（平成 11 年 5 月 20 日 旧自治省）」によると、地方財政の透明性を高めるために、第三セクターへの公的関与の内容について、積極的な情報開示に努めるべきであるとされている。この指針の趣旨は、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」が適用になる平成 14 年度以降も継続して適用されるものと思われる。

県は委託費と給与を合算したうえで金属センター運営のコストを把握する必要があり、機構も決算書の注記等により情報開示を行い、透明性を高めることが必要である。

4. 機構の業務の一部再委託について

機構が再委託している委託費は、平成11年度6,377千円、平成12年度6,787千円である。管理委託契約を締結している業者は平成12年度17社である。機構では財務規定に基づき、管理委託に関しては競争入札ではなく随意契約によっている。

平成10年度から平成12年度までの委託先をみると以下のとおりである。

業務内容	業者名		
	平成10年度	平成11年度	平成12年度
1. 運転管理業務並びに本館内及び浄化槽施設の巡視点検	A社	A社	A社
2. 芝生管理	B社	B社	B社
3. 浄化槽維持管理	C社	C社	C社
4. 除雪	D社	D社	D社
5. 自家用電気工作物保安管理	E社	E社	E社
6. 空調設備等維持管理	F社	F社 ※	F社 ※
7. 建築物環境衛生管理	G社	G社 ※	Q社 ※
8. 消防用設備等点検	H社	H社	H社
9. 火災異常提供業務	I社	I社	I社
10. 構内交換電話設備保守	J社	J社	J社
11. 雪囲い	K社	K社	K社
12. センター施設清掃	L社	L社	L社
13. 池清掃	M社	M社 ※	M社
14. 床清掃	N社 ※	N社 ※	N社
15. 窓清掃	N社 ※	N社 ※	N社
16. 植栽維持	O社	O社 ※	O社
17. 煤煙検査	—	—	P社

表の※は見積り合せを実施した契約である。

機構の財務規定第37条において、「随意契約による場合は、なるべく2人以上の者から見積書を徴収しなければならない。」とあるので、特殊業務以外の業務委託については見積り合せを実施し、契約の適正性・経済性を図るべきである。

5. 平成12年度の行政コスト計算書

(単位：千円)

摘要	金額
I. 人にかかるコスト	44,063
(直接人件費)	37,968
人件費	35,253
退職給与引当金繰入等	2,714
(間接人件費)	6,095
人件費	5,667
退職給与引当金繰入等	428
II. ものにかかるコスト	76,762
物件費	761
維持補修費	2,862
減価償却費	58,497
委託費 ※	14,640
III. 移転的なコスト	—
IV. その他	19,147
公債費 (利子分のみ)	19,147
A. 行政コスト計 (I～IV)	139,974
収入項目 (使用料・手数料等)	2,262
B. 収入計	2,262
純行政コスト (A-B)	137,711

※ 委託費のうち人件費は6,181千円である。

4. 秋田県生物資源総合開発利用センター

1. 宿泊施設 (ホテルうたせ) の利用状況について

開設以来、40%前後の低稼働率で推移している。しかも平成12年度の宿泊者の内訳をみると一般宿泊者が約91%を占めている。本来、宿泊施設は研修者を対象として設置されたものであるが、現実の利用状況は一般の宿泊施設とほとんど変わらない。本来、県の研修センターの宿泊施設は、研修者の宿泊の用に供するために設置されたものであり、一般の宿泊客の利用は、付随、補完的な意味をもつ。

周囲の宿泊施設の整備状況、当該施設の客室・食堂等の営業状況から、民間施設と競合する部分はそれほど多くはないと思われるが、宿泊つきの農業研修、宿泊つきの生態系公園の利用等を積極的に企画・促進し、研修者の利用率50%超を目標として努力する必要がある。

2. 当初事業計画の策定について

当初収入見込みと、運営が平年度ベースの数値を計上していると思われる平成6年度実績を比較すると下記のとおりである。

(単位：千円)

歳入項目	当初見込	平成6年度実績	増減
宿泊施設利用料	7,590	13,550	5,960
生態系公園使用料	4,710	1,603	△3,107
機器・研修室使用料	1,788	1,311	△477
行政財産目的外使用料	44	133	89
県庁舎入居団体費用(食堂賃貸料)	3,285	1,559	△1,726
その他	0	774	774
合計	17,417	18,930	1,513

合計金額ではほぼ均衡しているが、個々の項目をみると大きな相違があり、収入の当初見込みの妥当性に問題がある。

なお、支出見込みに関する資料は保存されていなかった。開設当初の収支の検討は行われているようであるが、施設開設後において事業計画と実績を比較、検討することが重要である。

3. 平成12年度の行政コスト計算書

(単位：千円)

摘要	金額
I. 人にかかるコスト	117,514
(直接人件費)	117,514
人件費	110,629
退職給与引当金繰入等	6,885
(間接人件費)	—
人件費	—
退職給与引当金繰入等	—
II. ものにかかるコスト	276,260
物件費	87,079
維持補修費	3,482
減価償却費	142,378
委託費(※)	43,321

III. 移転的なコスト	—
IV. その他	99,723
公債費（利子分のみ）	99,723
A. 行政コスト 計（I～IV）	493,497
収入項目（使用料・手数料等）	18,746
B. 収入 計	18,746
純行政コスト（A-B）	474,751

※ 委託費のうち、人件費は8,484千円である。

5. 秋田ふるさと村

1. 業務の一部再委託の契約方法について

(株)秋田ふるさと村では、管理業務の再委託契約についてはすべて随意契約によっているが、契約先の業者以外の業者から見積書を徴していない契約がみられる。県の財務規則に準じて、特殊業務を除きすべての契約について見積書を徴すべきである。

2. 平成12年度の行政コスト計算書

(単位：千円)

摘 要	金 額
I. 人にかかるコスト	6,342
(直接人件費)	—
人件費	—
退職給与引当金繰入等	—
(間接人件費)	6,342
人件費	5,871
退職給与引当金繰入等	471
II. ものにかかるコスト	768,900
物件費	—
維持補修費	33,945
減価償却費	325,108
委託費	409,847
III. 移転的なコスト	—

IV. その他	259,272
公債費（利子分のみ）※	259,272
A. 行政コスト計（I～IV）	1,034,514
収入項目（使用料・手数料等）	—
B. 収入計	—
純行政コスト（A-B）	1,034,514

※ 公債使用料・手数料等利子は平成12年度の利子支払額396,744千円に近代美術館の事業費を除いた事業費相当割合65.35%を乗じて算出している。

6. 秋田県立近代美術館

1. 館蔵品（近代美術館所有の作品）の管理について

作品を損傷する危険性があるため、館外への貸出時及びその回収時を除き、定期的にすべての館蔵品について備品原簿との照合は実施していない。美術館の特殊性から、一概にすべての現物チェックを徹底すべきだということとはできないが、サンプリングによる現物照合或いは館内の展示の際、照合等を実施し、館蔵品の管理についてより精度を高めるべくその方法を検討すべきである。

2. 他から借り受けた作品の展示上のリスクについて

企画展開催に際し他館より作品を借り受ける場合、作品の移動・展示作業、図録作成作業等を専門業者に委託している。受託業者は、他館から作品が移動を始めてから展示が終了し返還するまでの期間の盗難、損傷に備えて損害保険契約を締結している。また、展示作業に近代美術館の職員は関与していない。このため、委託契約上は近代美術館の管理責任の範囲を規定する条項はないが、展示中の損傷等についての不測の事態に対応するため、監視体制の一層の充実等の措置を徹底する必要がある。

3. 入館者の漸減傾向に対する対応

入館者数は平成10年度より7万人前後に落ち込んでいるが、これは全国的に博物館・美術館離れの傾向にある現在、地方美術館の平均的な入館者数である。しかも横手市の人口が4万人強であることを考えると相応に利用されているといえることができる。これは、県が様々な事業を実施して入館者の増加を図っていることが大きな要因であるが、近代美術館がふるさと村内に位置し、入村者を美術館に取り込めるメリットも無視できない。今後、入村者に対する美術館来館者の割

合を高めるため、より一層ふるさと村との提携関係を密にし、共通のちらし・イベント案内等を作成するとか、ふるさと村本館のインフォメーションデスク・館内放送でより積極的にPRするとかの誘客活動を実施し、共存共栄をはかることが望まれる。

4. 平成12年度の行政コスト計算書

(単位：千円)

摘 要	金 額
I. 人にかかるコスト	132,708
(直接人件費)	128,983
人件費	122,771
退職給与引当金繰入等	6,212
(間接人件費)	3,725
人件費	2,898
退職給与引当金繰入等	827
II. ものにかかるコスト	415,076
物件費	72,110
維持補修費	7,432
減価償却費	132,371
委託費 ※1	203,163
III. 移転的なコスト	—
IV. その他	396,744
公債費 (利子分のみ) ※2	396,744
A. 行政コスト計 (I~IV)	944,528
収入項目 (使用料・手数料等)	23,717
B. 収入計	23,717
純行政コスト (A-B)	920,811

※1 委託料のうち人件費は44,347千円である。

※2 公債利子は平成12年度の利子支払額396,744千円に近代美術館の事業費34.65%を乗じて算出している。

7. 県立公園（県立中央公園、小泉瀉公園、北欧の杜公園）

1. 当初見込利用者数との乖離及び行政コスト

(1) 県立中央公園

① 当初計画との乖離

秋田県立中央公園基本計画報告書（昭和 50 年 11 月（社）日本公園緑地協会）によれば、「新秋田空港周辺土地利用に関する調査報告書」（昭和 49 年 3 月）の入込需要は、年間 65 万人の利用客を想定していたことが記載されている。

現実には、利用者数は横這いから減少傾向にあり、平成 12 年度は 46 万人（うち施設利用者 20 万人）と、当初見込みの 7 割程度に止まっている。このような利用見込人数との乖離は、予測した時点後の社会経済的変化によるものが大きいとは推測されるものの、当初期待された「県民がいつでも気軽に利用できる秋田市を中心とした臨海地方生活圏における広域公園」にしては、市内から 1 時間弱という距離、市内での公的スポーツ施設の充実等も利用客伸び悩みの原因と推測される。

中央公園管理事務所では利用客に任意でアンケート調査を行い、サービス向上に努めているが、抜本的な利用客誘致の方策を検討する必要がある。

② 運営における行政コスト

行政コスト計算書によると、入場者 1 人あたりの行政コストは 1,318 円と試算される。さらに、今後平成 19 年に開催される国体の準備のために、建設後 10 年近く経過した施設を中心に、補修費の大幅な増加が予測される。

本公園の施設開設後の中・長期収支計画が保存されていない。県民の健康や教育増進のためのインフラであり、独立採算を前提としない施設であるとしても、約 170 億円をかけた投資事業について、開設当初の収支は検討されているとしても、中・長期的にみて、建設後どれだけの収入及び支出が見込まれるかを予測するとともに、また、それが施設の効用に見合うものかどうか、事業開始に当たって評価することが重要である。

当初、自然観察ゾーン、自然探勝ゾーンの整備が計画されていたが、現在は着工の見通しが立たないまま中断している。

今後の整備については、上述の点を十分に検討して進めることが望まれる。

(2) 小泉瀉公園

① 当初計画との乖離

「秋田県立博物館公園 基本計画報告書」（昭和 47 年 11 月（株）都市計画研究所）によると、以下のような利用者数が見込まれている。

年間利用者	1 日平均利用者数
小中学生の教課としての利用	
小学生の 1 学年 10,000 人	300 人

中学生の1学年 12,000人	300人
高等学校全生徒数の1/4と想定する 高校生総数 32,000人×1/4=8,000人	晴天日利用 8,000÷130日≒60人
県民総数の1/4と想定する 県人口1,280,000人×1/4=320,000人	晴天日利用 320,000÷130日≒2,560人
男鹿・秋田地域の観光客の1/5と想定する 観光総数3,000,000人×1/5=600,000人	600,000÷180日≒3,300人
年間 計 950,000人	計 6,520人

このような試算に基づき、年間利用者総数は950千人、1日平均利用者数6,520人、また、ピーク時入園者は1日利用者数の2～3倍と予想され、よって、1日当たり利用者数は6,520人から19,560人と予測された。

なお、施設開設後の中・長期収支計画については、県立中央公園同様保存されていない。

公園の利用者数は年々下降をたどり、水心苑(日本庭園)を無料開放した平成11年度には、若干増加したものの、平成12年度にはまた減少し、年間111,805人(予想の約11%)となっている。

行政コスト計算書によると、入場者1人あたりの行政コストは1,153円と試算される。

(3) 北欧の杜公園

① 基本計画で見込まれた入場者数との乖離

本公園は、県北地域の県民に余暇活動等の場を提供するとともに、他県からの観光客をも利用者として想定する大規模な都市公園である。

当初計画では、北東北でのリゾート滞在を視野に入れ、2～3時間圏域まで広げて、日帰り54万人+宿泊客15万人の年間合計69万人の利用を推計していた。

その後、平成8年12月に出された「北欧の杜公園スポーツゾーン基本設計業務委託 設計説明書」(秋田県北欧の杜公園建設事務所、(株)東京ランドスケープ研究所作成)によると、圏域人口をもとに他のデータ(「平成6年度観光の実態と志向」((社)日本観光協会)、「武蔵丘陵森林公園における利用実態調査」)を参考に、日帰り公園利用者は当初計画を大幅に下回る約15万人と推計されたが、宿泊施設、イベント等の充実に伴い、より広域的な利用や特定目的の利用が想定されるとし、公園の規模等から本計画地における全体入込者数は、年間約40万人と推定された。

監査時点における本公園整備の進捗度は約71%であるが、3期工事が中断していることもあり、大規模なイベントがあった平成10年度を除いては、全体の年間利用者数は10万人を切っており、予想見込入込者数を大幅に下回っている。しかし、この予想利用人数と現実との乖離の原因については分析されていない。この乖離が宿泊施設(ログハウス)等の未整備によるものなのか、その他の要因によるものなのか、今後の整備計画を立てるうえでも原因分析は必要である。

また、施設開設後の中・長期収支計画については、県立中央公園同様保存されていない。

開設当初の収支は検討されているものの、中・長期的にみて、施設開設後どれだけの収入及び支出が見込まれるかを予測するとともに、それが施設の効用に見合うものであるかどうか、事業開始にあたって評価することが重要である。

② 行政コストについて

行政コスト計算書によると、平成12年度の利用人数は89,647人となっており、利用者1人当たり行政コストは、5,034円となっている。

また、オートキャンプ場にはトレーラーハウス4台、テントサイト32箇所、キャンピングカーサイト4箇所が設置されている。これらの宿泊料金は、トレーラーハウス13千円/1泊、テントサイト5~6千円/1泊と、民間経営の場合と比べて特段低料金で施設を提供しているともいえない。

平成12年度のオートキャンプ場の利用人数2,809人、利用料収受額4,040,700円から、利用者1人当たり平均利用料1,438円と計算されるのに対して、オートキャンプ場に係る主な施設に係る年間減価償却費(注1)は、11,314千円(利用者1人当たり4,027円)と試算され、利用料によって減価償却費の36%しか回収できていないことが分かる。

(注1) オートキャンプ場の主な施設

施設名	取得価額	平成12年度減価償却費	※使用した耐用年数
オートキャンプ場管理棟	138,045千円	5,176,714円	24年
オートキャンプ場炊事棟1	15,780千円	645,547円	22年
オートキャンプ場炊事棟2	15,780千円	645,547円	22年
キャンピングカー4台	24,360千円	996,544円	22年
水銀灯、フットライト	12,747千円	1,147,294円	10年
コンセント盤	38,366千円	2,031,182円	17年
受変電設備 屋内キュービクル型	12,682千円	671,435円	17年
合計	257,760千円	11,314,263円	

なお、オートキャンプ場の開設以来の利用者数及び収入額は以下のとおりである。

年度	宿泊・利用サイト数(日帰り・宿泊)				稼働率 (注2)	利用者数 (人)	徴収金額
	テント	キャンピングカー	トレーラー	合計			
平成10年度	500	1	103	604	12.6%	2,716	3,458,800円
平成11年度	481	0	182	663	8.5%	359	4,288,000円
平成12年度	374	0	187	561	7.2%	503	4,040,700円

(注2) 稼働率=各サイトの延べ利用実績/(営業日数×サイト数)

※平成10年度は、7月4日営業開始のため120日、それ以降は195日

平成10年度から平成12年度までのサイト1箇所1回利用に係る平均収入を試算したところ、6,448円であった。平成13年度は、稼働率は9%まで上昇したとのことであるが、22%

以上稼働しないと、施設の減価償却費すら回収できないことになる。施設の有効利用のため、県内外に対して積極的なマーケティング活動を行い、集客に努める必要がある。

2. 都市公園の整備について

当初の計画では、北欧の杜公園第3期工事は平成13～18年度にかけて行われる予定であったが、現時点では中断され、再開の見通しは立っていない。3期工事では、アドベンチャーサーキット、体験農園及びログハウス等の建設が予定されていた。

県の公園政策全体が窺い知れるものとしては、「あきた21総合計画」における都市公園事業の施策目標がある。それには、「1人当たりの都市公園面積」が挙げられているが、これは、都市計画区域内での住民1人当たりの都市公園の面積を意味している。秋田県の場合、1人当たり都市公園面積は平成12年度末で16㎡と、全国水準(7.9㎡)と比較してもかなり高い水準にあるが、国の「緑の政策大綱」に従って、平成22年時点で1人当たり20㎡を達成することが目標とされている。

この施策の体系に沿った事業評価表(平成13年度)においては、本公園の事業評価の結果、「総合判定」として、「既存施設の利便性や利用者に対するサービスの低下をきたさないように実施していく必要がある。」と、現状の事業の維持継続が確認されている。

確かに、既に整備されたレクリエーション活動のための施設については、今後、サービス提供能力の維持を図るとともに、イベント開催やマーケティング活動を通じて最大限有効利用していく必要がある。しかし、将来的な課題とされている「1人当たりの都市公園面積」の拡大、その一環としての北欧の杜公園第3期工事計画の実行については、県北の豊かな自然をそのままにしておくという発想転換も含め、利用人数等については現実的な予測を行い、さらに建設費用のみならず維持運営に係る費用も合理的に見積もった上で、県民の意見を反映させた意思決定が望まれる。

3. 派遣人件費について

現在、県立公園に勤務している県からの出向者数は以下のようにになっている。

公園名	出向者数	職位
中央公園	5名	所長、主査各1名、副主幹2名、主任1名
小泉瀉公園	1名	所長1名
北欧の杜公園	3名	所長、主事、副主幹各1名

これらの出向者に係る職員給料は、総合公社の収支計算書上には現れず、出向前と同じ県の負担となっている。このことから、県の支払う委託費が公園の管理運営に係る実際のコストを表さないという点で透明性に問題がある。

このような人件費負担は公的支援に相当し、「第三セクターに関する指針(平成11年5月20日旧自治省)」により、地方行政の透明性を高めるために、第三セクターへの公的関与の内容について、積極的な情報開示に努めるべきであるとされているものに該当する。

この指針の趣旨は、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」(以下、「公益

法人等派遣法」という。)が適用になる平成14年度以降も継続するものと思われる。県は情報公開の対象とするだけでなく、積極的な情報提供に努めるとともに、総合公社も決算書の注記等により情報開示を行い、透明性を高めることが必要である。

一方、公益法人等派遣法は、従前争いの多かった職員派遣の範囲及び手続について統一的なルールを設けようとするもので、派遣職員が派遣先団体において従事する業務が、地方公共団体の委託を受けて行う業務等一定の業務の場合、地方公共団体は派遣職員の給与を負担することができる。しかし、この場合派遣期間は原則3年以内とされている。

上述のような公園管理運営の要職に、このような派遣職員を充当することが、運営上適切であるかどうかについては検討を要する。巨額の公費を投じて整備した公園設備の有効活用のためには、3年交代の派遣職員ではなく、プロパー職員の充実は欠かせないと思われる。

4. 公園の果たすべき多様な役割

現在の「あきた21総合計画」における「小泉潟公園」公園維持管理事業の目標として、都市計画課により掲げられているのは、「余暇活動の場の提供」としての利用についてである。しかし、「監査結果」で記述したように、小泉潟公園は、教育ゾーンや自然保護ゾーンも含んでおり、県民からみた「小泉潟公園」の存在意義としては、自然や文化的な資源の保存、及びそれらの知識の普及も含まれるはずである。

なかでも「女潟湿原植物群落」は、秋田県指定天然記念物の指定を受けており、湿原の現状維持や生態系の保存は重要な県の課題と思われる。しかし、湿原については、教育庁生涯学習課の管轄となっており、これに関する中・長期課題や調査、保存といった具体的な業務実施計画は明確には掲げられていない。

今後は、総合的な観点から小泉潟公園の「果たすべき役割」を捉え直し、目標、年次計画及び予算策定並びに事業評価のプロセスが取られることが望まれる。

5. 平成12年度の行政コスト計算書

(単位：千円)

摘要	金額		
	中央公園	小泉潟公園	北欧の杜公園
I. 人にかかるコスト	50,619	16,674	34,530
(直接人件費)	42,190	8,245	23,022
人件費	37,765	7,518	18,686
退職給与引当金繰入等	4,424	726	4,336
(間接人件費)	8,429	8,429	11,508
人件費	7,534	7,534	10,391
退職給与引当金繰入等	894	894	1,117
II. ものにかかるコスト	417,047	112,872	243,145
物件費	—	—	—

維持補修費	38,143	6,448	1,819
減価償却費	126,536	32,123	131,464
委託費	252,367	74,301	109,862
III. 移転的なコスト	-	-	-
IV. その他	162,034	72	178,697
公債費（利子分のみ）	162,034	72	178,697
A. 行政コスト計（I～IV）	629,701	129,619	456,373
（うち、委託料に含まれる人件費）	(52,700)	(6,373)	(21,600)
収入項目（使用料・手数料等）	23,205	723	5,068
B. 収入計	23,205	723	5,068
純行政コスト（A-B）	606,496	128,896	451,305
利用者数（人）	460,165	111,805	89,647
利用者1人当たりコスト（円）	1,318	1,153	5,034

8. 秋田県森林学習交流館（プラザクリプトン）

1. 当初計画と実績との乖離

(1) 目標計画の達成率

施設の概要に記載したように、クリプトンの設置時において、展示室、会議室、宿泊施設及びレストランといった施設ごとに目標計画を設定している。このうち、平成12年度において目標計画に達していないものは、会議室（使用料収入）、宿泊施設利用者（人数）及び総売上高である。

会議室使用料収入は、平成10年度以降減少傾向にある。

宿泊施設利用者は目標との乖離が顕著である。平成12年度においては約72%の達成率であるが、研修目的利用者に限ると約31%の達成率しかない。これに対して、一般利用者は目標を上回っているが、その利用者数も減少傾向にある。この結果、宿泊施設利用者全体としても、平成8年度以降目標を下回っている。

また、展示室利用者及びレストラン利用者については目標を上回っているが、展示室利用者に関しては減少傾向が続いている。

全般的に施設の利用度が減少傾向にあり、宿泊施設を始めとした各施設の有効利用の度合い

が低下しつつあると言える。

項目	目標計画	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
展示室利用者	30,680人	141.4%	142.1%	117.2%	103.6%	102.4%
会議室使用料	2,500千円	97.4%	119.3%	112.0%	104.8%	90.4%
宿泊室						
(研修目的)	6,240人	32.9%	42.3%	32.8%	33.6%	31.6%
(一般利用者)	5,760人	146.8%	137.0%	125.8%	125.0%	117.0%
合計	12,000人	87.6%	87.8%	77.4%	77.5%	72.6%
レストラン	33,800人	106.6%	109.7%	104.4%	107.1%	110.2%
総売上高	137,369千円	93.8%	92.4%	81.7%	80.1%	79.3%

(2) 宿泊施設利用者にかかる構成比率及び稼働率

宿泊施設利用者の利用目的別構成比率、及び研修目的の宿泊施設稼働率は以下のとおりである。

項目	目標計画	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
研修目的 (構成比率)	6,240人 (52.0%)	2,056人 (19.6%)	2,639人 (25.1%)	2,045人 (22.0%)	2,097人 (22.6%)	1,973人 (22.6%)
一般利用 (構成比率)	5,760人 (48.0%)	8,453人 (80.4%)	7,892人 (74.9%)	7,244人 (78.0%)	7,202人 (77.4%)	6,739人 (77.4%)
合計	12,000人	10,509人	10,531人	9,289人	9,299人	8,712人
研修目的(稼働率)	25.9%	8.5%	11.0%	8.5%	8.7%	8.2%

稼働率の算出方法は、「結果報告書」の「施設の概要」に記載したものと同様である。

クリプトンの設立目的は、森林及び林業に関する学習及び研修の機会を提供するとともに、林業従事者等の交流を促進することにあるが、研修目的利用の比率が利用者全体の20%程度しか占めておらず、また、稼働率も平成10年度以降8%強であり、一般利用者が主体となっている。

このような状況に陥った原因としては、設立目的に合致した利用を促進する施策が不十分であるか、そもそも当該施策の公益性(効果)に比して、施設規模(投資額)が過大であったかのいずれか、もしくはその両方が考えられる。

(3) 宿泊室利用者にかかる当初目標計画の妥当性

① 宿泊室にかかる当初目標計画利用者数

当初目標計画において、宿泊室利用者を年間12,000人と想定している。この目標人数は、平成3年度、県が外部のマーケティング会社に委託した森林学習交流センター(仮称)調査・基本計画(以下、「基本計画」という。)に依拠して設定したものである。基本計画は、昭和61年から平成3年までの雄和町観光客の増加率を算出基礎として宿泊室利用者数を推定して

いる。その後の経済動向の変化を考慮すると、現状においては、実績と比較して過大な目標計画になっているものと推察され、また、その乖離の幅も年々大きくなっている。

② 当初目標計画利用者数を前提とした稼働率及び構成比率

目標計画の 12,000 人という利用水準は稼働率にすると 49.8%である。通常、民間のホテルにおいては、少なくとも 70%前後の稼働率がないと採算が取れないと言われている。純粋な営利目的ではないとはいえ、当初の段階から 50%以下の低い稼働率を想定したということは、需要に比して計画及び設置した施設規模が過大であったのではないかとの疑問を感じる。

また、宿泊施設利用者の内、クリプトンの設立目的に合致するのは研修目的利用であるが、目標計画においては、年間利用者 6,240 人（構成比率 52.0%）と設定されている。本来、クリプトンの設置目的からすれば、研修目的利用が主体となり、一般目的利用はそれに付随もしくは補完する立場にあるべきものである。目標計画においては、公益性を有する利用を半分程度と見込んでいたということであるが、これは、その施設が公益性を有するというための最低限度の水準と思われる。

③ クリプトンの運営方針

クリプトンの運営方針として、基本計画上、一般目的使用の促進策として、ゴルフ場とのパック・パーティ付き商品の開発、披露宴を始めとする諸パーティ、スポーツイベント及び買い物ツアー等の企画が想定されており、一般目的も相当程度考慮した運営を想定していると思われる。実際、「ゴルフパック」、「パーティープラン」等が実施されており、クリプトン館内にも各種チラシが数多く備え付けられている状況である。

④ 利用促進計画の策定

クリプトンの宿泊部門については、当初目標計画と実績との乖離が著しいため、目標計画が計画としての機能を果たし得ない状況である。当初目標計画自体の見直しと併せて、より一層の有効利用を促進するための具体的、現実的な経営計画を策定すべきである。

(4) 会議室利用者にかかる構成比率

基本計画において、「年間の林政関係者の研修・会議は、実人員で 761 人、平均参加者数は 33 人となっている」との記載があり、施設の構想段階より、林業関係研修用施設に対する需要が僅少であったことが伺われる。「結果報告書」の「施設の概要」に記載したとおり、実績を見ても、森林・林業関係の会議室利用者は年間 2,719 人であり、会議室利用者全体の 38%程度に留まっている。両者の集計単位が相違するため単純に比較することはできないが、林業関係のみでは会議室に対する需要は限られている。今後とも、「森の学校」を始めとする各種イベントの開催や林業関係団体及び教育委員会等との連携を強化し、今まで以上に利用の促進を図る必要がある。

2. 県の事業評価について

県の実施した平成 12 年度の事業評価において、外部環境の変化として「景気低迷等から宿泊を伴う利用者は減少傾向にあるが、一般県民の森林に対する感心は高まっており、森林体験学習を訪れる人は増加傾向にある。」との記述がある。また、「現在のところ見込みどおり順調に利用

されているので、今後ともコストの節減に留意しながら、利用者を維持していくべきである。」との記述もある。この記述に関しては根拠になる指標がなく、必ずしも適切な記述とはいえないため、今後は事業の質やソフト面も考慮した有効利用の指標を検討した上で、事業評価に対して適切に反映させていくべきである。

3. 平成12年度の行政コスト計算書

(単位：千円)

摘 要	金 額
I. 人にかかるコスト	3,234
(直接人件費)	—
人件費	—
退職給与引当金繰入等	—
(間接人件費)	3,234
人件費	3,020
退職給与引当金繰入等	214
II. ものにかかるコスト	150,864
物件費	405
維持補修費	956
減価償却費	84,939
委託費 ※	64,564
III. 移転的なコスト	—
IV. その他	48,845
公債費 (利子分のみ)	48,845
A. 行政コスト 計 (I～IV)	202,943
収入項目 (使用料・手数料等)	2,261
B. 収入計	2,261
純行政コスト (A-B)	200,682

※ 委託料のうち人件費は16,639千円である。

9. 秋田県立総合射撃場

1. 施設規模と利用者数の比較

「施設の概要」にあるとおり、総合射撃場は建設費約 21 億円を投じた施設であるが、年間の利用者数は 3 千人前後で推移しており、1 日当たりの利用者数は 10 人程度にとどまっている。特に、利用者数の少ないライフル射撃場については、年間の利用者数は 729 人（平成 12 年度実績）、1 日平均の利用者は約 2 人と低調な水準となっている。

ライフル射撃場には、スモールボアとエアライフルがそれぞれ 26 射座あり、52 人が同時に利用できる施設である。また、駐車場は、普通車 115 台、大型車 10 台の駐車スペースが設けられている。

クレー射撃場についても、年間利用者数は 2,745 人（平成 12 年度実績）、営業日数約 235 日で換算すると 1 日当たりの利用者数は 11 人強となっている。

このように全国大会を開催できる施設としては、利用者数が少ないため、実際の利用者数に対して施設規模の大きさが際立っている。

2. 当初計画について

総合射撃場の建設の目的は、秋田県立総合射撃場条例第 1 条により「（総合射撃場の設置目的は、）スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため」と規定されている。「普及振興」の具体的な内容は、①競技スポーツとしてのライフル射撃・クレー射撃の普及を図ること、②秋田県の競技力の向上を図ること、③国体等の全国大会を開催できる施設を建設し、競技環境を整備することである。

計画段階において、上記①及び②についての具体的な目標が設定されていないため、共用開始後の実績、すなわち、①については県の射撃競技がどの程度普及したか、②については県の競技力がどの程度向上したか等について、計画と実績を比較することができなかった。

計画段階では、総合射撃場建設の具体的な目的を明らかにするとともに、運営に係る中・長期の収支計画を作成し、共用開始後においては、当初計画との比較を行い、施設建設による効果・便益を定期的に評価し、総合射撃場の運営に反映させることが重要である。

3. 平成 12 年度の行政コスト計算書

（単位：千円）

摘要	金額
I. 人にかかるコスト	17,627
（直接人件費）	—
人件費	—
退職給与引当金繰入等	—
（間接人件費）	17,627
人件費	15,271

退職給与引当金繰入等	2,356
II. ものにかかるコスト	56,167
物件費	184
維持修繕費	—
減価償却費	16,275
委託費 ※	39,708
III. 移転的なコスト	—
IV. その他	47,472
公債費 (利子分のみ)	47,472
A. 行政コスト 計 (I~IV) (A)	121,267
収入項目 (使用料・手数料等)	14,039
B. 収入 計	14,039
純行政コスト (A-B)	107,228

※ 委託費のうち、人件費は 22,475 千円である。

行政コスト計算書によると、平成 12 年度の県の利用者 1 人当たり負担額は、純行政コスト 107,228 千円を利用人数 3,474 人で除して、約 3 万 1 千円と計算される。これは、収支計算による負担額の約 6 千円 (前述「収支状況」を参照) と比較すると、1 人当たり約 5 倍の負担額となっている。

10. 秋田県老人福祉総合エリア (中央エリア・南部エリア・北部エリア)

1. 当初計画との乖離について

(1) 南部エリア

昭和 60 年 2 月に制定された「老人福祉総合エリア建設基本計画」(以下、「基本計画」という。)によると、「世話ハウス (託老)」「(現 在宅介護センター)」「健康増進センター (医療・リハビリ)」「(現 診療・リハビリセンター)」「コミュニティセンター」は、エリアの中でも中核施設として位置付けられ、「在宅福祉サービスセンター」として施設と家庭とを結びつける中間施設としての役割を担うものとされた。すなわち、エリア内でのサービス提供に止まらず、地域老人が短期滞在のため、或いは相談または診療サービスを受けるために、一方、ボランティア活動のために、というエリアへの外部の人の「流入」と、また、「給食及び入浴サービス」の提供、地域巡回サービス等、エリアから地域へのサービス「提供」という双方向の動きのあ

る地域ネットワークが目指されていたことが伺える。

施設の機能や利用人数の当初計画及び予想は、この「基本計画」に記述されているが、施設完成後の運営に係る中・長期収支計画は保存されていない。

南部エリアは、開設以降約10年を経過し、この間、介護保険制度の導入をはじめとする社会経済的变化が見られたが、今般、当初計画されていた施設機能及び予想利用人数と現実との乖離について調査した。

① 世話ハウス（現 在宅介護センター）

基本計画によると、世話ハウスにおいては、

- a. 在宅ケアの中核部門として、ショートステイ、デイ・サービス、介護技術訓練を行う
- b. ボランティア、ホームヘルパー等の活動の拠点とする
- c. 圏域内の在宅老人に対して必要な給食サービス・入浴サービスのデリバリー（宅配）サービスを行う

予定であった。

しかし、実際には、世話ハウスは当初からショートステイの機能は持たず、デイケアのみを行っている。また、ホームヘルパー養成講座、福祉セミナーは、各年1回程度開催されているが、特に地域ボランティアの活動拠点となっているという事実はない。また、在宅老人への給食及び入浴の宅配サービスは当初より行われていない。

② 健康増進センター（現 診療・リハビリセンター）

当初は、毎日100名に対して健康指導、検診及び治療を行うことが想定されていたが、現実には、1日平均33名の利用となっている。また、当初予定されていたエリアを拠点とする地域巡回サービスは実施されていない。

かつては常勤の医師がいたが、平成6年から非常勤嘱託医に変更された。

③ コミュニティセンター

当初は、老人相談を行うことになっていたが、相談を受けた実績は平成12年度で2～3回程度であり、平成13年度よりこの機能は廃止された。

大浴場については、1日150名の利用が予定されていたが、平成12年度実績においては、1営業日当たり平均58名の利用にとどまっている。

食堂については、1日延べ120人（40席×3回転）の利用が見込まれていたが、平成12年度の利用は27,336人（1日当たり87人）であった。

④ 居住施設

養護老人ホーム、経費老人ホーム及び老人専用マンションは、計画どおりの室数が建設され、現在ほぼ満室である。

⑤ 関連施設

生きがい生産施設（生きがい創作館及び生きがい農園）は、計画では1日当たり100名が参加することを見込んでいたが、平成12年度の生きがい創作館参加者数は、3,765（営業日1日当たり12）人であり、一方、生きがい農園については、高齢化のため入居者の利用はほとんどなかった。

屋内プールは、毎日250名の入場を想定していたが、平成12年度の利用人数は、19,753

(1日当たり63)人であった。

また、当初「老人と子どもとの交流を図り、助け合いや思いやりの心を育てる」ことを目的とする幼稚園(定員100名)を開設することが計画されていたが、園児を確保することが困難であることから「子どもと老人のふれあいセンター」へと変更された。この施設は、老人と子どもとのふれあい事業やふれあいに関する企画が実施される時以外は、老人が訪れることはほとんどなく、日常的には幼児の屋内遊び場となっている。

⑥ サブライセンター

食事(毎日420食×3回=1,260食)の提供、ランドリー300名の利用が予定されていたが、昼食は160食程度、朝晩を入れても毎日400食程度の提供に止まっているとのことであった。また、ランドリーについては、そのような大規模な施設は当初より建設されず、各棟に設備が設けられている。

以上のように、南部エリアでは居住施設を除き、現実の機能及び利用者数は当初予想されていたものからは大幅に縮小している。

(2) その他のエリア

中央エリアは平成9年度に1期工事が竣工し、引き続き医療機関、老人マンション等が建設される予定であった。しかし、民間の病院が近隣に建設されたことを契機に2期工事は中断している。医療機関及び老人保健施設は秋田市内では供給量が多いため、計画を見直す動きもあり、建設着工の目途は立っていない。

北部エリアも同様、2期工事として医療施設と老人マンションが計画されていたが、中断している。

「監査結果」に記載したように、県は、中核施設、居住施設、その他関連施設等から構成される福祉総合エリアのうち、南部エリア以外は居住施設を有しておらず、もっぱら施設と家庭とを結びつける中間施設、世代間交流の場となるインフラ施設としてのコミュニティセンターの運営に携わっている。

参考のため、以下にコミュニティセンターの主な施設の稼働率を掲げる。

エリア	年度	宿泊		会議室	
		稼働率	稼働人数	稼働率	稼働時間
北部エリア	H12	30%	1,499人/(4室×308日×4名)	2%	272時間/(8時間×308日×4室)
	H11	28%	912人/(4室×205日×4名)	5%	304時間/(8時間×205日×4室)
中央エリア	H12	40%	3,707/(6室×308日×5名)	22%	2,191時間/(8時間×308日×4室)
	H11	41%	3,812/(6室×309日×5名)	24%	2,392時間/(8時間×309日×4室)

南部エリア	H12	35%	1,419人/{(2室×4人+1室×5人)×314日}	3%	208時間/(8時間×314日×3室)
	H11	36%	1464人/{(2室×4人+1室×5人)×309日}	7%	513時間/(8時間×309日×3室)

会議室の利用時間は、無償使用・自主事業を含む。

このように、県が運営するコミュニティセンター等の施設の稼働率がかなり低いのに比べて、介護施設等はほぼ満員で、待機者が多くなっているのが現状である。

なお、参考として、県内にある特別養護老人ホーム等居住施設の定員及び現員を以下に掲げる。

【参考】入所施設の定員及び現員

施設種類	施設名	事業主体	定員	現員	地区別								
					北秋田	山本	秋田	由利	仙北	平鹿	雄勝	県外	
養護	和光園	(社福)	80	80	79					1			
養護	成章園	大館市	80	80	80								
養護	阿仁町養護老人ホーム	阿仁町	50	50	50								
養護	松籟荘	能代市	70	70	9	60					1		
養護	やまもと	(組合)	50	50	3	44	2				1		
養護	秋田聖徳会養護老人ホーム	(社福)	100	100	1		97	1	1				
養護	松寿会養護老人ホーム松寿園	(社福)	50	50			44	2			4		
養護	松寿会養護老人ホーム松峰園	(社福)	55	55	2		32	8	8	3	1	1	
養護	森山荘	五城目町	50	50			47	1	2				
養護	寿荘	(広域圏組)	100	100			1	95	3				1
養護	樹園	(社福)	50	49	1		45		3				
養護	角館寿楽荘	角館町	80	80			1		77	2			
養護	映月荘	(社福)	50	52					18	34			
養護	ひらか荘	(広域圏組)	50	50					4	43	3		
養護	南部エリア養護老人ホーム	秋田県	50	50			2		8	36	4		
養護	愛宕荘	(広域圏組)	100	94					1	11	82		
	養 護 計		1,065	1,060	225	104	271	107	126	135	90	2	
特養	東恵園	(社福)	85	85	85								
特養	ケアホームおおゆ	(社福)	50	50	50								
特養	サンホーム大石平	(社福)	50	50	50								
特養	水交苑	(社福)	80	80	79	1							
特養	神山荘	(社福)	50	50	50								
特養	つくし苑	大館市	100	100	100								
特養	青山荘	(社福)	107	107	104	3							
特養	扇寿苑	(社福)	50	50	50								
特養	森泉荘	森吉町	50	50	50								
特養	山水荘	(社福)	50	50	50								
特養	長慶荘	(社福)	50	50	50								
特養	永楽苑	(社福)	50	50	50								
特養	杉風荘	(広域圏組)	86	86	86								
特養	海潮園	(広域圏組)	100	100		100							

特養	長寿園	(広域圏組)	60	60		60						
特養	希望苑	(社福)	50	50		50						
特養	よねしろ	(社福)	50	50		50						
特養	藤里	(社福)	50	50		50						
特養	美幸苑	(社福)	50	50		50						
特養	松波苑	(社福)	50	50		50						
特養	高清水寿光園	(社福)	110	110	1		105	2	1			1
特養	海松園	(社福)	54	54			52	2				
特養	大平荘	(社福)	60	60			56		4			
特養	松涛園	(社福)	80	80			75	3	1		1	
特養	光峰苑	(社福)	90	90	1	5	81	1	2			
特養	幸楽園	(社福)	60	60		1	56		1	1		1
特養	金寿園	(社福)	50	50	4		45	1				
特養	南寿園	(社福)	50	50			50					
特養	やすらぎホームけやき	(社福)	100	99			99					
特養	新成園	(社福)	50	49			49					
特養	寿恵園	(社福)	80	80		1	79					
特養	倍生園	(社福)	50	50		1	48	1				
特養	広青苑	(社福)	50	50			50					
特養	昭寿苑	(社福)	50	50		2	47		1			
特養	うたせ苑	(社福)	50	50			50					
特養	わかば園	(社福)	50	50			50					
特養	松恵苑	(社福)	50	50			49		1			
特養	和幸苑	(社福)	50	50			50					
特養	河辺荘	(社福)	50	50			49		1			
特養	花の家	雄和町	50	49			49					
特養	萬生苑	(社福)	60	60				57		2		1
特養	楽しいわが家	(社福)	50	50				50				
特養	浩寿苑	(社福)	50	50				50				
特養	蕉風苑	(社福)	50	50				50				
特養	広洋苑	(広域圏組)	106	106			1	104	1			
特養	白百合苑	由利町	50	50				50				
特養	東光苑	東由利町	50	50				50				
特養	鳥寿苑	鳥海町	50	50				50				
特養	おおうち	(社福)	50	50				50				
特養	欣寿苑	(社福)	110	110					108			2
特養	サン・サルビア	(社福)	50	50					50			
特養	町立かくのだて桜苑	角館町	50	50					50			
特養	ドトピア緑泉	(社福)	50	50					50			
特養	愛幸園	(事務組)	50	50					50			
特養	桜寿苑	中仙町	50	50					50			
特養	清眺苑	田沢湖町	50	48					47	1		
特養	峰山荘	協和町	80	80					80			
特養	福寿園	(事務組)	50	50					49			1
特養	真木苑	(事務組)	50	50					50			
特養	真昼荘	(事務組)	50	50					50			
特養	シガートームいきいきの郷	(広域圏組)	50	50					1		49	

特養	すこやか横手	(広域圏組	50	50						50		
特養	雄水苑	(広域圏組	50	50						50		
特養	白寿園	(広域圏組	100	100				3	7	85	9	
特養	憩寿園	(広域圏組	54	54						53	1	
特養	鶴寿苑	(広域圏組	50	50						47	3	
特養	サングリーンゆざわ	(広域圏組	50	50							50	
特養	健寿苑	(広域圏組	50	50							50	
特養	平成園	(社福)	50	50							50	
特養	松喬苑	(広域圏組	85	85							85	
特養	幸寿苑	(広域圏組	50	50							50	
特養	シャイビ°アみなせ	(広域圏組	50	50							50	
	特 養 計		4,347	4,342	860	424	1,190	524	655	339	353	1
軽費 A	大野台エコーハイツ	鷹巣阿仁広	50	49	40	3	3					3
軽費 A	だいせん	(社福)	50	50	1	1	41	3		1		3
軽費 B	幸風荘	(広域圏組	30	14	1		6	5	1		1	
ケアハウス	大館市ケアハウスほうおう	大館市	50	39	39							
ケアハウス	ケアハウスさわやか寮	(社福)	15	14	13							1
ケアハウス	ケアハウスきみまち	(社福)	15	13		13						
ケアハウス	ケアハウスやすらぎ	(社福)	15	14		9	2					3
ケアハウス	弥生が丘	(社福)	15	15			15					
ケアハウス	ウェルハウス御所野	(社福)	100	100			93	2	1	2		2
ケアハウス	ケアハウス大地	(社福)	15	15			14					1
ケアハウス	ケアハウスいこいの里	(社福)	15	15			15					
ケアハウス	ケアハウスたかおかの杜	(社福)	15	15			15					
ケアハウス	ケアハウス和幸苑	(社福)	15	15			14					1
ケアハウス	ケアハウス花の家	雄和町	15	11			10					1
ケアハウス	ケアハウス夢の木	(社福)	15	13				13				
ケアハウス	ケアハウス西施苑	(社福)	15	14		1		12	1			
ケアハウス	ケアハウスみらい	(社福)	15	14			1	12				1
ケアハウス	ケアハウス白百合苑	由利町	15	13			1	10			1	1
ケアハウス	ケアハウスかみおか	(事務組	15	11					10		1	
ケアハウス	ケアハウスのぞみ荘	中仙町	15	13			2		9			2
ケアハウス	ケアハウスひまわり荘	(事務組	15	15			2		9	2		2
ケアハウス	ケアハウスすこやか横手	(社福)	15	14						14		
ケアハウス	南部総合エリア軽費老人ホーム	秋田県	50	49	1		5	4	7	24	7	1
ケアハウス	皆瀬村軽費老人ホームケアハウス	(広域圏組	15	15						2	13	
	軽 費 計		600	550	95	27	239	61	38	45	23	22
	県 計		6,012	5,952	1,180	555	1,700	692	819	519	466	25

(入所措置状況報告書 平成11年10月1日現在より)

(社福): 社会福祉法人 (組合): 養護老人ホーム組合

(広域圏組合): 広域市町村圏組合 (事務組合): 仙北一部事務組合

以上のことから、意見をまとめると以下のようなになる。

- ① 大規模施設の運営については、設置当初の収支は検討されているものの、中・長期的に設置後の維持運営費がどの程度かかり、どの程度利用料で賄えるのか等、計画と実績の乖離を分析し、施設運営等に反映させていくべきである。

- ② 居住施設とコミュニティセンター等の施設との稼働率にばらつきがあるなかで、南部エリアの建設から始まって約10年間にわたって整備された3つのエリアは、ほとんど同じような施設の構成から成り立っている。基本的には、同じ構想に基づき建設されたものと推定されるが、先行施設のモデル的役割がほぼ達成されつつあったなかで、後続の施設の計画変更も含め、事業遂行についてより慎重な検討が必要であったものと思われる。

今後、新たな施設の計画及び建設に当たっては、社会経済的变化に即応した柔軟な対応が望まれる。

2. 総合型福祉施設の意義

(1) 世代間交流の場としてのエリア

県の説明によれば、これら3箇所のエリアは複合的施設のモデルとして、県下の市町村に対して先導的な役割を有するものであり、このような総合方式による福祉施設の整備は確実に市町村に浸透し、また、福祉のノウハウを伝達する効果があったとのことである。

事実、各エリアは、多くの世代が利用できる施設を備えており、利用者数は当初予想を下回るものの、広い世代の利用があることは間違いない。施設視察時も、入浴後休憩室で休息を取る客、屋内広場で遊ぶ親子が見受けられた。

このような総合型福祉施設の意義の一つは、当初目指されていたとおり、入居者が入居施設以外の施設を利用して活性化する、或いは地域の住民が利用することにより、入居者をはじめとする老若の世代間交流の場となることと思われる。

そのような構想からすれば、施設入居者がどのように生き生き学園、生きがい生産施設、スポーツ施設等を利用しているか、また、イベント等に参加したかについて、個人別に記録しフォローする体制が、入居者の活性化にも、また施設等が有効活用されているかどうか知る上でも必要と思われる。しかし、入居者個人別の教室履修やイベント参加の記録は、県が居住施設を有している南部エリアでも取られていない。

入浴施設、生きがい創作館、生き生き教室等、さまざまな世代が利用可能な施設や催しが提供されたとしても、それが必ずしも世代間交流を保証するわけではない。

一方、市町村により入浴施設やスポーツ施設等が整備されるにつれ、それと競合する福祉エリアの施設利用者数が伸び悩む傾向にあるという事実からしても、入浴施設やスポーツ施設を利用する人は、その利用のためだけに入場している可能性もあり、これらの施設等が世代間交流のためにどの程度有効に活用されているのかについては明確ではない。

世代間交流の場としての福祉総合エリアの有効性は、各施設別の入場者数だけでなく、各施設の相互利用、或いは世代間の交流の実績及び効果に着目して判断することが必要である。

(2) 地域ネットワークの中心としてのエリア

「あきた21総合計画」においては、現在は福祉に対するニーズが市街地化する傾向を踏まえ、「身近で気軽に利用できる福祉サービスの提供」が施策として掲げられており、施策目標としては、コンビニ型保健福祉サービス拠点施設、施設介護福祉サービスの提供、ホームヘル

パーサーサービスの提供、生活支援型施設の供給等が掲げられている。

この施策の基本となる考え方は、住民にとって身近な市町村が直接の福祉サービスを提供することを原則とし、県はそれに対して補助を行うという役割分担の考え方である。

当初より総合福祉エリアの機能として目指されたものは、まさにこのような地域福祉施設とのネットワークを形成し、その中心として機能することであり、高いノウハウの提供と先進的なサービスの指導であったものと思われる。事実、基本計画には、「エリアのサービス機能を末端まで波及させ、地域の特性を生かしたきめ細かいサービスを提供するため、適正なサービス圏を設定し、その圏域内の広域交流センター、各老人福祉施設、公民館等を活用して、サービスの地域ネットワークを形成する。」と記載されている。

現時点では、総合福祉エリアの「公の施設」としての目標は利用者人数が第一に掲げられ、それとは別個に、その他の福祉施策について県の補助により市町村の設置する拠点数や提供数等が目標として上げられているが、基本計画の目指す姿は、後者に含まれる「特別養護老人ホームリハビリ強化事業」、「ヘルパー講習」「出前」事業」等の推進において、エリアがその中心となり、指導的役割を果たすことであったはずである。

今後の総合福祉エリアの有効活用のためには、「地域ネットワークの中心となる拠点」としてエリアが実施すべき業務を捉え直し、地域施設との連携体制整備を事業目標とする必要があると思われる。

3. 生きがい農園について

南部エリアの施設の一つである「生きがい農園」は、老人の生きがい感を高める生産・創作の拠点として位置付けられ、「南部シルバーエリアのしおり」等で、設置主体は「県」、運営主体は「事業団」とされている。県は、この農園で使用される種子代等も、事業団に対する委託費の積算に入れている。

実際には、この土地は大森町の所有であり、県が事実上一部を借り受け、入居者に提供していたが、入居者の高齢化により、入居者が自ら耕作しなくなっていたとのことである。

現地視察時点では、水はけを良くするための土壌改良工事中であった。この工事は、大森町が農林水産省から補助金を受け、実施主体となっている。

このように、公表資料において「事業主体は県」と記載されていた要因としては、県の「生きがい農園事業」のために町所有の農園を利用することについて、県と町との間の契約等、明示的な取り決めはなく、これまで事実上の了解があったという前提で使用していたことが挙げられる。

この点については、今後、町は、広く農園を開放する一方で、一部をエリア（県施設の入居者）にも使わせるという可能性があるため、使用料、貸付期間、現状回復義務、費用負担（どこまで町が負担し、どこからエリアが負担するかなど）を明確に県と町との間で取り決めておくことが望ましい。

また、生きがい農園は県の施設ではないため、この農園における「生きがい農園事業」実施の委託は、事業団との「委託契約」上、明示的にされてはならない。

すなわち、「県立施設以外での入居者の活動」に関する事業が、契約にある「（県立施設の）管理運営」という条項で包含されているとは読めない。「生きがい農園事業」を事業団に委託す

るのであれば、これを含むような条項にすることが適切と思われる。

3. 平成12年度の行政コスト計算書

3箇所の福祉エリアそれぞれの運営に係る行政コストを試算した結果は以下の表のとおりである。それによると、南部、中央及び北部エリアの使用料及び手数料を控除した純行政コストは、それぞれ、488百万円、458百万円及び280百万円と試算された。また、中央及び北部におけるコミュニティセンター等の利用者1人当たりの行政コストは、それぞれ3,467円、3,931円と試算された。

なお、南部エリアについては、固定資産等をコミュニティセンター等と居住施設とに合理的に分けることができなかつたので、1人当たりの行政コストは算出していない。

(単位：千円)

摘 要	金 額		
	南部福祉エリア	中央福祉エリア	北部福祉エリア
I. 人にかかるコスト	1,194	1,194	1,194
(直接人件費)	—	—	—
人件費	—	—	—
退職給与引当金繰入等	—	—	—
(間接人件費) ※1	1,194	1,194	1,194
人件費	1,092	1,092	1,092
退職給与引当金繰入等	102	102	102
II. ものにかかるコスト	568,872	325,284	220,638
物件費	—	—	—
維持補修費	7,772	—	—
減価償却費	85,940	128,842	71,342
委託費	475,159	196,441	149,295
III. 移転的なコスト	—	—	—
IV. その他	30,086	181,615	80,986
公債費 (利子分のみ)	30,086	181,615	80,986
A. 行政コスト 計 (I～IV)	600,153	508,094	302,819
(うち、委託料に含まれる人件費)	270,866	74,397	66,068
収入項目 (使用料・手数料等) ※2	111,684	49,124	22,182
B. 収入 計	111,684	49,124	22,182
純行政コスト (A-B)	488,468	458,969	280,636

利用者数（人）	—	132,381	71,394
利用者1人当たりコスト（円）	※3 —	3,467	3,931

※1 間接人件費は、県庁で勤務する職員に係る人件費で、3つのエリアに均等に発生していると仮定している。

※2 南部エリアに関しては、養護老人ホームの措置費分を含まない。

※3 南部福祉エリアは、居住施設も含んでいるため、「利用者1人当たりコスト」を計算していない。

11. 秋田県花き種苗センター

1. 花き種苗センター開設時の収支計画について

開設当初の中・長期（5～10年程度）収支計画書が保存されていない。設置当初の収支は検討されているものの、中・長期的に、計画と実績の乖離を分析し、爾後の運営に役立てることは極めて重要である。

2. 花き種苗の原価計算について

花きの原価算定には、温室の減価償却費と育苗担当職員の人件費が含まれていない（臨時職員の人件費は含まれている。）。花き種苗の価格が政策的に決定される場合であっても、企業会計的思考を導入し、これらの費用も含めた単位当たりの発生コストは把握しておくべきである。

3. 平成12年度の行政コスト計算書

（単位：千円）

摘要	金額
I. 人にかかるコスト	113,960
（直接人件費）	113,691
人件費	108,514
退職給与引当金繰入等	5,177
（間接人件費）	269
人件費	255
退職給与引当金繰入等	13
II. ものにかかるコスト	264,675
物件費	82,334
維持補修費	2,484
減価償却費	158,653
委託費	21,203

Ⅲ. 移転的なコスト	—
Ⅳ. その他	70,167
公債費（利子分のみ）	70,167
A. 行政コスト（Ⅰ～Ⅳ）	448,804
収入項目（使用料・手数料等）	39,814
B. 収入計	39,814
純行政コスト（A－B）	408,990

12. 秋田県青少年交流センター（ユースパル）

1. 建設当初の利用目標

研修室・会議室及び体育施設についての当初の利用目標 5 万人に対して、利用実績は平成 11 年度 65,410 人、12 年度 80,097 人と当初目標を達成している。なお、当初目標の数値は、ユースパル開設前の青年の家と（旧）青年会館の閉鎖直前の利用者合計数約 5 万人から設定されたものである。

宿泊施設の当初目標は、青少年団体利用者 14,000 人、一般利用者 7,000 人の合計 21,000 人と設定されていた。これに対して実績数は、平成 11 年度 17,151 人、平成 12 年度 19,957 人であり、まだ目標数には届かないものの比較的順調な推移と考えられる。

現有の施設をさらに有効利用するためには宿泊施設の稼働率を上げる必要があり、このためには一般利用者を増やす必要があるが、青少年教育振興という施設の目的から乖離してしまうという矛盾をはらんでいる。

本来の目的である青少年団体の利用割合は、平成 11 年度から 12 年度にかけて約 76%から約 67%へと 10%近く減少している（「1. 施設の概要（7）」参照）。この問題に対し、学校に週休二日制が導入されたことに伴い、学校休曜日における生徒のユースパルの利用を促進する方策を採るなどして、青少年団体の利用割合を高める必要がある。

2. 青年会館に対する委託契約の問題点

① 職務分掌

ユースパル施設内では、2 階にフロント及び青年会館の事務室、3 階には県の事務室があり社会教育主事 4 人、総務課職員 2 人、所長・副所長各 1 人の 8 人県職員が常勤している。

県が管理する業務は、会議室、研修室及び体育館である。条例第 3 条は、研修室、会議室、体育館を「使用しようとする者は、秋田県教育委員会の許可を受けなければならない。」と規定している。現実には、利用者はフロントで施設の申込や料金の支払いを行うが、このフロン

トは青年会館の職員のみが従事している。県の事務所は3階にあり、当初より県職員が受付する配置にはなっていない。このような現状から、以下のような問題が生じていると考えられる。

ア. 条例上、県に権限がある施設の使用許可や予約の受付等の事務が、外郭団体である青年会館によって行われている。このため、条例の条文と現実の業務とに齟齬が生じている。

イ. 予約の受付、料金の徴収、利用者に対する館内案内、研修室等の利用に係る経費の支払事務は、青年会館の職員により行われている。そのため、県職員は間接業務及び社会教育主事に関する業務に特化している。

ウ. 条例に忠実に従えば、研修室と宿泊室をとともに利用する利用者に対してフロントで、県と青年会館の職員がそれぞれ別個に対応する必要がある。しかし、利用者にとっては同じユースパル内にある施設を利用するために、二度も申込みや支払を行うことは不便であるし、効率性の観点からも、複数の職員が受付業務を行うことは非効率である。

エ. ユースパル運営の意思決定や組織間の意見調整のために、青少年交流センター（県）は運営委員会、青年会館は理事会と評議会、青少年交流センター・青年会館・県庁食堂の三者で開く三者会議、これに教育庁の生涯学習課を加えた四者会議、と多くの会議が開かれている。このような会議の多さは、職員の事務作業量を増やし、意思決定過程を複雑にし、施設の効率的な運営を難しくしていると考えられる。

② 委託に係る改善案

これらの問題点を踏まえて、今後のユースパルの効率的な業務運営のあり方について、以下のとおり改善案を提案する。

(方針1)

条例の規定どおりに、研修室・会議室に係る予約受付業務、料金徴収、利用者に対する館内案内、支払事務等の業務を、青年会館に委託せずに県職員が行う方法。

(方針2)

社会教育主事による青少年教育を除き、研修室・会議室及び体育館を含め施設の管理運営業務をすべて青年会館に委託する方法。

(方針3)

方針2に加え、社会教育主事による青少年教育も青年会館に委託する方法。（社会教育主事は、青年会館へ出向する形態となる。）

方針1は、条例の趣旨にもっとも適合する方法といえる。しかし、利用者の利便性や効率性の観点からは、利用する施設の種類ごとに受付が異なるのは煩雑に過ぎ、公の施設の効率的な運営という面から疑問である。

方針2及び方針3は、利用者の利便性と業務の効率性の面で優れている。施設内の業務をすべて青年会館に委託しても、利用者は不便を感じないであろう。むしろ運営の意思決定が一本化され、利用者の利便性や経営の効率性が高まるであろうと考えられる。

現状では、県と青年会館の2つの組織がそれぞれの業務を分担している。ユースパルの目的は青少年の教育振興であり、本来、サービス提供者の業務形態はこの目的を達成するための手段に過ぎない。既に県民の財産として存在するユースパルの施設を、有効かつ効率的に運営し、

県民に対して高水準のサービスを提供しつつコストを最小限に抑えることこそが最も重要な視点である。従って、これからのユースパルの効率的な運営を考えるに際しては、現行の条例にとらわれずに、最も適切な業務形態を選択すべきである。

(3) 民間施設との競合関係について

① 宿泊施設

前述のようにユースパルは青少年団体のみでなく、広く一般の宿泊利用にも開放されている。これは、青少年教育振興のための利用のみでは採算が取れないため、補完的に一般の利用も受け入れているものである。一般利用者の宿泊料金は、青少年団体の場合よりも高いものの、施設の水準の高さを考えると比較的安価に設定されている。また、交通の利便性にも恵まれており、一般宿泊客の受入れは、近隣の民間宿泊施設に対して競合関係を生じていると思われる。現在のユースパルの利用は、青少年団体の利用が3分の2を占めており、他の公の施設との比較では相対的に目的に適った利用形態となつてはいるが、今後とも現在以上に青少年教育振興目的の利用の比率を高める必要がある。

② 食堂

同様の議論は施設内の食堂についてもいえる。県庁食堂は、厨房部分の行政財産使用料を半額減免された上で売上金から県に納付しており、客席部分については、利用者の共有スペースとして使用料を徴収していない。

このように、県庁食堂に対する使用料を減免している理由として、青少年が安価に食堂を利用できることが挙げられている。しかし食堂のパンフレットには、「どなたでもご利用いただけます。」との記載があり、現実にも一般の利用者も多く、民間レストランと競合関係にあるものと判断される。

3. 平成12年度の行政コスト計算書

(単位：千円)

摘要	金額
I. 人にかかるコスト	71,953
(直接人件費)	71,953
人件費	67,150
退職給与引当金繰入等	4,803
(間接人件費)	—
人件費	—
退職給与引当金繰入等	—
II. ものにかかるコスト	198,344
物件費	12,901
維持補修費	320
減価償却費	120,270

委託費 ※1	64,853
Ⅲ. 移転的なコスト	54
補助費等	54
Ⅳ. その他	47,150
公債費（利子分のみ）	47,150
A. 行政コスト 計（Ⅰ～Ⅳ）	317,502
収入項目（使用料・手数料等）※2	17,269
B. 収入計	17,269
純行政コスト（A-B）	300,233

※1 委託費のうち、人件費は12,961千円である。

※2 使用料は、5,221千円の減免後の金額である。

（内訳：県庁食堂2,991.5千円（50%減免）、青年会館2,229.5千円（全額免除））

13. 複数の施設に共通する意見

複数の施設に共通して発生している問題に関し、以下のとおり意見を述べる。

1. 施設設置当初における収支計画の策定について

県有施設の創設は、多額の資金を要する設備投資であるために、その事業計画策定にあたって、事業費（設備投資額）については事前に慎重に検討されているが、施設開設後の管理運営費については、中・長期の収支計画が十分に検討されない傾向がある。

県有施設は、県民に利用されると同時に管理運営費が発生し、施設を廃止するか、廃棄しない限り、長期間にわたって県の財政に重要な影響を与えることになる。この意味で、施設開設当初の中・長期の収支計画の作成・検討は、事業費同様、或いはそれ以上に重要な検討課題であるといえることができる。

開設当初の収支計画と実績とを比較し、乖離している場合にはその原因を調査、分析するために、開設当初の収支計画の提出をもとめたが、入場者数、使用料・利用料の予測等断片的な資料はあるものの、施設全体の収支予想を記載した資料はほとんどの施設について見出すことができなかった。

開設当初の収支計画に基づき、実績と比較、検討することは、当初計画が実現可能な妥当な計画であったのかどうか、今後の行政サービスをどのように提供すべきか等を検討する上で極めて重要なことである。今後、設備投資の可否を判断するに当たっては、少なくとも5年程度の収支計画に基づき、検討する必要がある。

2. 研修施設の利用状況に関する問題点

一般的に、県が施設の運営にかかる諸費用を負担するのは、当該施設に公益性があると判断しているためである。この場合、公益性の判断基準となるのは、具体的には各施設の設立目的であり、その施設の設立目的に適った利用が十分になされることにより公益性が達成されると思われる。

今回、監査対象とした施設のうち、「金属センター」、「生物資源センター（現 農業研修センター）」、「クリプトン」、「ユースパル」の4つの研修施設には、施設の設立目的に対して直接的に寄与するものと位置付けられる施設（行政財産）と、宿泊施設、レストラン等のように、より幅広い利用形態を可能とするために設置され、設立目的に対して間接的・副次的に寄与するものと位置付けられる施設（普通財産）とがある。どちらも設立目的に適った形で利用されることが前提であるが、宿泊施設等については、本質的には必須の施設ではなく、かつ、民間業者によっても供給が可能であることを考慮すると、公益性が減少した場合、その存在意義に関し問題が生じるおそれがある。

研修施設としての公益性を保持するためには、施設の目的に適合した利用者の割合が、全体の利用者の少なくとも50%を超えることが望ましいと考える。この意味では、「生物資源センター」並びに「クリプトン」については、研修者の利用割合が低く、早急に改善が望まれる。

3. 研修者利用率の改善に関する提案

研修施設は、施設ごとに林業、農業、青少年育成等といった固有の設立目的が規定されている。また、施設の管理運営は各所管課が担当しており、所管課においては、その固有の目的を達成することを目標として管理運営を行っている。

このため、ほとんどの場合、条例に定められている目的に従って実施される各種研修・催事等は、当然にその施設でのみ実施されることになる。したがって、県民が特定の目的の研修を受けるためには、その施設まで出向く必要があるが、各分野の施設は概ね県内1施設であり、県民の利便性の点からは問題がある。

県民の利便性を第一に考えるのであれば、実験機器等を必要とする研修で特定の施設でなければ実施することのできないものを除き、その施設に限定する積極的な理由がない研修については、他の施設を利用できるようなシステムをつくることを検討すべきである。すなわち、現在の研修施設を各々「総合研修センター」と位置づけ、会議・研修・宿泊等の予約、講師等の派遣、パンフレットの作成を全県一元的に管理する担当部所を設け、一般的な研修については、県内どこの研修施設でも利用できるように改めることである。そうすることによって、県民にとって利用しやすい施設になると同時に、潜在的な利用者を掘り起こすことにもつながり、結果として施設の有効利用をもたらすものと思われる。

4. 業務の一部再委託契約について

県は施設の管理運営に当たって公益法人等、外部の法人にその業務を委託している。外部の法人は、個別の業務について専門の業者に再委託している。

県は外部の法人との委託契約において、原則として再委託を禁止し、県の許可がある場合に限

って認めることとしているが、現実には、県はほとんどの場合、明示的に文書での再委託の許可を与えていない。「外部監査の結果」でも述べているが、再委託の適正性、経済性を確認するためにも、文書での再委託の許可が必要であると考える。

また、委託先の外部の法人は、その法人独自の規定に従って再委託契約を締結することになるが、原則として、再委託業者の選定に当たっては、県の規定に準じて行われることが望ましい。

14. 行政コスト計算書の合計表

16 施設の平成 12 年度の行政コストを 1 表にまとめたものは、次ページのとおりである。

16 施設全体の行政コストは 7,338 百万円であり、使用料、手数料等の収入を差し引いた純行政コストは 6,785 百万円である。

行政コスト計算書の合計表
(平成12年度)

(単位:百万円)

摘要	アトリオン	金属センター	生物資源センター	秋田ふるさと村	近代美術館	県立中央公園	小泉湖公園	北政の社公園	クリプトン	総合射撃場	南部福祉エリア	中央福祉エリア	北部福祉エリア	花き種苗センター	ユースバル	ユフオレ	合計
I.人にかかると	90	44	117	6	132	50	16	34	3	17	1	1	1	113	71	21	724
(直接人件費)	90	37	117	-	128	42	8	23	-	-	-	-	-	113	71	9	643
人件費	89	35	110	-	122	37	7	18	-	-	-	-	-	108	67	8	607
退職給与引当金繰入等	0	2	6	-	6	4	0	4	-	-	-	-	-	5	4	0	36
(間接人件費)	-	6	-	6	3	8	8	11	3	17	1	1	1	0	-	11	80
人件費	-	5	-	5	2	7	7	10	3	15	1	1	1	0	-	10	72
退職給与引当金繰入等	-	0	-	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	-	1	8
II.ものにかかると	511	76	276	768	415	417	112	243	150	56	568	325	220	284	198	323	4,929
物件費	76	0	87	-	72	-	-	-	0	0	-	-	-	82	12	-	332
維持修繕費	-	2	3	33	7	38	6	1	0	-	7	-	-	2	0	1	107
減価償却費	157	58	142	325	132	126	32	131	84	16	85	128	71	158	120	121	1,893
委託費	277	14	43	409	203	252	74	109	64	39	475	196	149	21	64	200	2,596
(うち人件費)※	(32)	(6)	(8)	(-)	(44)	(52)	(6)	(21)	(16)	(22)	(270)	(74)	(66)	(-)	(12)	(62)	(698)
III.移転的なコスト	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
IV.その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
公債費(利子分のみ)	-	19	99	259	396	162	0	178	48	47	30	181	80	70	47	62	1,684
A.行政コスト計(1~IV)	601	139	493	1,034	944	629	129	456	202	121	600	508	302	448	317	407	7,338
取入項目(使用料、手数料等)	155	2	18	-	23	23	0	5	2	14	111	49	22	39	17	66	552
B.取入計	155	2	18	-	23	23	0	5	2	14	111	49	22	39	17	66	552
純行政コスト(A)-(B)	445	137	474	1,034	920	606	128	451	200	107	488	458	280	408	300	340	6,785

※ 委託費を含む人件費は、委託契約書に人件費分として記載のあるものを合計している。
百万円未満切捨て

{参考}

秋田県健康増進交流センター（ユフォーレ）

1. 施設の概要

(1) 施設の目的

秋田県健康増進交流センター（以下、「ユフォーレ」という。）は、県民の健康増進を積極的に推進するため、温泉浴と森林浴等の自然の恩恵を同時に取り込める地域に、クアハウスタイプの健康増進施設と健康の森等で構成される屋外施設を設置し、健康づくりのための運動や温泉利用等を安全かつ効果的に行い、栄養・運動・休養の調和のとれた健康的な生活スタイルの確立が図れるよう支援することを目的としている。

(2) 総事業費

基本構想、基本設計、実施設計	112,311 千円
工事費	3,186,895
事務費、初度調弁費、広報推進費	<u>207,803</u>
計	<u>3,507,009</u>

(3) 設備資金

県が発行する地域総合整備事業債 2,529,000 千円によって賄われており、県の償還額（利子支払額を含む。）の約 55%が地方交付税として交付される予定である。

(4) 事業運営システム及び委託管理状況

県は、レストラン・売店及び宿泊施設の管理運営について、河辺町地域振興株式会社（以下、「第三セクター」という。）に、それ以外の施設の管理運営業務を秋田県総合保健事業団（以下、「事業団」という。）に委託している。なお、建物敷地、駐車場等の敷地は、河辺町が県へ無償貸与している。

それぞれの委託先及び管理状況は次のとおりである。

区分	健康増進部門	サービス部門
対象施設	バーデゾーン、トレーニングルームなど、サービス部門以外の施設	レストラン・売店及び宿泊施設
委託先	事業団	第3セクター
料金徴収方式	委託費方式	利用料金方式

(5) 収支の状況

(単位:千円)

項目	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
支出(A)	152,020	188,415	199,467	200,699
委託費(人件費)	53,226	58,152	61,355	62,993
// (施設管理費)	32,534	62,082	65,429	65,435
// (光熱水費)	33,155	36,865	39,207	40,590
// (公課費)	13,403	14,904	17,673	16,621
// (その他)	19,702	16,412	15,803	15,060
収入(B)	67,924	69,842	76,136	66,551
使用料	(55,909)	(53,165)	(59,116)	(49,375)
全館利用	26,059	26,132	31,972	26,455
一般入浴	26,000	23,326	23,723	20,241
貸出・施設利用	3,850	3,707	3,421	2,679
諸収入	(12,015)	(16,677)	(17,020)	(17,176)
施設管理費	3,234	7,624	7,419	7,989
光熱水費	8,698	8,946	9,490	9,075
通信費	83	107	111	112
一般財源(C) = (A) - (B)	84,096	118,573	123,331	134,148
県債元利償還額(D)	48,789	66,659	82,059	176,187
地方交付税交付金(E)(*)	21,352	37,156	52,197	96,902
差引支出超過額 (C) + (D) - (E)	111,533	148,076	153,193	213,433

* 交付金予定額(55%)を記載している。

開設以来、委託費の増加により県の一般財源の負担は年々重くなっている。また、県債の元金償還額が増加するため、支出超過額もさらに増加している。

2. 平成11年度包括外部監査において指摘した問題点

- (1) 利用者数、収支差額とも開設当初の見込みを実績が大幅に下回っている。平成11年度監査で記載した平成9、10年度の見込み・実績と、所管課から取り寄せた資料に記載された平成11、12年度の見込み・実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績
利用者数(人)	111,600	77,651	162,000	85,455	167,000	104,376	177,000	94,886
収入合計	113,197	67,924	170,948	69,842	174,503	76,136	187,626	66,551
支出合計	198,449	152,020	246,894	188,415	249,606	199,467	254,991	200,699
収支差額(△)	85,252	84,096	75,946	118,573	75,103	123,331	67,365	134,148

- (2) 定期券利用者が増加したため、施設利用者が増加しても収入が増加しない傾向がある。
- (3) 送迎用バスは、事業団・第三セクター各1台ずつ所有しており、各々独自に運行しているため、利用度が極めて低い。効率的な運行を検討する必要がある。
- (4) フロント業務は、日帰り利用者については事業団職員が、宿泊者については第三セクター職員がそれぞれ対応し、受付及び料金徴収を行っている。業務を一本化する必要がある。
- (5) 施設運営のコスト削減にあたり、分割管理委託方式を解消し、委託先の一本化を検討する必要がある。

3. 県が平成13年度より改善した事項

- (1) 効率的な業務運営とするため、施設管理について第三セクターに一元化を図った。ただし、健康増進事業に限って、これまでどおり事業団に委託することにした。この結果、フロント業務についても必然的に第三セクターに一本化された。
委託内容の変更に伴い事業団の職員が、平成12年度13人より平成13年度7人に減少することになり、県の事業団に対する委託費の支払が減少することが期待される。
- (2) 条例で規定する上限額の範囲内で、事業受託者の申請を県が承認して料金を定める方式(承認利用料金制)を導入し、第三セクター及び事業団の自主的、弾力的な運営を認めた。なお、定期券については若干の値上げを図った。
- (3) 事業団と第三セクターがそれぞれ各1台運行していたものを、第三セクター2台一括運行管理に改めた。
- (4) 上記の他、営業時間の延長、朝食営業時間の繰り上げ、夜間軽食のための自販機の設置、商品・企画の開発等サービスの改善を図った。

(5) 新方式による委託額の見込み

平成 11 年度の包括外部監査において、当初事業計画と実績に大きな乖離が発生した点について、問題点及び改善事項を指摘、提案したが、これに対し県は関連する条例を改正し、平成 13 年 4 月より新しい運営システム・委託方式で事業を行っている。この新方式は、施設管理については第三セクターに一元化を図り、健康増進事業については従来どおり事業団に委託するもので、平成 13 年度当初における、今後の委託費及び一般財源の負担額を下記のとおり見込んでいる。

(単位:千円)

項目	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
人件費	35,003	30,592	26,181	26,181
施設管理費	62,240	62,240	62,240	62,240
光熱水費	21,907	17,907	13,907	9,834
公課費	1,632	1,632	1,632	1,632
その他	5,340	5,340	5,340	5,340
委託費計 (A)	126,122	117,711	109,300	105,227
諸収入 (B)	19,559	19,559	19,559	19,559
差引一般財源 (A) - (B)	106,563	98,152	89,741	85,668

4. 県の改善策の評価

県は、平成 11 年度の外部監査の指摘事項について慎重に検討し、大胆に改善策を実施しており、コスト削減の効果が期待される。

また、平成 13 年度の目標利用者数を 104,000 人に設定し、収支差額を△106,563 千円と予想していることから、実現可能と思われる目標が設定されている。

5. 平成 12 年度の行政コスト計算書

(単位:千円)

摘要	金額
I. 人にかかるコスト	21,522
(直接人件費)	9,804
人件費	8,995
退職給与引当金繰入等	808
(間接人件費)	11,718
人件費	10,708
退職給与引当金繰入等	1,009
II. ものにかかるコスト	323,609
物件費	-
維持補修費	1,302

減価償却費	121,608
委託費(※)	200,699
III. 移転的なコスト	—
IV. その他	62,083
公債費(利子分のみ)	62,083
A. 行政コスト計	407,214
収入項目(使用料・手数料等)	66,551
B. 収入計	66,551
純行政コスト(A-B)	340,663

※ 委託料のうち、人件費は 62,993 千円である。